

第八章 大学再編への道

解題

一 紛争を契機とする諸改革

大学紛争を大きな契機として、各部署、あるいは全学レベルで様々な改革が開始された。

教養部および各学部においては、運営体制やカリキュラムの改革などをめぐって議論が行われた。たとえば医学部では、「医局講座制を打破する」ことが宣言されるとともに(三二)、教授会の公開、学位制度の廃止、教官の任用人事凍結などの徹底した改革が試みられた。教養部では教授会構成員の拡大や、授業時間帯変更やゼミナール開始などのカリキュラム改革が行われた(六)(八)。

全学的な改革としては、まず一九六九年三月二六日、大学改革問題全般に関する情報交換と討議の場として、各部署長から推薦された教官を会員とする月曜会が設けられた(二)。講座制、教養課程、大学院制度、附置研究所の問題点や教授会公開など様々な事柄が話し合われた(九)(二)(二二)。

六月三日、評議会の改革について検討する場として評議会内の小委員会として「評議会あり方検討委員会」が設置され、九月一六日に報告書が出された(七)。これにもとづき、一二月二三日の評議会において評議会内規(資料編一、一七〇頁)が決定された。

六月一七日、大学改革のための正式な全学委員会として、大学問題検討委員会が発足した。一九七〇年一月一〇日に最初の答申「教養課程の改善について」(一〇)を出し、一九七二年九月二七日には大学の任務や未来像に関する長文の「大学の未来像について」(一二)をまとめ、一九七三年六月一八日に「総長選挙制度の改正につ

いて「(一四)を出したあと一九七三年七月三日に解散した。

一九六九年八月七日の「大学の運営に関する臨時措置法」公布(資料編一、五四頁)へと至る大学立法への動きに対しては、これに反対する奥田東総長の声明(四)や、評議会声明(五)などが出されている。

なお、同年五月二〇日、『京大広報』が発刊され(一)、紛争や改革問題を含む様々な情報が教職員、学生に提供されるようになった。

二 教養部・大学院改革

一九七四年六月二〇日、文部省令第二八号による大学院設置基準が公布され、これをふまえての大学院改革案が学内の委員会で検討された。一九七五年三月三十一日に大学院制度検討委員会(一九七三年二月六日設置)より「大学院制度の改革について」の答申(一)が岡本道雄総長に提出され、さらに一九八一年一月二三日には大学院審議会制規等専門委員会(一九七七年一月一日設置)より「独立専攻・独立研究科の制度・運営」の答申(三)が沢田敏男大学院審議会議長(総長)に出された。

大学院改革を行う上で特に対策が必要とされたオーバードクター問題に関しては、一九七二年四月に設置された(第一次)OD等問題検討委員会(一九七三年一〇月一日答申、一九七三年一〇月解散)および、一九七七年四月に設置されたOD等問題検討委員会第二次委員会において調査・検討が行われた(一九七八年四月一日に答申(二))。

教養部では、一九七〇年代を通じて研究・教育体制の改革案づくりが行われていたが、最初に、教養部を基礎とする「独立研究科」の設置構想がまとめられた。一九七九年には「科学基礎研究科」構想が教養部内の教養部改善検討委員会できまとめられ、全学的な承認を経て概算要求も行われた(ただし予算化はされなかった)。そして一九八五年七月には「学術総合研究科」構想が「教養部にかかわる大学院問題検討委員会」(一九八四年一〇月九日設置)できまとめられ、これが一九九一年四月の人間・環境学研究科設置の原案となった。

つぎに、教養部を母体として新学部を設置する構想も浮上し、一九八七年一〇月一六日、「教養部にかかわる

構想検討委員会」(一九八七年三月三〇日設置)より、「教養学部」新設構想が西島安則総長へ報告された(四)。この構想は、一九八九年の「総合人間学部」新設計画(八三八頁(一))へつながっていった。

三 新キャンパス構想

一九八四年一〇月一七日、「二一世紀を展望した本学の在り方及びそれに即した施設の整備」を諮問事項とする将来計画検討委員会が設置され、現有キャンパスの過密化に伴う新キャンパス確保の問題が主要テーマとして検討されることとなった。翌年三月二十九日に第一次答申が沢田総長へ出された(一)。この問題は一九九〇年代にも継続して審議されていくことになる。

四 国際交流と大学開校

〔国際交流〕

一九七七年七月一日、国際交流事業に関する基本方針を立案するため国際交流委員会が設置され、一九七九年二月二八日に答申「大学間の国際学術交流のあり方について」(一)が岡本総長へ提出された。一九八五年の「将来計画検討委員会第二次答申」(二)でも、国際学術教育研究機構の構想などが打ち出された。

一九八七年二月二四日には、京大の研究分野に重要な貢献のあった外国人研究者に対する名誉博士の制度が、大学院審議会制規等専門委員会の答申(三)をもとにして設けられた(資料編一、三四五頁)。

一九七九年一月二日にパリ第七大学との間で初の学術交流協定が結ばれて以来、京大は一九九七年五月現在、一八カ国、三〇大学、二大学群と覚書交換等の学術交流協定を結んでいる。一九八八年一月二五日、国際交流委員会より「大学間学術交流協定を締結するに当たつての基本的な考え方について」の答申(四)が西島総長へ出され、これにもとづいて交流協定締結覚書の標準書式が定められた。

〔公開講座〕

市民を対象とした全学的な公開講座は敗戦直後の「京大教養講座」以来しばらく行われていなかったが、一九七九年度より「京都大学市民講座」が開講され(五)、一九八八年度からは連続講義として「京都大学春秋講

義」もあわせて開講されるようになった(二六)。

〔京都大学後援会〕

創立七十周年記念事業の一環として、国際学術交流に対する助成事業と、学術講演会・研究会などの会場となる京大会館の建設が計画された。

国際学術交流助成事業を行う団体としては、一九七四年六月四日に「財団法人京都大学創立七十周年記念後援会」が設立された(八)(設立趣意書は一九七三年一月三〇日に設立発起人会において可決(七))。一九八八年八月二六日には「財団法人京都大学後援会」と改称し、助成目的に教育・学術研究活動などを加えている(九)。なお、二〇〇〇年三月一日、「財団法人京都大学教育研究振興財団」に改称した。

〔京大会館楽友会〕

京大会館は、一九七八年一〇月二八日に竣工したが、その維持のため一九七七年九月一二日、「財団法人京大会館楽友会」が設立された(一〇)(一一)。

五 入学試験制度改革

いわゆる一学期・二学期制でスタートした新制国立大学の入学試験制度は、一九七九年度より共通第一次試験実施により試験期日が一本化された。しかし、受験生の「輪切り現象」による大学の序列化などの弊害が社会的に指摘されるようになり、一九八五年以降、国立大学協会において受験機会の複数化に関する検討が急ピッチで進められ、一九八六年四月三日には、一九八七年度入試からの受験機会複数化実施のためのプランとして、いわゆる旧帝大七大学の試験期日を二分する方針が発表された。こうした動きに対して京大では、従来通りの入試方法を主張する法学部など各学部の意向を尊重しながら、議論をすすめていった。結局、法学部が募集定員をA・B両日程へ分割して二次試験を二回行う方式を採用し、それを含めた京大の実施案が国立大学協会へ提出された(一二)(一三)。受験機会複数化実施問題に対するこうした京大の態度は、国立大学協会の議論に大きな影響を及ぼすこととなった。

六 諸問題への対応

〔教職員定員削減問題〕

政府は一九六九年五月一六日公布の行政機関職員定員令などの適用により、第一次（一九六九年度より一九七一年度）、第二次（一九七二年度より一九七四年度）に始まる国立大学の定員削減を開始したが、その結果、京大においては教職員の不足により多数の「常勤的非常勤職員」を採用せざるを得ない事態となり、現在に至るまで待遇格差など深刻な問題が生じている（一）（二）。

〔同和・人権問題〕

一九七二年六月一四日、教育学部による教育実習オリエンテーションの際の配付資料の中に差別表現が存在しているとの指摘を受け（三）、これに対する大学としての反省に基づく問題解決への第一歩として、同和問題委員会が設置され（四）、同和問題の教育、調査、資料整備、啓蒙活動などが進められることとなった。一九七五年一月二〇日に中間報告（五）が出されている。

〔環境問題〕

一九七二年七月二四日、京大の若手教官、学生らで組織された災害研究グループが工学部排水溝から多量の水銀を発見し、環境問題に対する全学的対策の遅れに関する大学の責任を追及した（六）。これに対し、一一月二二日、前田敏男総長は学生の要求に応じて下流住民に対する説明会を行い、陳謝した（七）。また、この事件に先立つ四月一〇日に発足していた「廃棄物処理等専門委員会」では、八月一日に中間答申を提出して廃棄物処理基準案などを提案した（『京大広報』第七六号、一九七二年一月一七日）。

一九七九年四月一二日には、原子炉実験所排水路の泥から放射性元素が検出された事件があり、京大の環境問題に対する姿勢が学内外から再び厳しく問われることとなった（八）（九）。

〔構内交通安全問題〕

一九七〇年代になって、入構自動車の増加によって教職員・学生の安全が脅かされるようになり、安全委員

会（一九七三年九月一八日設置）において構内交通安全対策の検討が行われ、一九七四年四月一五日の提案（一〇）を経て一九七九年二月四日に交通規制要項が制定され（一一）、翌年から実施された。

（富岡 勝）

一 紛争を契機とする諸改革

一 「京大広報」の発刊にあたって

一九六九（昭和四四）年五月二〇日

〔七〕

「京大広報」の発刊にあたって

京都大学総長 奥田 東

大規模化した大学において、とくに近年のように事態が流動的な場合に痛感されるのは、現在大学において生起している事実の情報の不足であります。それは、いうまでもなく、大学内における各人が適確で迅速な情報を得てそれぞれの状況の把握、問題点の認識や判断をすること

を期待するからであります。

従来から、本学では「学報」が発行されておりますが、これはきわめて事務的なものであり、情報提供としての機

能を十分に果せない憾みがありました。その他は、諸種の会議を通じて情報が各部局に伝達されるにまかせられていたのが実情です。

そこで、このたび大学に広報委員会をつくって「京大広報」を発行することとしました。記事については、各部局に広報責任者を置き、そこから提供される記事を掲載することとなっております。広報活動というのは「言うは易く行なうは難し」の点があり、従来からその必要性について各方面から指摘を受けながらも今日までその実現が遅れていたわけでありますが、当面事実の報道ということに編集の方針をしばって発行していくことになっております。

〔注〕 原文は横書き。

二月曜会について

一九六九(昭和四四)年五月二〇日 (三)

月曜会について

大学の改革問題に関連して、さる三月二六日に、(奥田英)総長の

提案により月曜会が発足した。会のあり方、運営方針等については、第一回および第二回会合で総長の提案をもとに出席者全員により討議された。これによると、この会は、各部局で当面し、または議論している問題を出しあい、相互に問題解決の資に供するとともに、このような情報交換を通じて共通の認識のうえに立って大学問題を考え、必要に応じて総長に問題提起を行なっていく会である。したがって、この会は、大学の決定機関ではなく、また総長の諮問機関でもない。その意味で従来の評議会や部局長会議と全く異なる新しい役割をもった会である。この会で提起された問題は、事情に応じて評議会や部局長会議に諮って特別の委員会などを設けて調査研究する等の方途が講ぜられることになっている。

会の構成は、各部局長から推薦された教官二名以内からなる。会員は、部局を代表するものではなく、部局における大学問題に精通している者との条件で選ばれたものである。司会は、当分の間、会員の交代制として運用されている。

る。例会は、毎週月曜日午後五時から七時までとし、現在まで九回の例会がもたれたが、そこで話し合われたことは、大略次のとおりである。

第一回(二・二六) 司会 総長

総長の提案をもとに会の性格、出席資格等について討議。なお、次回において引き続きこの問題を討議することに決定。

第二回(三・二八) 司会 総長

前回に引き続き会の性格、出席資格等について討議。これらについて本文記載のとおり了解。

第三回(三・三一) 司会 総長

会員が出そろうまで総長の司会で会を続けることを了承。教育、法、経済、理、医、薬、工、農の各学部から現在の問題状況を報告。

第四回(四・七) 司会 (英二郎) 田畑会員

前回に引き続き文学部、教養部ならびに基礎物理学および数理解析の両研究所を除く各附置研究所から現在の問題状況を報告。

第五回(四・一四) 司会 総長

前回に引き続き数理解析研究所から現在の問題状況を報告。そのあと目下の重要課題である学生の地位、参加の

方式ならびにその前提としての大学の理念について意見交換。

第六回（四・二一）司会 森口会員

前回に引き続き大学の理念から話し合いが始められたが、これについては早急な結論は得られないことから、大学の理念を課題としつつ、まず部局で当面する学生参加、教授会の公開等から議論が進められ、あわせて授業の実施状況を中心として情報交換。

第七回（四・二八）司会 服部会員⁽¹⁾

教授会公開の問題について意見交換。

第八回（五・六）司会 磯村会員⁽²⁾

前回に引き続き教授会公開の問題について意見交換。あわせて運営委員会および全体会議などの構想について話し合い、学生、職員の参加の問題を検討。

第九回（五・一二）司会 平井会員^(後述)

今後の会のあり方、会議の進め方について意見交換。なお、次回においてさらにこれを整理して討議するところ⁽³⁾に決定。

〔注〕 原文は横書き。

〔1〕『京大広報』第三号、一九六九年五月三〇日に越智と^(武臣)の訂正記事あり。

三 医学部改革への努力

一九六九（昭和四四）年五月二〇日

医学部改革への努力

医学部教授会は、従来の教授会では学部⁽⁴⁾の管理、運営は困難になってきた事実を率直に認め、昭和四四年一月三〇日の医学部集会において^(同本誌)医学部長は医学部の新機構（仮称協議会）設置のための準備会への参加を全構成員に呼びかけた。その後、教授会における、また教授会と他層との会談における討論の結果を四月一八日の時点において総括し、下記の声明を発表し、教授会の姿勢を明らかにするとともに教授層としての新機構の案を検討中である。

声 明

現在の紛争の主たる原因が医局講座制と職階制による支配機構を維持してきた教授会の責任であることを深く反省し医学部の改革に努力する。

1. 医局講座制を打破する。

とくに複合講座を有する教室においては早急に講座間の壁をとり払いその運営については全教室員の平等参加による新しい組織における決定に従う。

2. 原則として職階制は撤廃すべきものである。

a) 現行法規では各種職名を廃止することはできないが、

研究および診療面においては職名による差別は撤廃されるべきである。教授は学生を教育し自ら研究を行なうという教官本来の姿にたちかえりその他の職権は新しい意志決定機構にゆだねる。教授は一教官としてその機構に参加する。

b) 今後新機構発足まで教官任用人事、教官研究費配分（緊急な処置を要するものを除く）を凍結する。学位審査の当面の処理については各層と協議の上これを決定する。

（以下略）

〔注〕 原文は横書き。

四 中教審答申に基づく立法化に対する総長の声明 〔七〕

一九六九（昭和四四）年五月二三日

中教審答申に基づく立法化に対する総長の声明

さる四月三〇日、中央教育審議会から「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」と題する答申が公にされ、さらに、これにもとづいて政府において立法化が企図され、そのためにかく通常国会の期間の延長もおこなわれる模様であるが、奥田総長はこういう事態の動きの重要性を憂慮し、五月二〇日の評議会にはかり、下記の声

明を発表した。

声 明

大学の紛争の解決に当っては、時代を貫く大学本来の使命の重要性にかんがみ、京都大学としては、研究、教育の自由を中心とする大学の本質を配慮しつつ総力を挙げてその根本的解決に精魂を傾けている。このことが一面紛争の現象面の解決をおくらせている事実是否定できない。しかし、われわれは、この配慮こそ大学存立のかねめであると考え、鋭意努力をかさねているのである。

しかるに、今回の中央教育審議会の答申を見ると、種々問題とすべき点がある。たとえば、大学における学生の地位を実質的には結局公共施設の利用者としてみる面が強調され、独自の立場を有する大学構成員とみなす観点が十分でない。かような立場から本来尊重されるべき学生の自治活動に対する不当な制約などを帰結しているが、むしろ学生の自治活動はその自発的成長に期待すべきものである。また、答申は学内協力体制を乱した教職員を一時職場から遠ざける措置を提案しているが、この提案が実施されれば、学内における批判は一切封じられ、思想の自由はまったく認められないことになるおそれがある。

る。さらに、大学設置者に大学を休校または閉鎖する権限を認めている結果、国立大学の場合には、政府が紛争解決を理由として容易に大学に介入し得ることとなり、紛争解決に益するところがないのみならず、大学自治は重大な脅威をうけることとなるであらう。

このように、答申の内容は、当面する大学紛争における大学自らの自主的解決をむしろはばみ、権力の不当な介入や大学自治を侵すおそれがある。したがって、答申の取扱いには慎重を要するものであり、いわんやこれに基づく立法化は容認し得ない。たとえ紛争解決のためのみの臨時措置としての立法化であっても、かえって大学問題の解決のさまたげとなるであらう。この際、政府は慎重な態度をとるよう強く要望する。

昭和四四年五月二〇日

京都大学総長 奥田 東

〔注〕 原文は横書き。

五 「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する評議会議明

一九六九(昭和四四)年六月一七日

「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する評議会議明

さきに本学は、中教審答申に基づく立法化に対する総長の声明において、早急な立法措置が大学紛争解決のために適当でないことを表明したが、それにもかかわらず、このたび大学の運営に関する臨時措置法案が国会に上程されたことは、はなはだ遺憾である。

大学紛争に対処するためには、紛争の原因について十分な配慮をはらいつつ、大学みずから大学運営の改善のための努力を重ね、それぞれの大学の事情に応じた自主的解決を図ることがなにより大切である。京都大学としては、総力をあげてそうした努力をつづけており、その成果は徐々に現われている。

しかるに、臨時措置法案は、大学における教育等の休止、停止その他の非常措置を予定し、大学の自主的解決よりもむしろ政府の強い指示の下に大学紛争の収拾を図ろうとするものであって、非常事態の名の下に大学の自治を基調とする大学本来の管理および研究・教育の体制をゆがめるお

それがある。のみならず、大学紛争の解決になんら資することなく、かえって事態を悪化させ、紛争の解決をいっそう困難にするものといわなければならない。

政府、国会もわれわれのこのような意向と努力とを勘案し、法案の取扱いについては、十分慎重な態度をとられるように要望する。

昭和四四年六月一七日

京都大学評議会

〔注〕『京大広報』第六号、一九六九年六月二〇日に掲載。

原文は横書き。

六 教養部新教授会の発足

一九六九(昭和四四)年九月一日

教養部新教授会の発足

教養部では一月以来の非常事態に対処するため、教授、助教授、講師、助手、助手に準ずる教務職員から成る教官協議会がつくられ、教授会から人事以外の諸権限を委任されて運営にあたってきた。ただ公的には、教授のみによる教授会が存続し、教官協議会の決定を追認する方式がとられていた。

二月初旬以来、教養部新制度立案委員会では教授会の構成、ならびにその意思決定の方法を検討して来たが、新制度発足に必要な諸内規案を作成の上、部長及び教官協議会に提出、八月九日可決され、ひきつづき同日教授会の承認を得た。ここに教養部はこの新制度によって運営されることになった。

新制度における教授会構成員は、教務職員にまで拡大されることになる。約二〇〇名に及ぶ新教授会の運営を円滑にするため、各種委員会が企画・立案し、教授会の承認を得て執行するという委員会中心の方式がとられる。各種委員会としては、人事、財政、教科課程、図書、建築、部報、学生生活連絡、制度の八委員会が常置される。これらは形式上は従来の委員会の改組、改称であるが、委員をすべて教授会での直接選挙によって選出するという新方式をとり、教室ないしその集合体である教科の利害が反映するのを避けている。また委員会の職務・権限についても改善された面が少なくない。旧教務委員会を継承した教科課程委員会が、大学教育全般にわたる視野に立つて、教養部の教科課程を検討することになったのはその一例である。ただ今回の改革は、なお旧制度の手直しに留まるともいえ、新教授会、新委員会において、今後検討されるべき問題は少なくな

い。

なお八月一日には、第一回新教授会が開かれ、前記諸委員会の委員、ならびに教授会の議事運営にあたる議事運営委員、合計六二名が選出された。

〔注〕 原文は横書き。

七 評議会あり方検討委員会報告*

一九六九(昭和四四)年九月一六日

〔七〕

昭和四四年九月一六日

京都大学評議会議長 奥 田 東 殿

評議会あり方検討委員会委員長

田畑茂二郎

評議会のあり方に関し、委員会において審議の結果、次のような結論に至りましたので、報告いたします。

I 評議会の地位と権限

評議会についての現行法上唯一の根拠法規である「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」(昭和二八年四月二二日文部省令第一一号)の第六条は、とくに教育公務員特例法(昭和二四年法律第一号)が人事に関する一定の事項(例えば、第五条による教員の転任、第六条に

よる教員の免職、第九条による教員の懲戒処分)に関し、評議会の議決権限を認めている場合のほか、評議会を一般に学長の諮問機関として規定しており、また、昭和三八年一月二八日に中教審が行なった答申や、文部省がかつて準備した国立大学運営法案(第七条)では、評議会を単なる審議のための機関とする見解が示されている。京都大学においても、評議会が総長の諮問機関としての機能をもっていることは否定されえない。しかし、評議会は大学の各局部において選ばれた評議員より構成されており、その意味においては、いわば大学の全部局を代表する機関であるということができる。したがって、単なる総長の諮問機関たるにとどまらず、全学的事項に関する最高意思決定機関としての性格をもっているとみるのが適当である。京都大学のこれまでの慣行においても、評議会は総長の諮問機関たるにとどまらず、大学の意思決定機関として考えられてきているとみることができるのであって、京都大学評議会規程が、評議員二名以上の要求があるときは、評議会を招集しなければならないとしていることは、これを裏書きしているといつてよいであらう。

このように、京都大学においては、これまでも、評議

会は、全学的事項についての議決機関として一応理解されてきているといえるが、しかし、従来の実行においては、大学の運営における評議会の地位はかならずしも明確ではなく、全学的にみて重要な事項が評議会の審議に付されなかったり、あるいは、予め部局長会議で審議された後、その結果に基づき、評議会では単に形式的な審議のみが行われるといったことが少なくなかった。

このように、大学の運営に関する重要事項について評議会に十分審議する機会が与えられなかった原因としては、種々の事情をあげることができる。例えば、評議会がかなり多数の評議員をもつて組織されているという、その構成にも一因があるといえるであろう。構成員が多くなれば、審議決定に手間どるのが普通であって、当面する大学の運営に関する重要事項のすべてを一々そこで審議決定するということは、事実上きわめて困難となってくるからである。しかし、こうした構成上の問題は、例えば国会における委員会方式を採用するなどの措置によって、ある程度緩和することができるがらであって、かならずしも根本的な原因とみることはできない。むしろ、より根本的な原因は、次の二つの事情にあるということができよう。一つは、評議会の議決事項

がかならずしも明確ではなかったということ。いま一つは、学部自治との関係である。

まず、第一の点については、これまで京都大学では、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」第六条が一応の基準とされ、そこで諮問事項として掲げられている第一号より第六号に至る事項は、他の機関に委ねられる場合(例えば、学生の厚生補導に関する権限が学生部に委ねられている場合など)をのぞき、一般に評議会の議決事項として取り扱われてきているということができる。問題は、第八号の「その他大学の運営に関する重要事項」についてであって、「大学の運営に関する重要事項」を評議会に対する単なる諮問事項とみるか、あるいは評議会の議決事項とみるか、この点はこれまでかならずしも明確ではなかった。大学の運営に関する重要事項とみられるものが、評議会の審議に付されることが少なくなかったのは、こうした事情にも起因しているといえるであろう。

次に問題なのは学部自治との関係である。これまでの例では、全学的にみて重要な事項が部局長会議を中心として審議され、評議会はその審議の結果に基づいて形式的な審議のみを行なうということが少なくなかった。こ

のことは、全学的にみて重要だとされる事項が、一般に各部署の運営に重要な関係をもっており、したがって、部署長の意見を聞くことがまず必要とされたことにもよるが、なによりも重要なことは、大学の運営は原則として学部自治を基調として処理されなければならないとする建前がとられていることである。そのため、部署間の調整に重点がおかれることになったのである。

以上のような諸種の事情に基づき、これまで評議会においては、大学の運営に関する重要事項についての審議がかならずしも十分に行なわれるかたちにはなっていなかった。しかし、はじめにのべたように、評議会が大学の全部局を代表する機関であり、全学的事項に関する大学の最高意思決定機関とみるべきものである以上、評議会が大学の運営に関する重要事項について十分な審議の機会を与えられないのは、適正な状態ということではできない。そうした状態を是正することがなによりも必要であって、この観点から、委員会として、評議会の地位・権限について、次のことを提案する。

(1) まず、評議会が全学的事項に関する大学の最高の意思決定機関であることを明確にすること。この場合、最高というのは全学的事項に関していうのであって、

部署の専決事項とされるものについてまで、評議会の議決が優先するという意味ではない。とくに問題となるのは学部自治との関係である。学部自治は本来学部（教養部、研究所を含む。）における研究・教育の自由を保障するためのものとして認められたものであって、大学の運営一般について、学部自治の名において部局の特殊性を主張し、全学的事項に関してなされる評議会の議決を無視することは適当でない。しかし、反面、評議会もまた、その議決をなすに当って、部局における研究・教育の自由を尊重しなければならないことはいうまでもない。

(2) 次に、評議会の議決事項を明確にするとともに、一定の条件の下で、評議員による発議権を認めること。大学の運営に関する重要事項が評議会の審議に付されるためには、まずそれが評議会の審議事項であることを明確にする必要がある。ところで、なにが重要事項に該当するかを予め具体的に示すことは困難であって、評議会に対し議案を付議する権限をもつ総長がまずそれを決定することになるであろう。しかし、評議員にも議題の決定になんらかのかたちで加わる道を考慮することが必要である。京都大学評議会規程では、評議

員二名以上による要求がある場合には、評議會を招集しなければならぬことになるが、これが議題提出権をも含むかどうかは明確でない。このさい、評議員の評議會招集要求の権利だけでなく、発議権をも明確にし、一定数(例えば、二名以上)の評議員が一定の案件を議題とすることを評議會に提議し、評議員の多数の賛成をえた場合には、それを評議會の議題とするというふうにすることが適当であろう。

なお、大学の運営に関する重要事項を評議會の議決事項とすることと関連して、評議會として審議すべき重要事項について調査研究するため、とくに *ad hoc* の特別委員会を設けようようにすることも考慮するべきであろう。

(3) 一定の範囲において、評議會が一種の監察機能を営みうるような措置を講ずること。大学の運営に関する重要事項を評議會の議決事項とし、評議會において審議することが望まれるとしても、実際問題として、大学の運営に関して当面するすべての重要事項を評議會で審議決定することは、事実上困難であり、また、かならずしも適当ではないであろう。したがって、評議會の実際の機能としては、大学全般の運営に関する基

本方針などの決定に主としてかぎられることになり、評議會の議決事項とされることがらについても、大学の運営における執行の最高責任者たる総長や学生の厚生補導について総長補佐の責任を負う学生部長の決定に委ねられる面が多いであろう。しかし、この場合においても、大学の全部局を代表する評議會がそれになつた無縁であつてよいというわけではなく、一種の監察機能を営みうるようにすることが望ましい。そのためには、総長が大学の運営に関してとつた措置について、評議員が評議會において報告を求め意見を述べうるようにするとともに、緊急重大な事項の処理については、総長は評議會に報告しなければならないこと、また、学生部長は、厚生補導に関する重要事項の処理について、その都度評議會に報告しなければならないこととすることなどが考慮せられるべきであろう。

II 評議會の構成、議事手続など

京都大学においては、現在、評議會は、総長のほか、各学部長、各学部の教授二名、教養部長、教養部の教授二名、教授定員五名以上をもつ附置研究所の長をもつて構成されており、*ex officio* に評議員となる総長、部長ならびに所長以外の評議員は、それぞれの学部、教養部に

おける選挙によって選出される仕組になっている。

この場合、まず問題となるのは、評議員の範囲を教授にかぎっていることである。今日、多くの部局においては、教授会のメンバーを教授以外のものにまで広げることについての検討が行なわれており、評議会についても、評議員を教授のみにかぎるのが適当であるかどうかに関し検討する必要があるといえるであろう。しかし、この問題は、大学改革問題全般との関連で検討するのが適当であつて、本委員会ではそれについて早急な結論を導くことは避けた。

次に問題となるのは、評議員を各部局単位で選任することになっている点である。評議会が全学的事項に関する大学の最高意思決定機関であるとするならば、評議員は部局の利害にとらわれず、全学的な立場に立つて審議決定に参加すべきことはいうまでもない。評議員が各部局から選任される場合についても、この点には変りはないが、この趣旨をさらに徹底するならば、少なくとも一部の評議員については、部局の枠をこえた全学的な規模の選挙で選ぶ方式を採用することも考慮すべきであろう。もっとも、この方式を採用する場合には、選挙に参加する有権者の範囲をどうするかという問題がある。また、

選出される評議員が特定の部局に偏るおそれがないか、選挙が一種の人気投票になる可能性はないかなど、種々の問題があり、これらの点を慎重に検討する必要がある。なお、そのほか、評議会の構成については、教授定員四名以下の附置研究所や研究センターなどより評議員を選出することが認められていない点についても、今後検討される必要があるであろう。

以上は、今後の課題として考慮すべき問題点についてのべたものであるが、次の点はなるべく早急に実現をはかる必要がある、評議会の審議事項などとともに、内規のかたちで規定するのが望ましい。

(1) まず第一は、評議会の採決方法について、出席評議員の過半数の賛成がある場合には、例外的に三分の二の多数決によることを認めることである。評議会が単なる諮問機関でなく、議決機関として、重要事項について審議決定する場合、現行の評議会規程で定めているように、過半数による採決方法のみによることが適当かどうかは問題であつて、総長または二名以上の評議員の発議により、出席評議員過半数の賛成がある場合には、例外的に三分の二の多数決によるもののが適当であろう。

(2) 次に、とくに附置研究所長たる評議員について、代

理の出席を認める必要があるということである。学部、教養部の場合は、複数の評議員が出席しており、とくに代理の出席を認める必要はないが、附置研究所の場合には、所長たる評議員に事故があり出席できないときは、当該研究所よりの評議員が全く欠けることになる。評議会と研究所とのコミュニケーションをはかる上から、少なくとも附置研究所については、代理の出席を認めるのが望ましい。この場合、代理に評議会における表決権を認めるかどうかについては、別に検討される必要がある。

〔注〕『京大広報』第一八号、一九六九年一〇月二四日に掲載。

原文は横書き。

八 教養部の諸改革

〔七〕

一九六九(昭和四四)年一〇月一七日

教養部の諸改革

教養部において現在までに行なわれた改革には、既報の教授会構成員の拡大(京大広報No.一四参照)のほか、カリキュラムに関するものがあげられる。

まず第一には、授業時間帯の変更である。従来は全学一率に八時一〇分ー一七時とされていた時間帯を、教養部では八時五〇分ー一〇時二〇分、一〇時三〇分ー一二時、一二時五〇分ー一四時二〇分、一四時三〇分ー一六時にあらためた。終了時間を早め、学生の自主活動に便宜を提供し、あわせて通学の便をはかり、また長時間講義による緊張を緩和する趣旨からであり、すでに一〇月一日の授業再開以来実施されており、後期からは他学部の同調も得られる見込である。

第二にゼミナールの開始がある。少人数教育の必要性を痛感した教養部では、すでに二回生を対象とし、人文・社会科学系のSコースを実施して成果をあげてきた。このたびは人文・社会系に限らず、また一回生も受講できることとし、教官・学生の一層の学問的・人間的接触の促進を意図したものである。現在開講予定数は約三〇であり、なお若干の追加が見込まれている。一〇月一五日より開講され、一六時以後の時間がこれにあてられる。ただSコースが、一科目に限り、正規の単位を与えられているのに対し、ゼミナールは現在のところ増加単位(進学に必要な単位とは認められない単位)とされている。

これらは四月から七月にわたって行なわれた特別講義の

経験をも生かした暫定措置であり、昭和四五年度以後においては、さらに改善が検討されている。

なお年々約一割の留年学生を出し、弊害のあつた留年制度については、四カ年一貫教育の立場から、廃止の方向での討議が、大学問題検討委員会で進められている。

〔注〕 原文は横書き。

九月曜会メモ〔第四一回〕

一九六九(昭和四四)年二月二日

〔七〕

第四一回(二・二二) 司会 安平公夫会員

前田敏男新総長を迎えて、本年最後の月曜会が開かれ、次のように総長挨拶、報告、討論が行なわれた。

1. 各部局報告

法学部、理学部より、最近行なわれた大学院入試実施状況について、また化研より教授会公開の助手会要求、医学部からは授業再開と、その進行状況についての報告があった。

2. 大検委報告

教養課程の改善について提出を予定されている大検委の答申原案を総会で討論、この中の研究組織の項に関しては、

第一部会で意見をまとめ、これを原案に含めて答申することに決定した旨の報告があつた。

3. 前田総長挨拶

前田総長が挨拶を兼ねて、次のとおり大学運営の抱負、月曜会に対する希望を述べられ、会員との間に質疑応答が交わされた。

(1) 奥田^(東)前総長の方針を踏襲して、大学の運営に当たりたい。それ故に月曜会は従来どおり続けてほしい。月曜会は、大検委とは異なる独自の役割をもつもので、今後の活躍を期待する。

(2) 京大の改革は他大学と比べて、遅れているのではないかと言われることがあるが、しかし京大では、部局、教室等の段階で個別的に改革が進んでいるので、遅れているとは思えない。

(3) 入試制度改善に関しては、前総長時代に発足した入学試験制度委員会が、一応問題を整理した上で、任務をおえることになった。今後この問題を取り扱うに最も適当な場をどこに求めるべきか、月曜会でもこの点について考えてほしい。

(4) 大学の改革は、現法規との関係も考慮しながら積極的に改革を進めてゆきたい。文部省でも改革の実施に熱

意を持つものと理解する。

これに関連して、会員より次のような発言があった。

文部省と大学とは、改革といってもその指向する方向が必ずしも一致するものとは限らないので、大学では自主的な改革路線を堅持する必要がある。

(5) 附置研究所の問題点総括

前回の共同利用研究所に引き続き、非共同利用自然科学系七研究所に関する問題点の総括討議を行なった。時間の関係上、既に提出済みの資料(末尾掲載)大学附置共同利用研究所の現状と問題点について簡単な討論を行なったあとこれを承認した。但し、非共同利用附置研究所については、今回の報告は、その歴史と現状を中心とするものとし、来春学部問題を論ずるに際して、研究所の位置付けについて更に討論を行ない、総括統報として、これを出すことに決定した。

(竹田俊男会員、安平公夫会員)

大学附置共同利用研究所の現状と問題点(月曜会の報告・討論のまとめ)

基礎物理学研究所、数理解析研究所、原子炉実験所および霊長類研究所(設置順)は、全国研究者の共同利用によつ

て夫々の分野に関する研究を行なうために本大学に附置された研究所である。(制度等の詳細は「京都大学一覽」を参照されたい。)ここでは月曜会において報告、討論された諸点を中心としてこれら共同利用研究所の現状と問題点を簡略にまとめる。

1

研究所の管理・運営について、所長の諮問に応じその重要事項を審議する機関として各研究所とも運営委員会をもち、学外の学識経験者を多く加えて研究所の全国性が保たれるよう配慮されている。その構成は研究所毎に若干の相違があるが、学外者の委嘱については、いずれも当該分野に関係ある全国研究者の意向が反映されるような方策がとられている。なお各研究所とも協議委員会をおき運営委員会の審議と密接な関係を保って研究所の決定機関として機能していることはいうまでもない。

2

各研究所の学問上の特色に関しては、研究員等旅費をはじめ共同利用に関する諸経費によって毎年共同研究、施設利用、研究会参加等のため各地から多数の研究者が定期的にここに滞在し、全国規模での研究の交流と協力に役立っている。また、大型研究設備、特殊な研究施設、資料・文

献の整備および情報交換等においても全国のなかでそれぞれ独自の機能を果している。もちろん、現状として各研究所とも定員、予算の枠はきわめて不十分であるが、共同利用研究所としての機能を發揮するよう最善の努力が払われている。

また、研究所の専任所員の人事について、公募等により全国から適当した研究者を選考する方策がとられているところもあり（基礎物理学研究所、原子炉実験所、霊長類研究所）、人事の交流をはかり研究所の固定化を防ぐために所員に任期制を適用しているところもある（基礎物理学研究所）が、この点については、夫々の学問分野の特色と関連して共同利用研究所としての機能を最善に保つために種々異なつた考え方がありうるであらう。

3

かかる性格の共同利用研究所が、その本質上、それが附置された大学との間に一面で矛盾をのこしていることはさけられない。予算の面で大学の固有部分との間に生じ得る競合の問題などはその卑近な一例である。しかし、研究所の側からすれば、現在各大学が当面している学問の自由・大学自治に関連した困難な事態と取り組む上で、大学にある研究者としての責任を積極的に果すべきであらうし、大

学側からすれば共同利用研究所の夫々がもつ全国的役割に十分の洞察と配慮を期待したい。ただし、研究所がその大学固有の管理・運営上の諸問題につきどのように、またどの範囲で参画すべきかについては、各研究所によつて、共同利用研究所の性格に照らしつつも、現状においては独自の見解や判断がありうるであらう。これに関し、共同利用研究所と大学との関係で「相互尊重・相互不干渉」という考え方に立つて運営されているところもあり（名古屋大学とプラズマ研究所、東京外語大とアジア・アフリカ言語文化研究所）本大学では基礎物理学研究所の考え方がこれに最も近い。

4

大学院制度との関係も慎重な配慮を必要とする問題の一つである。現在、各研究所とも何等かの仕方大学院学生の教育・指導に協力しているが、現行大学院制度の現状のもとでは、研究所にいわば「専属」の大学院学生をもつよりは、むしろ研究所の全国性にかんがみて大学院学生についても全国にたいして「開かれた」運用を考えるべきであるとする考え方をとる研究所もあり、また他方、研究所を主体とした専攻コースを特別研修所のような形で実現することを希望する研究所もある。いずれにしても、研究科の

区分が現状のように学部区分と直結していることにともない、研究所の全国性という観点から離れても、實際上種々の困難を生ずるおそれがある。

補

a (大学附置) 共同利用研究所は、諸外国にも類の少ない我が国特有の制度であり、この長所を真に生かすための人的・予算的措置など行政上の問題で改善を要する点はなお多い。とくに大型の実験設備の利用が中心となるところでは、技官の増強やその処遇等は早急に抜本的な改革の必要とされている事柄である。

b 通常の大学附置研究所と共同利用研究所との関係についていえば、前者も本来部分的には共同利用研究所的な機能をもちうるものであり、学問的な状況の変化によっては後者に発展的に移行する可能性も存在するであろう。

c 現在、基礎物理学研究所には外国人研究員滞在経費がついているが、この制度はすくなくとも共同利用研究所全体に拡大されるべきであろう。

〔注〕『京大広報』第二五号、一九七〇年一月三日に掲載。

原文は横書き。

一〇 教養課程の改善について(答申)〔抄〕

一九七〇(昭和四五)年一月二〇日

発庶法第五の二号

昭和四五年一月一〇日

京都大学総長

前 田 敏 男 殿

大学問題検討委員会

委員長 井上 智勇

教養課程の改善について(答申)

〔中略〕

I 教養課程の現状と問題点

新制大学においては、専門教育とならんで一般教育を重視することをその基本方針としている。この場合の一般教育の理念は、ほぼ次のようなものである。

すなわち、一般教育は、学生に対しその専門が何であるのかにかかわりなく、人生と学問体系における自己の専門の正しい位置を理解させることであり、さらには、社会人として行動するときに必要と考えられる教養を与え、総合的かつ自主的な判断力を養う目的をもつものであると考えられる。

したがって、一般教育と専門教育とは、大学において、

ともに同等に重要なものであり、その間には価値の差、程度の差はないはずである。また、学問の進歩や社会の変化に伴って専門分化が進めば進むほど、逆に一般教育の必要性は増大するものであり、一般教育の存在によって、はじめて専門教育もその意義を十分發揮し得るものである。

このような一般教育の理念を実現させることは、それ自身、はなはだむずかしいことであり、制度上の措置のみをもって解決し得るものではない。しかし、京都大学においては、制度上の歪みが一般教育の困難をさらに加重してきた面があると思われる。

(a) 教養課程の問題

京都大学では、新制大学として発足するにあたり、大学の修学期間を前期二年の教養課程と後期二年（医学部にあつては四年）の専門課程に分け、前期二年を一般教育にあてるといふ制度をとってきた。これは上記の理念を十分検討することなく、実質的に旧制の高等学校三年・大学三年を圧縮した形で比較的安易に採用したものである。

この制度の欠陥は、その後の経過のうちに明瞭となり、改善の必要は繰り返し叫ばれたにもかかわらず、

現在まで根本的な改革は行なわれず、むしろその短所を固定もしくは助長する傾向にさえあつたことは否定できない。

具体的にいえば、京都大学においては、前期二年の教養課程は教養部によつて全学共通なものとして担当される体裁を一応とりながら、その中に学部割がもちこまれ、教養課程の重要問題は、カリキュラムの決定をはじめ、学生定員、入学者選抜などすべてが、教養課程の教官によつてではなく、専門課程の教官によつて決められることになっている。このため教養課程において、新しい教育の理想を生かすべくもないことはもちろん、さらに、マスプロ教育の弊害、施設・設備の不足、教官の手薄など、教育面の不備のしわよせをほとんど一手にひきうけるに至り、国立大学の中でも最低に近いといわれる劣悪な教育研究条件のため、有能な教官の確保も困難になっている。しかも前期二年と後期二年が制度的に分断されているため、大学の四年間を通じての教育全体としては効率が悪く、混乱を生じている。このような体制の中で、前期二年の意義に疑問が生ずる結果に至るのはむしろ当然といえよう。

以上のような事由で、教養課程の問題は当初にたち

かえり、教養部制そのものについての再検討からはじめなければならぬ。

(b) 学部間の障壁の問題

このような混乱に拍車をかけているのは、学部間の障壁である。教養課程の問題は、基本的には全学部に通通のものとしてとりあげられるべきものであるにもかかわらず、それぞれの学部が個別に教養課程の問題を決定するため、教養課程全体としては非常な不均衡を生じ、一貫した教育の理念に基づくまとまった教育体制を考えることはとうてい不可能な状態である。総合大学であることは、一般教育にとつて非常に有利な条件であるはずであるが、現実全く逆に、教育の混乱の原因となっているのである。

(c) 一般教育科目の問題

現行制度では、さきに述べた一般教育を実施するために、「一般教育科目」という授業科目をとくに設けている。ところが、教養課程について現在とくに論議的になっているのは、この一般教育科目である。

一般教育科目という制度の根底には、一般教育の内容を一定の規定された知識と想定し、それがとくに授けられた授業科目によって、すべての学生に共通に授

けられ得るという考えがある。この考え方は、一方では学生間の既得知識の差・能力と関心の多様性を無視して、学生を画一的に取り扱う傾向をもつとともに、他方では一般教育の内容を矮小化してとらえる傾向をもつもので、この考えに基づく一般教育科目の制度は、学生の個性を育て、自主的判断力を養わせるのに適当なものではない。そのうえ、これを専門教育の前提条件として、前期二年に必ず修めることとし、また、多くの学部では最終成績評価には算入しないという取り扱いをしている。こうした事情のもとでは、一般教育は専門教育の準備であるという誤解も生じ、また必然的に程度が低いものとして扱われ、学生も軽視することになる。ここから一般教育を専門教育の犠牲にする傾向が生まれ、それが、さらに一般教育軽視の風潮を促すという悪循環が起るのはけだし当然であつた。

(d) 学生の自主性軽視の問題

いくらかの学部对学生に対しては、教養課程において修得すべき単位数が明らかに過重であり、また必ずしも強制する必要のない科目まで必修に指定され、時間割のうえでもきびしいクラス指定があるため、学生の自主的な選択の余地が事実上ないに等しい例が見ら

れる。学生の個性と自主性に対する配慮に欠けたこのようなカリキュラム編成は、学生の自発的な勉学意欲を削ぎ、自主的判断力の養成を阻害し、個人の完成という教育本来の目的の達成を妨げている。このような学生の自主性の軽視は、大学教育の本来のあり方からみて早急に改善さるべきである。

上記のような欠陥をもつ修学期間二分制、学部間の障壁、一般教育軽視の犠牲者は全学生であり、自主性軽視の重圧も多数の学生に及んでいる。これらの問題は緊急に解決されなければならない。

しかし、さきに述べたような事情から、これら教養課程の諸問題は教養部だけで解決することが全く不可能であり、全学的視野から、全教育体制の問題としてとりあげられなければならない。

法令に関係がある以上、京都大学の内部だけでは解決できない問題もあることは確かである。しかしながら、われわれはそれに責任を転嫁することはできない。戦後の大学制度の制定に京都大学が果たしてきた役割を考えれば、われわれは大学教育の現状に対する責任を謙虚に反省しなければならない。二十余年の経験の冷静な検討から、新しい教育体制をうち出すことは、われわれの重

大な責務であると考ええる。

II 改革の内容

A 改革の基本方針

- (1) 「教養課程」を廃止し、一般教育と専門教育について、四年間一貫教育を行なう。
- (2) 学部間の壁をなるべくうすくして、全学の学生が、全学部の開講科目を受講できるようにし、総合大学としての利点を発揮させる。
- (3) 一般教育の意義を再確認し、その本来の目的を達成するため、授業科目の取り扱いを以下のとおり改める。従来のように授業科目をあらかじめ一般教育科目と専門教育科目とに画一的に区別したうえで学生に提供することはやめ、個々の学生の修得の目的に応じて各授業科目を一般教育科目とも専門教育科目とも取り扱うこととする。

- (4) 学生の個性および自主性を尊重し、なるべく選択の自由を大きくする。

以下は、これらの方針を現行法規の枠の中で、かつ昭和四五年四月より実施可能な範囲において、実現させようとする案である。

B 改革の要点

(a) 系列の設定

現行の各学部を一応の基盤にして、学問の内容に応じた一ないし数個の系列をおく。各学生は当該学部 に設けられた系列のうちから、その一つを専攻系列としてえらぶ。学生に対する制度上の拘束を少なくする意味から、系列をあまり細分化することは望ましくない。なお、この系列の設定は、教育上の考慮に基づくものであつて、教官の研究組織の問題とは直接関係しない。

(b) 各系列の指定科目

本学で開講する授業科目のうちから、系列ごとに広く関係あるものをえらび出し、その系列の科目と指定する。(以下「指定科目」という。)各系列の指定科目は、入門的・概論的なものから特殊専門的なものに至るまでバラエティに富んだ配列がおこなわれるよう留意する。各系列の指定科目中に、それぞれ専攻分野および関連分野についての展望を与えるものを含め、場合によれば、そのような科目を新設する。なお、同一の講義が二つ以上の系列に重複して指定されることもあり得る。

さらに、ほぼ同一の対象について、二つ以上の講

義が同時に行なわれ、それらがともに同一の系列の指定科目となることもあり得る。

系列の中には、必修科目をおくことができる。

(c) 専攻系列の決定

各学生は、各学部の事情に応じて、入学時または入学後一定の期間をおいたのち、自己の専攻系列を決定するものとする。ただし、その後も各学生に専攻系列を変更する自由をできるだけ残しておくことが望ましい。

(d) 単位の修得方法

各学生は、卒業の要件として修得すべき所定の単位数(外国語科目と保健体育科目の単位数を除く。)のうち、およそ $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{2}{3}$ を自己の専攻系列の指定科目から修得し、残りの単位数を専攻外の系列(他学部の系列も含む。)から修得すべきものとする。その際、各学生は原則として何回生であるかにかかわらず、自己の能力と関心に応じた単位の修得ができるものとする。

ただし、各学生が自己の専攻系列から、およそ $\frac{1}{3}$ ないし $\frac{2}{3}$ の単位を修得すべきだというこの案のうち、 $\frac{1}{3}$ という下限については、各系列が、その事情

に應じて変更し得る。

(e) 外国語科目と保健体育科目

外国語科目については、前記の基本方針に即して、つぎのように改める。

必修外国語と単位数——第一外国語と第二外国語を入学時には決めさせず、卒業時に、英・独・仏・中・露の五か国語のうち、一か国語について八単位、他の一か国語について六単位(ただし、医学部にあっては英・独または英・仏の二か国語各八単位)を修得しておればよいこととする。

クラス編成——開講科目に変化をもたせ、学生は自由に選択ができるようにする。外人会話、L. L.、文学部で開講している外国語も、必修単位数に算入できるものとする。

水準——A(初級)、B(中級)、C(上級)にわたる。

Aは、一週間三回同じ教官について履修することを原則とする。Bは、訳読の教材にバラエティをもたせ、また和文外国語訳、作文、会話などのクラスも設ける。Cには、文学部の外国語学関係の※印コース、外人実習なども加え、外国語科目としても、指定科目または専攻外系列からの科目(専攻外科目)と

しても履修し得るものとする。

保健体育科目については、単位数は従来どおりとし、オリエンテーションを通じて、できるだけ最初の二年間に単位を修得させるようにする。

(f) オリエンテーション・センターと教育組織の運営

全学的なオリエンテーション・センター(仮称)を常設し、専任の教官と職員をおく。この機関は、学生のオリエンテーションのために交通整理的役割をはたし、各学生の関心に応じて専攻系列の決め方、単位の修得方法などについての助言にあたる。このほか、この機関は、全学的な見地から、教育組織の円滑な運営をはかるための諸種の実務を担当する。この機関の規模や内部機構に関しては今後の検討にまたなければならない。

各系列の指定科目の調整や時間割の編成等のためには、全学的な教科委員会を設置し、それに必要な権限をもたせる。また各系列において、学生の指導が責任をもっておこなわれるよう、各系列の指定科目担当教官が平等な資格で参加する会議が考えられるべきである。

(g) 標準カリキュラム例・聴講の予備条件・各講義の

人数制限等の問題

(1) 各系列において、いくつかの標準カリキュラム例(コース・メニュー)を示す。ただし、この標準カリキュラム例が事実上制度化してしまうことは、あくまで避けなければならない。

(2) 授業科目の中には、当然、階梯的な勉学をふんではじめて理解可能なものもある。そのような科目に関しては、あらかじめ当該科目を聴講するに必要な予備条件(Prerequisite)を明示しておく。ただし、この予備条件は、各学生の実質的な学力を目安にすべきであつて、Aの講義を聴講するためにB、C、……の講義の単位をあらかじめ修得しておくなければならないといった形の条件のつけ方は原則としてすべきでない。

(3) 特定の授業科目に多数の聴講希望者が殺到することも考えられるが、同種の科目を並行して開講するなどの方法により、できるだけ学生の希望を満たす配慮が望ましい。それにもかかわらず聴講希望者が特定の科目に集中する場合には、専攻系列の学生が優先的に取り扱われることになる。演習・実験等については、施設・設備の面からも、また教育上の

III

効果からいっても、当然、人数制限は認められる。
改革の意義

現行の教育組織に対比して改革案のもつ意義については、I、IIの項において具体的に指摘している。ここでは、内容的にはこれらの指摘と重複するものであるが、やや観点を変えて改革案の意義づけを行なうことにする。

(a) 一般教育と専門教育

現行の方式においては、一般教育は内容的にも、制度的にも極めて制限された取り扱いをうけている。現状が一般教育の本来の使命に基づいて行なわれているとはみなしがたい。むしろ、現状は各学部において、それぞれ独立に規定されている専門化の最終段階を頂点として、四年間の教育課程がそれに応じて随時、組織されてきたことによつて、一般教育と専門教育との有機的連関が損われているばかりでなく、総合大学における教育の利点が生かされていないうらみがある。

改革方式においては、大学教育における一般教育と専門教育とは共通の基盤に立つて相補的な役割を果たすべきものとされている。その意味で両者は個々の学生にとって有機的な脈絡をもつものとして、それぞれに内容的な予備条件を附した形で制度上でも内容的に

も共通な取り扱いをうけることになっている。さらに各系列における専門教育についても、類縁性のある科目間の互換性が実現されることが、総合性の立場からみて望ましいと考えられている。

(b) 専攻系列と専攻外系列

本改革案の最大の眼目は、従来の専門教育科目と一般教育科目という画一的な区分を廃止して、新たに専攻・専攻外という区別を設けて、学生のより自由で自発的な修学の便宜をはかろうとする点にある。つまり、学生は自主性をもって一定の単位数を修得することを義務づけられるのであるが、個々の学生によって専攻系列としてえらばれた、一つの系列以外のすべての系列が、その学生の専攻外系列となるのである。そして各学生は専攻外系列からも単位を修得することを義務づけられることによって、専門に偏らない教育を受けることになるのである。

上記のようにすれば、各系列で行なわれる入門的・概論的な講義には、他系列からの学生が多数集まるであらう。その場合、当該系列を専攻系列とする学生の入門的・概論的な講義をそのまま他系列の学生に受講させることには問題があるという意見もあり得よう。

しかし、われわれは原則として、両者は共通に行なわれるべきだと考える。というのも他系列の学生だけのために、わざわざアレンジされた科目（つまり現行の一般教育科目のようなもの）は、かえって学生の関心をよびおこしにくいと思われるからである。

もちろん、個々の学生がその能力と関心に応じて、他系列のかなり特殊な科目を専攻外科目として修得する場合もあり得よう。これは従来、一般教育科目の内容が初歩的なものに限られがちであつたのに対して、一般教育の内容を豊かにするものとして、むしろ歓迎されるべきである。

上記の考えをおしすすめれば、専攻外科目の選択にあつて、なんらかの制限を設けて、それらの全体が副専攻ともいふべき目的性をもった構成をとり得るようにすることも考えられる。しかし、本改革案の立場としては、むしろそのような拘束を設けず、個々の学生の自発的選択に委ねることによって、一般教育のあり方をさらに多様化することが可能になり、本学の総合大学としての特色が発揮されることになり、それによって積極的に新しい教育効果を生み出すことを期待するものである。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第一四号、一九七〇年一月二日に掲載。
原文は横書き。

一 月曜会メモ〔第四二回〕

一九七〇(昭和四五)年一月二日

〔七〕

第四二回(一・一二)

司会 松下雪郎会員

「非共同利用自然科学系附置研究所の問題点」のまとめ(末尾掲載が一応完了した時点において、今回より学部における問題点を検討することになった。

学部問題としては、(1)講座制の功罪、(2)学部における研究教育体制の今後のゆくえ、それに関連する研究所の位置づけ、(3)学部の上に重ねた大学院制度、(4)研究、教育の分離あるいは併立の可否、(5)学部附属研究施設、などについての討議が要望された。

本日は主として講座制の功罪について討議が集中した。

この問題については昨年四月頃、月曜会発足の初期においても一度取り上げられたが、当時に比べると問題の掘り下げの深さと落着が感じられた。本日なされた論議は次のようなものである。

講座制の壁は境界領域の学問の進展に対し阻害的である面もあるが、一面教育面からは有用な制度である。とくに今日いわれている研究ユニット制においては、研究中心にはしりがちとなり、教育に対する責任感が薄れるおそれもあるが、講座制においては、これから果立つべき若い研究者を一定期間暖かく守りうる点において、その運用さえ適正であれば有効な制度ではないかとの意見があった。さらに講座制においては時流に流されずに必要な学問体系を継続維持しようという利点も数えられた。しかし、一方いわゆる講座制の強固な学部においては、広汎な教育を教授が一人で掌握し、ために教育内容の固定化、低質化を招いているのではないかという点も指摘され、教育面においても問題であるとの反論もあった。なお人文系、自然科学系の間で、または自然科学系内においてさえ、部局によって講座制の実態に大差があるから、これを画一的に論ずることは困難であることが指摘された。講座制の問題を今回一回で論じつくすことはもちろん不可能であり、回を重ねてその掘り下げが深くなることが期待される。

(松下雪郎会員、佐々岡啓会員)

非共同利用自然科学系附置研究所の問題点

非共同利用自然科学系附置研究所(化学研究所、結核胸部疾患研究所、工学研究所、木材研究所、食糧科学研究所、防災研究所、ウィルス研究所、以下単に研究所と略記)の持つ諸問題は、大学の理念、その研究と教育の関連、管理運営等に係る諸問題を論ずる過程で、自ずと明らかにされてゆくであろうが、月曜会においては先ず各研究所設立の歴史と現状という立場から問題を論じ始め、最近では特に研究所の教育に対する関与の仕方という点に力点が置かれて論が進められてきた。これは教養部、大学院の問題が最近の話題としてとりあげられていたからである。この意味では研究所の本質に係る根本的な討論が未だ不充分であるが、これは次に学部の問題をとりあげるに際し、学部における研究の本質を明らかにしてゆく過程で、研究所の存在の意味が更に明らかにされることと期待されるのである。そこで本稿では、歴史と現状という観点からする問題点を、以下月曜会での討論に現われたところを要約して記載する。

1. 基本的問題点の由来

研究所は、その設立の目的に従って、指向すべき明確な研究方向の指針を有する筈である。しかし一部の研究所ではその設立目的にそう運営の不明確さもあることながら、関連学部または関連教室に対する補充性(講座数の拡張、人

事上のプール、設備の補充等)にかなりの重点がおかれて運営されてきた傾向が窺われる。現在問題とされている全国的、学内的、あるいは所内のレベルでの研究所に内在する矛盾の多くは、このような研究所自身のもつ「あいまいさ」「無性格さ」にその問題の根源があることが多い。

2. 研究所の自主性と関連学部との関係

設立目的に従って研究所の機能を發揮させることの努力を欠いてきた研究所は、当然のことながらその自主性がこなわれ、関連学部への従属的地位にあまざることもなってきた。現象的にはそのことは、(a)研究に直接関連の薄い多数の併任教授や併任協議員の存在、(b)学部の指導下にある無原則人事、(c)大学院教育関与にみられる学部従属関係等として現われている。しかしこれらの点は、殊に最近大いに改善され、研究所の自主性が確立される方向に向っている。

3. 研究所の体質改善

以上のような研究所の方向転換は、研究所が学部組織或いは学外の組織では行ない得ないような研究の遂行という本来の使命を自覚し、自らの体質を変えようとする努力の中に生れてきているものである。しかし本来の使命遂行の為の組織がどうあらねばならぬかという点に関しては、各

研究所においてそれぞれ独自の方向がある筈であり、またそれを現在模索中である。いずれにしろ現在までに指摘されてきた主な問題点は次のようなものである。

- (a) 部門制とグループ制の可否、殊に研究プロジェクト制に対する両者の得失。
- (b) 部門内の人員構成、殊に研究所としての特質を出すこと。また不足している絶対量への対策が必要。
- (c) 研究所人事における教官の適性評価と任用制度。全国的また学内的視野での人事交流。
- (d) 有能な技術者の確保。

4. 教育への関与

学部教育に対しては個人的レベルで補充的役割を持つことが可能であろう。

大学院教育に関しては多くの研究所が

(a) 積極的な関心を有すること。即ち大学院教育を通じて研究者の養成、後継者の養成、自らの沈滞化防止等を通じての研究成果の獲得向上の働きを評価する。

(b) 逆に現行制度が学部教育と直結して行なわれていることに對する批判。実質運営が学部の上に立つてなされているが、この点少なくとも大学院制度特別委員会の審議結果に對する昭和四二年十一月九日付総長答申に盛られ

たB案の実行等、委員会で論議された問題点の改善を要求すべきである。

(c) 更に根本的には大学院教育の基本理念、制度、カリキュラム等の再検討が必要である。

以上

〔注〕『京大広報』第二五号、一九七〇年一月二三日に掲載。

原文は横書き。

一二 月曜会メモ〔第四三回〕

一九七〇(昭和四五)年一月一九日

第四三回(一・一九)

司会 高橋幹二会員

前回に引き続き、学部問題を中心として、とくに講座制(部門制)の問題について議論を重ねた。

まず講座制とはなにかという定義について、「単なる予算配分上の単位にすぎぬ。」という実態論が出たが、これに対して「歴史的に見ても、学問体系中の各専門分野の一貫した存続を目的としている。」という指摘があった。「しかし学問体系が変化するに依りて、講座の内容や分類もたえず流動的に変化させていく必要であり、この専門の継承性と流動性をいかにうまく調和させていくかというのが問題で

ある。」という意見もあった。また教育面での講座制についても議論が及んだ。

「一方、教授による権力(管理)機構としての講座制が、極端な場合、天皇制といわれるまでになるのは、人事権(とくに講座内の)が教授に集中しているのが根本原因である。」「しかし、若い研究者も講座制の一方的な被害者という面ばかりでなく、それに依存している面があり、これは大学人の体質のみならず、日本的な終身雇傭制度などからみあった複雑な問題を含んでいる。」「このように、学問の継承性あるいは学問の自治という美名の下に、講座が閉鎖的なゲマインシャフトを形成し、学問の上でもひとりよがりや甘やかしが許されている、というのが講座制の罪惡として批判されているものであるが、ではその解決法は、それに代わるべきシステムはなにか、単純に結論は出ない。」「たとえば、講座相互間の批判や、学位審査についての学会による批判をどしどしやるとしても、その批判をする者も、また講座制などの人間関係の中におかれているわれわれにはかならない。」「また人事についても、別のシステムをとったところで厳正な客観的評価というのは、たやすくできるものでない以上、今までと同じような人間関係の中で、実質的に同じように行なわれることになるかもしれない。」

「これは、民族の長い生活史によって形成されてきた国民性に根ざすもので、西欧のように、何事を考へ行なうにも普遍原則を優先する国と、日本のように人間関係を優先する国とは明らかに差があり、外国ではこうだからといった単純な輸入は出来ないのではないか。」という指摘があり、議論が集中した。

「しかし、講座制の善と悪をはっきり認識した上で、この閉じられたループは、どこかで誰かが切らねばならぬし、その実験の結果を比較研究していく過程の中で、われわれの進むべき方向を見つけねばならない。」という議論がなされた。

今回は、講座制について各側面からの分析がなされたが、なお多くの討議すべき問題点を残しており、次回以降も引き続き掘り下げられる予定である。

(高橋幹二会員、星野力会員)
 (注) 『京大広報』第二六号、一九七〇年二月六日に掲載。
 原文は横書き。

一三 大学の未来像について(答申)(抄) [四二]

一九七二(昭和四七)年九月二七日

(表紙)

「大学の未来像について(答申)」

昭和四七年九月

大学問題検討委員会

まえがき

大学は今後いかにあるべきか。

この問題は簡単に答えられる問題ではなく、また一義的な答のある問題でもないであろう。しかし、実際に現在の大学の欠陥を除き、改革を進めるためには、いたずらに百家争鳴を繰り返すことは、あまりにも広い意見分布をもつ大学では必ずしも賢明な方法ではない。審議のための一つの方法として、まずある程度限られた人数で案を作ることが適当であろう。

このような事情を背景とし、大学問題検討委員会は、総長の委嘱によつて昭和四四年六月発足し上述のような問題に取り組んだ。それ以来、三年余、息長く、しかしかなり激しく討議を重ねてきた。ここに提示するのは、上述の問題に答える一つの「大学の未来像」である。(内容は主とし

て第一部会よりの報告に基づき本委員会で審議したものである。)

本文の内容は三部よりなる。第一部「大学の任務」においては、大学の理念を論じ、本答申のよつて立つ根拠を明らかにした。第二部「大学の現状と問題点」においては、現在までの京都大学における典型的な現状と、その問題点を指摘した。第三部「大学の未来像」においては、第二部の結果を考慮しつつも、それにとらわれることなく、第一部の考え方に基づいて理想とされる大学像を描く努力をした。ただし、本答申の内容は、実施過程までも含めた実施案という性格のものではなく、改革の基本方向を示したものである。実施案の作成にあたつては、本答申を基礎としてその具体化がなされるべきであると考ええる。

長期にわたる大学像を考えるには、二年や三年の年月は必ずしも長い年月とはいいがたく、本答申もその意味で最善の答申であるともいいがたいが、実際に一〇〇回をこえる部会審議や、それと同等以上の調査、立案等の必要な作業量から見ても、現職教官である各委員としては最善に近い努力を払ったものと考えている。しかし、もちろん、上述の意味での時間的制約から、すべての問題に触れることはしようとしなかったし、またそれを意図したとしても不可

能であつたに違ひない。この傾向はとくに「現状と問題点」の部で著しい。しかし、大学の根本的なあり方に関する重要な問題は落さないよう注意したつもりである。ただ、多くの委員の意見をまとめるにあたつて、細部に至るまで完全に一致することは、各自の思想や学問的信念などの相違から望むべくもないことであつた。結果として、本答申は、それぞれの問題に関しほとんどの委員の意見の一致をみた段階での結論をもつて構成されることとなつた。したがつて、非常に重要な事柄についての記述が比較的簡単にしかできなかった場合もある。記述の詳しさと事柄の重要さとはこの場合必ずしも比例していないことを了解していただきたい。

ところで、「未来像」を構想するにあたつては、われわれは、白紙に理想的な大学を描くとすればいかなるものを描くべきであるかという立場をとつた。したがつて、自分の学部はどうなるかと、自分の研究室はどうなるかという現状をもとにした見方から、この「未来像」を受けとることは適當でない。またここに述べた「未来像」の一局部のみを、そのまま現在の組織制度の下で実施することにも問題が多い。この場合には適切な暫定的修正を施した上でなければかえつて誤つた方向に進む危険性があることを注意

しておきたい。実現に至るまで、大学全体の絶えざる努力が必要である。

なお、本答申は、一応「京都大学」を対象としているものがあるが、必ずしもこれに限定せず、より普遍的な大学像を指向している。また、問題を学内に限定せず、大学間交流など他大学との関係も非常に重要視しており、その意味からもこの答申の考え方が、他の多くの大学にも理解していただけるようにとねがうものである。また、現行法規にはとらわれないという考え方に立脚しており、実現のためには、法規の改正と整備を必要とすることはもちろんである。また本文中に用いた将来の組織、制度に関する名称や数字は、考えの内容を説明するための一つの典型として提示したものであつて、実施の段階で答申の精神が失われない範囲で変わることは、もちろんありえよう。

なお、本答申は、どちらかといえば、大学における研究に重点を置いたものであるが、本文にあるように大学においては研究と教育とは密接不可分のものであると考えており、この意味で教育についてもかなり検討を加え、新しい考えを確立した。この考えは、本委員会が先に行なつた「教養課程の改善に関する答申」の内容と、一般教育を尊重するという精神において変りはない。ただ、今回の答申は、

より長期的な展望の下に専門課程、大学院までも含め自由に考えたため、形の上で見る限りはかなり違ったものとなつたのは、ある意味では当然ともいえよう。

目次

第I部 大学の任務

はじめに.....9

第1章 序 説.....10

第2章 大学における研究.....11

2-1 大学における研究の理念.....11

2-1-1 真理の探究.....11

2-1-2 大学における研究の特徴.....14

2-2 大学における研究と社会.....16

2-2-1 大学における研究の社会的意義.....16

2-2-2 研究と社会との関係をめぐる諸問

題.....21

2-2-2-1 現代の研究をめぐる状況.....22

2-2-2-2 社会との関係における研究

のあり方.....24

第3章 大学における教育.....28

3-1 大学における教育の理念.....28

3-1-1 学校教育の意義と大学教育の位置

づけ.....28

3-1-2 大学教育の特徴.....29

3-2 大学教育における専門性と総合性.....30

3-2-1 専門性の要請.....30

3-2-2 総合性の要請.....31

3-3 大学における教育と研究との関係.....33

3-3-1 学生にとつての研究要素の意義.....33

3-3-2 研究者にとつての教育の意義.....33

3-3-3 教育との関連における研究のあり

方.....35

第4章 総合大学の意義.....36

おわりに.....39

第II部 大学の現状と問題点

はじめに.....43

第1章 学部など大学の組織区分の現状と問題点.....45

1-1 学部制度などの現状の欠陥に対する一つ

の視点.....45

1-2 学部制度の背後の考え方と組織のあり方.....48

第2章 研究の現場の現状と問題点.....56

2-1 研究推進の現状——講座制などの運営を

めぐつて……………	56	5-2 卒後研修——いわゆる無給医——の問題 点……………	95
2-2 研究予算などについて……………	63	5-3 医局制の問題点……………	97
2-3 若手研究者・助手などの問題……………	64	5-4 看護婦など医療関係職員の問題点……………	98
2-4 中堅教員の研究条件……………	65	第6章 大学院制度の現状と問題点……………	100
2-5 教員の人事交流……………	69	6-1 入学と進学……………	100
2-6 技術系職員および研究補佐員の問題……………	71	6-2 予算と設備……………	102
第3章 教養部の現状と問題点……………	73	6-3 教育と教員の負担……………	103
3-1 一般教育の必要性と理念について……………	74	6-4 研究者としての大学院生とその身分保障……………	104
3-2 一般教育の実施をめぐる努力の問題点……………	76	6-5 大学院生と助手……………	105
3-2-1 学部側の努力の問題点……………	76	6-6 学位——大学院修了——……………	106
3-2-2 教養部における努力の問題点……………	79	第III部 大学の未来像……………	
3-3 教員組織の問題点……………	82	はじめに……………	111
第4章 研究所の現状と問題点……………	87	第1章 教員の研究および教育の組織について……………	113
4-1 研究所設立の経過、趣旨と内部構成の変遷……………	87	1-1 基本的な考え方……………	113
4-2 研究所の存在意義と現実……………	88	1-2 「部」の具体的構想……………	118
4-3 研究所における研究と教育……………	90	1-2-1 「部」の種類——標準的形態の「部」 と特殊の形態の「部」……………	118
4-4 学部と研究所との間における人的・機能的交流……………	91	1-2-2 「部」の機能・構成等について……………	119
第5章 医学部附属病院の現状と問題点……………	94	1-3 「部」間の関係……………	120
5-1 附属病院の性格……………	94	1-4 全学管理運営機構と「部」の関係……………	121

第8章 大学再編への道

1-4-1	基本的な考え方	121
1-4-2	全学執行機関と全学審議機関	122
1-5	「部」設置の具体的手続(移行措置)について	125
1-6	新制度発足後の「部」の改廃・組織変更	125
第2章	教育課程および学習組織について	127
2-1	一般教育と専門教育について	128
2-1-1	一般教育について	128
2-1-2	専門教育について	130
2-1-3	一般教育と専門教育の実施方法	131
2-2	教育課程の構想	133
2-2-1	第1期の教育	133
2-2-2	第2期の教育	134
2-2-3	第3期の教育	136
2-3	教育課程実施上の諸問題	136
第3章	研究者養成制度について	139
3-1	基本的な考え方	139
3-2	「研究員」制度	140
3-3	「大学院課程」	141
第4章	研究体制上の諸問題——「部」構想と研究推進のための周辺条件	143

4-1	「部」における研究	143
4-2	研究活動の推進とまとめ	144
4-3	研究交流の促進	146
4-4	総合大学と全学研究奨励予算	146
4-5	研究状況の点検と反省	147
4-6	人事の流動性	147
おわりに		150
答申本文に対する意見		

(以下略)

(注) 原文は横書き。

一四 総長選挙制度の改正について(答申)(抄)

[七]

一九七三(昭和四八)年六月一八日

昭和四八年六月一八日

京都大学総長

前田 敏 男 殿

大学問題検討委員会

委員長 竹 崎 嘉 真

総長選挙制度の改正について(答申)

本委員会では、総長選挙制度の改正について、第三部会

を中心に検討を重ねてまいりましたが、このたび多数の委員の賛成により成案を得ましたので答申いたします。

なお、末尾に答申本文に対する委員の意見を付記いたします。

総長選挙制度の改正について(答申)

目次

まえがき

第1章 総論

1-1 大学の自治と総長の地位

1-2 本答申の基本的な考え方

1-2-1 選挙権者の資格

1-2-2 教員

1-2-3 職員の地位

1-2-4 学生の地位

第2章 選挙の手続

2-1 方針と問題点

2-2 具体的内容

第3章 リコール制度

3-1 選挙権者によるリコール制度

3-2 選挙権を有しない層のリコール請求制度

3-3 具体的内容の概要

第4章 本答申に関連して考えるべき問題点

答申本文に対する意見

〔中略〕

第1章 総論

1-1 大学の自治と総長の地位

大学の任務は、研究・教育を通じた真理の探究にあるといえよう。この目的のためには、学問・思想の自由が不可欠である。

学問・思想の自由は、歴史的にはともかく、現在ではひろく一般に認められるべきものであつて、単に大学のみに限られるべきものではない。

しかしこのことは、大学における学問・思想の自由の重要性が減少したことを意味しない。

大学の仕事は研究と教育であり、これらは学問・思想の自由を前提としてはじめてなしうることである。また、学問・思想の自由の概念が academic freedom を支えとして確立されてきた歴史を忘れてはならない。大学の自治は、学問・思想の自由を確保するためのものである。そして、それが大学を一般の国家の行政機関や地方自治体あるいは

企業と異なる性格をもつ機関としている。したがって、総長の地位もまたこれらの諸組織の長の地位と異なっている。

・学校教育法にいう学長。以下、京都大学の申合せに従い総長という。

いうまでもなく、国立大学は国の機関であり、総長はその長である。総長は、いくつかの事項については、一般の行政機関の長とほぼ同じ権限をもっている。財政面では、通常の会計関係の法令が適用される。衛生・防火等の法令も適用され、大学は法令にしたがって学内規程と学内組織を定めている。また、国有財産の管理権は総長に委任されている。

しかし、総長は大学という研究・教育機関の長である。総長は国家公務員であるが、任命権者との関係においてこれを見ると、教育基本法および文部省設置法に掲げられるように、文部省の監督の権限は限定されたものであり、むしろ文部省は教育・研究のための条件整備につとめるべきものとされている。

そして、大学においては、教育公務員特例法によって総長その他教員の身分が保障されている。総長の任命についていうならば、その選考は大学において行なう。このことは単に総長一個の身分保障にとどまらず、大学の管理運営

における意義はきわめて大きいといわねばならぬ。総長の適任者が学内で公正に選出されることは、この意味で非常に重要である。

総長は、大学の管理運営の執行の責任者である。学校教育法では、「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する」ものとされている。ところで、総長自身が教育公務員特例法によって身分が保障されているのと同じく、教員もまた同じ法律によって身分を保障されている。したがって、総長は所属教員に対しては実質的な意味での人事権をもたない。

総長は、大学の管理運営に関する重要事項については、評議会にはかり、その議決を経て大学の方針を決定している。また、総長は、執行に関しては、部局長会議において各部局の執行の責任者としての部局長の意見をきくことも多い。総長が執行についての決定をするとき、それはしばしば教員、職員への命令、指示を伴い、また学生に対してもそうである。これらの命令、指示は、もちろん法令や学内規程にしたがうものでなければならぬ。これらの諸規則に反しないものであっても、研究・教育の内容にわたることはできない。研究・教育の内容とは何であるか。学説とか講義内容という意味では、これらについて命令することはできないし、また管理者の立場からこれを批判するこ

とができないのは自明のことである。しかし、研究・教育の内容とは何であるかの判断は個々人によって異なる。また多数の共通の諒解といえども時代とともにかわっていくであろう。したがって、総長の執行は、十分慎重でなければならぬ。だからといって、時宜に適した決断なく、いたずらに熟慮のみ重ねるならば、これまた大学の目的とする研究・教育の遂行の円滑を欠き、学内の信頼を失することになる。

大学において、各学部・研究所等は、それぞれ教授会等を持ち、その権限により議決し、執行している。このような学部・研究所等の自治は尊重されなければならないが、その間の調整は必要である。全学的機関がその役割を果たすべきものとしても、部局長と評議員が各部局に属しており、各部局の意向を正確に伝える任務もまた持っている点からして、つねに全学的立場に立つ調整機能を積極的に果たすことを期待するのは必ずしも現実的ではなからう。したがって、部局間の調整、学部・研究所等の自治と全学的方針との間の調整についてもまた、総長の指導性が発揮されるべきがのぞましい。

大学の管理運営は、非能率や無責任体制に陥ってはならない。しかし、現在の機構が適切でないとして、安易に能

率的機構を採用することは避けるべきであろう。大学という研究・教育の場において、学問・思想の自由が不可欠であり、能率優先の制度はしばしばそれと抵触する。このような場における行政能力と指導性、その背景として研究・教育に関する豊かな経験と高い識見こそ、総長に求められるべき資質であろう。

さきに総長の対外的地位について、これを文部大臣の任命権および文部省の監督の権限との関連において言及した。しかし、このような法令上の地位だけでは総長の対外的地位のすべてをつくしてはいない。現実に総長は、京都大学の代表者として、対外的に発言を行ない、かつその内容や時期が、大きな社会的意味をもつことが少なくない。その意思表示の対象と内容とは必ずしも限定されたものでなく、社会が大学に期待するものがあるとき、また大学の姿勢が問われているとき、これらに対する総長の対処は、きわめて重大な影響をもつであろう。また、総長は国立大学協会や国立大学学長会議のメンバーとして、また単独に京都大学の総長として、研究・教育のための環境整備について政府に要望し、あるいは大学行政、科学技術政策等に対して意見をのべ、協議を行なっている。

このような、対社会、対文部省とのかかわりにおいても

大学の代表者としての総長の役割は、きわめて大きい。そしてこのためにもまたさきに述べたような総長の高い識見が必要であることはいうまでもなからう。

1-2 本答申の基本的な考え方

1-2-1 選挙権者の資格

すでに述べたように、大学の任務は研究・教育を通じての真理の探究であり、この目的を達成する上で、学問・思想の自由の保障は不可欠の前提である。大学の自治はかかる学問・思想の自由を保障するために大学に認められたものであり、このような大学自治の発現形態の一つとして総長を大学みずからの手で選ぶという総長選挙制度が意義を有するわけである。それでは、大学自身の判断で総長を選ぶとき、基本的には、誰により（選挙権者）、どのような方法で（選挙手続）、総長が選ばれるのが適当であるか、これに答えるのが本答申の目的である。

総長はその職務として直接に研究・教育にたずさわるものではないが、上に述べた目的を達成するための管理・運営の執行責任者としての役割を担う者であることから、総長は研究・教育に関する豊かな経験と高い識見を有する者でなければならない。

このような観点から総長選挙制度をとらえるとき、結論

的に述べるならば、われわれは、総長の選挙権者は、本学の研究・教育に直接たずさわることによって大学における研究・教育の責任を分担する立場にある者とするのが適当であると考えらる。

このことはまた、研究・教育上の責任に伴い選挙権者が分有する管理・運営に関する一定の権限と責任とに應ずるものである。

以下においては、大学を構成する各層が、広く大学の自治一般、狭くは総長選挙との関連で、大学においてどのような地位を有し、それに伴いどのような役割を果たすべきものとして位置付けられるものであるかを考察することとする。

1-2-2 教員

(1) 前回の総長選挙規程の改正

昭和四一年に行なわれた総長選挙規程（総長選考基準）の改正によって、選挙権者の範囲が拡大され、助教授・講師に対しても教授と同じ投票権が認められた。当時この問題の検討にあたった大学制度委員会の答申に「学内世論の動向に鑑み」と述べられているけれども、その内容は必ずしもつまびらかでない。もちろん、このとき若干の部局において選挙権者の拡大を求める声があったことも世論の一端

をなすものであろう。一方、戦後二〇年を経て助教授・講師の研究教育上の立場の実質的变化が、学内世論の動向と表現されるものの背景となつていゝと思われる。すなわち、文科系の学部・研究所においては、教授だけでなく助教授も講義をもち、その授業の背景となるべき研究面においてもまた独立した研究を行なうようになってきた。理科系の学問分野についていゝならば、学問内容の深化と分野の拡大とがきわめて急速に行なわれ、そのため、一つの講座の中においても教員がすべて教授の統率のもとに同一のテーマを追求する傾向がうすれ、いくぶん異なつた角度から相補的に研究を行なうという方法もとられるようになってきていた。これらの事情の変化によつて、助教授・講師の地位が実質的に向上したとの認識が、学内にひろまっていたと考えられよう。しかし、この時助手に対しては選挙権の拡大は行なわれなかつた。

このような選挙権の拡大はまた、講座の首長である教授だけが大学の最高責任者である総長を選ぶという従来の講座制の考えに合致する制度を変えることであり、大学自治の理念を転換させるひとつの端緒となるものともいへよう。

(2) 総長選挙と助手

大学において助手の地位を一般的に不明確な状況にとど

めている要因の一つとして、助手という範疇のもとに、さまざまな場合が含まれている点があげられよう。事実各専門分野における学問の性格やそれに由来する研究・教育体制のあり方等からして、各部局での助手の職責、任用方法、処遇等は実に多様である。この多様さは、同一部局の中にさえ生じている。また、法令の上でも助手の職務については幅のある規定の仕方となつていゝ(学校教育法第五八条第六項)。しかし、現在、研究・教育に直接たずさわることにより大学における研究・教育の責任を分担している助手が、多数存在することも事実である。このことは、いくつかの専門分野における学問の進展に対応して、形成されてきたと考えられる。このように助手が本学の研究・教育に一定の責任をもつて直接に関与することは、学問の自由を裏付けとして身分を保障された教育公務員の職責を遂行しているものであるといへよう。

しかしながら、われわれは各専門分野の学問の性格やそれに由来する研究・教育体制のあり方の多様性のゆゑに生ずる各部局での助手の職責の多様性を否定するものでなく、助手の職務内容の画一化を主張するものでもない。現行制度の下においては、それぞれの分野に最も適合した助手のあり方を採りうるよう各部局において検討し、つねに改善

への地道な努力を積み重ねるべきものと考ええる。

以上のことをふまえた上で、総長選挙権の問題に関してわれわれは次のように結論する。

① 本学において、上述のように研究・教育に直接たずさわることによって大学における研究・教育の責任を分担する助手が多数存在する。このような助手は「助手」の職務としても標準的と考えられる。そしてこのような職責を担う者は当初にかかげた選挙権者の基準からして、選挙権をもつことが適切である。

② 職務内容からみて上記①に該当しない助手については、選挙権に関しても、これを別扱いにすることが理論的に考えられる。しかしながら、現実問題としては、手続の複雑さなど技術上困難な点が多いため、選挙権に関しては「助手」の身分を有する者については一律に①の考え方に従うものとする。

上の結論を導いた観点のほかに、なお、(a)助手の参加が総長選挙の目的達成のため効果的であるかどうか、(b)助手の参加により選挙権者の数が現行のそれのほぼ倍にのぼり、かつ、部局ごとの有権者数の不均衡が現在以上に加重されることから不都合な結果を生じはせぬか、という疑点についても附言しておかねばならない。

(a) 平均的にいって助手は、その年令が若い以上、研究者・

教育者としての知識、経験に関し教授・助教授との間に差があるとする考えがある。また、一般的にいって助手は、総長選挙の場合とくに問題となる大学の管理運営面に関する知識・経験についても同様に差があるものとし、したがって、全学にわたる候補者の中より総長適任者を選出する際、適正な判断を下すことが相対的により困難であるとする考えもある。

われわれは、これらの考えがあることも考慮した上で、なおかつ大学自治の理念である学問の自由という観点を優先させて考えることとし、助手をも含め主体的に大学の目的である研究・教育の責任を分担する者をもって選挙権者と定めるという結論に達した。

(b) 助手参加により選挙権者の数が増大すること、助手の数が若干の部局に極端に偏在していることなどは、帰属意識が働く場合、全学的に見て有能な総長候補者の選出を困難ならしめる恐れなしとしない。この点については、今後選挙の方式に十分な配慮を必要とし、選挙権者にはできるかぎり候補者を周知させる方法をはかるべきであるとともに、選挙権者がとくに留意して全学的視野に立つて投票することを期待するものである。

1・2・3 職員地位

職員は大学の目的である研究・教育に直接従事するものではないが、この目的を達成するために不可欠な職務を与えられており、かつ学問と大学の自治について深い理解をもつことが期待される。しかし、さきにわれわれが選挙権者の範囲を「本学の研究・教育に直接にたずさわるることによって大学における研究・教育の責任を分担する立場にある者」に限定した趣旨からして、職員の総長選挙参加は認めないこととした。

われわれが職員の総長選挙参加を認めないとしても、そのことは必ずしも大学における教員と職員との協力関係を軽視することを意味するものではない。大学の職員は、その職務の遂行において学問の自由や大学の自治の深い理解者であることを期待されるが、反対に教員もまた研究・教育の業務遂行において、職員の権利、地位等についての深い理解が必要である。総論(1-1)にも述べられているように、総長の職務執行は、教員のみならず、職員の身分、地位、職務にも広汎な影響をもっている。したがって職員の意思が総長の職務執行の上に何らかの形で反映されることとのぞましいと考え、その方式として第3章に述べるようにリコール請求制度を提案する。

大学の人員構成の実状は複雑であつて、その行なっている職務内容がさきに述べた教員のそれと近い職員がある。

しかし、法令上教員の身分を与えられていない人のうちから、選挙に関して教員と同じ取扱いをするべき人を選び出すための明確な基準を設定することが困難であること、また総長選挙がより恒常的な諸制度の上に設けられる制度であること、さらに、基準は全部局に共通でなければならぬことなどの理由のため、そのような職員の総長選挙への参加は見送らざるを得なかった。

1・2・4 学生の地位

学生が大学の中でいかなる地位を有し、いかなる役割が期待されるかといった問題は、大学改革における重要なテーマの一つである。それは単に学生の問題であるだけでなく、大学自身の問題でもある。すなわち、この問題を通じて大学自身の質が問われ、教員自身の状況が問われるだろうからである。

* 以下に学生というとき、とくにことわらない限り、学部学生および大学院学生をともに含むものとする。

かつて、京都大学は、学生の活動を告示九号(一九五〇年、学生ストライキの禁止)をはじめ学内集会規程、学内団体規程、学内掲示等規程などによって規制してきた。これらを

通じて流れる考え方は、学生は営造物の利用者であって、営造物の管理者たる大学当局による包括的支配に一方的に服すべき特別権力関係下におかれ、大学管理当局の管理権の範囲内において営造物を利用するという恩恵にあずかるものとしたことであろう。特別権力関係という考え方は戦前からの伝統的なものであり、明解さと一貫性において理解しやすいものである。そして、現在も無意識的無批判にその考えは少なからぬ教員の中にひきつがれ、中教審などの考え方にも生きている。しかしながら、この特別権力関係の考え方は、その一連の規制・制限の体系の成立前後の事情とその後の適用の事例を検討するまでもなく、基本的人權の尊重を生命とする現行憲法の精神と矛盾し、大学の生命ともいうべき自由で、生き生きとした創造性の保持と両立したいものであった。それは、学問・思想の自由との不調和という深刻な問題だけでなく学内秩序の維持という対策的な面からみても短期的にはともかく長期的な有効性をもたない。これらの点からみても、現在の一連の規制措置は、全面的な検討、改廃を必要とするであろう。

学問の自由は、憲法に保障される市民的自由の一つであって、集会結社の自由を含む他の市民的諸自由と切りはなして考えることはできない。したがって、学生は一般市民

に保障されている諸自由を大学管理機関によって一方的に制限されるべきでない。さらに加えれば、これらの自由に基づく学生の諸権利は、大学管理機関によって「特に認め」、「許可する」という立場からあるいは「教育的」配慮から「与えられる」ものではなく、学問・思想の自由とも密接にむすびついて、学生が本来有しているものと考えるべきである。

学生が、これらの諸自由と諸権利を有して、大学の自治とどのようにかわるののぞましいであろうか。学生および学生集団が審議・決定・執行に共同の責任を教員とともに分担する形で大学自治を構成するという考え方もありえよう。しかし、これは、現行法体系からも、また学生および学生集団の状況からしても必ずしも現実的ではない。しかし、学生は勉学条件をよりよく維持・発展させることに当然の関心をもつであろうし、そのことを要求する権利をもっている。大学の自治の運営を教員が主体的に担うとしても、学生の有するその権利を十分に尊重して、審議決定はなされるべきであるし、その実施に当たっても学生の協力が必要とされる。この協力が権力的威圧によって獲得されるものでない以上、学生の批判の権利の保障を前提していると考えるべきである。

以上のような考慮から、われわれは学生の地位を、大学自治、とくに総長の職務執行とのかかわりあいにおいては、批判者として位置付け、選出の過程においては学生を選挙権者から除外する。批判者としての役割の具体化としては、リコール請求制度を提案する。

なお、大学院学生にあつては、研究面において助手と区別がつけがたい場合もある。しかし、われわれが念頭においた標準的助手の職責が、研究・教育上の責任を分担するものであるに對し、大学院学生はそのような職責を担う者とはされていないことから、選挙権者の範囲には含めないとするものである。

第2章 選挙の手續

2-1 方針と問題点

すでに述べたように、本案では、選挙権者については、これを助手にまで拡大する。このような選挙権者の拡大によつて生じる問題点としては、とくに次の二点があげられる。

① 助手を加えることによつて、選挙権者の数は、従来の約二倍となり、その数は二、〇〇〇名を越える。そのために、以下に述べるような選挙の方式では、選挙を従来のように一日で完了することがきわめて困難であり、何

らかの工夫が必要である。

② 選挙権者の候補者についての知識は、従来から必ずしも十分でなかつたという指摘がなされている。選挙権者を助手まで拡大するとき、全学的視野に立つて投票が行なわれるためには、どのようにして選挙権者に候補者についての情報を周知させるか、十分な検討が必要である。

他方、本案では被選挙権者については従来通り、本学の総長および教授としている。被選挙権者の資格の拡大については、これを学外に拡大すること、あるいは教授に限らないとすることの可能性が考えられる。また、立候補制、推薦制も、とくに選挙権者の増大に伴う問題点②との関連において考慮の対象となるであろう。これらについての若干の検討が行なわれたが、多数の教授をもつ本学においては、学内に候補者を求めることは決して困難でなく、総長を学内から選ぶことができることは望ましいことであろう。また総長は、学内の信頼と期待とがおのずから集まることによつて選ばれるべきものとする考え方には十分理由のあることと思われる。このような理由で、被選挙権者については従来通りとした。ただし、この際改めて、次の二つの問題点を指摘しておきたい。

① 総長は、ひろく全学からその適任者が選考されなければ

ばならない。有権者数の増大が、総長の出身部局を實質的に制限し、また、少数数部局に属する有能な候補者の選出を困難にする恐れなしとしない。この問題については、むしろ有権者が全学的視野に立つて投票することを期待して、従来通りの選出方法を踏襲した。それにしても、上述の恐れを減ずるような工夫と努力は必要で、このことは次の問題点にも関連する。

② 立候補制をとらない方針は、他面、被選挙権者（本学現職教授）の側からすれば、その意思いかんにかかわらず、またそれを問われることなしに、総長候補者として選出されることを意味する。もちろん、総長候補者に選ばれた者が正当な理由なしに辞退を申し出ることは、大学の管理運営上、大きな支障をきたす恐れがある。しかしながら、総長候補者のおかれている状況によって、辞退も真にやむをえぬ場合も考えられなくはない。そこで辞退の原因をできるだけ除去するとともに辞退について何らかの制度化の途を検討してみるのがあろう。

以上のような方針に基づき、また、問題点を踏まえて、次に選挙の具体的内容に入ることにする。

2-2 具体的内容

(1) 選挙権者全員について各人が一票をもつ直接選挙方式

をとること。間接選挙方式（選挙人制、代議員制）は、選挙事務が簡単であり、また、工夫によっては部局間における有権者数のアンバランスを補正しうる利点をもつ。さらに、一般的にいえば選ばれた代議員が被選挙権者の人格、識見、健康状態等について比較的よく知っており、候補者が絞られた段階で、辞退などの問題が起こる可能性も少ないかも知れない。しかしながら、代議員を選んでも選挙権者個々の意見が必ずしも代議員に反映されるとは限らないこと、また、各部局選出の代議員の定数についても満足すべき具体案が得がたいなどの難点がある。それゆえ本答申では、選挙権者個々の意見を直接に表明しうる直接選挙方式をとることにした。

(2) 投票は、予備選挙と本選挙との二段階に分け、かつ、両者は日をちがえて行なうこと。これは、有権者数の増大に伴う措置であるとともに、候補者についての知識が十分でないとの問題点を、なにほどか改善する意味をもつ。すなわち、予備選挙である程度絞られた候補者については、その全員について可能なかぎり知った上で投票することがのぞましいと考えたのである。

(ア) 予備選挙

選挙権の拡大ことに遠隔地の便宜を考えて、予備選挙

は、原則として郵送によるものとする。この場合、有権者にはあらかじめ全被選挙権者名簿と投票用紙を郵送し、締切日を指定する。投票は二名連記とする。

投票の結果、得票数の多い順で一五名を本選挙における第一次候補者とする。一五名という数は、現行の総長選挙の第一次投票で選出される候補者数と同じである。これを変更する理由は乏しいし、選挙権者の増大に伴い、少人数部局の候補者が本選挙に残りうるようにするには、この程度の人数は必要と考えられる。他方、第一次候補者数をあまり多くすれば、予備選挙の投票の意義は失われることになるであろう。

(イ) 本選挙

(i) 予備選挙で選出された第一次候補者については、各人の履歴および業績を公けにする。有権者は、これを本選挙の一〇日前には知ることができなければならない。いうまでもなく、これは有権者が第一次候補者について判断する時間と資料をうるためである。さらに選挙権をもたない学生層、職員層の意向をこの段階で反映させる制度についても検討してみた。しかし、本答申では、この点について公的な制度化を試みるよりは、むしろリアル制度の検討に問題を委ねることとした。

(ii) 本選挙は、現行の「総長選考基準」にならって予備選挙による第一次候補者中から第二次候補者を二名選び、この中からさらに選挙によって得票過半数に達した者を第三次候補者とする。選挙手続を簡単にするため、第二次候補者三名選出の段階を省略することも考えられるが、有権者の選択に幅をもたせるため現行通りにしておくのがぞましい。

(iii) 本選挙は、一日で終了するものとする。この際、本部地区またはその近傍において、一挙に選出を終了する現行方式をとることは、棄権者が多くなる可能性もあるので、次の方法によりたい。すなわち、全国にわたって散在する施設のうち、適当なものを選んでそこに地区選挙管理委員会を設け、委員会本部の指示のもとに、地区ごとの選挙を行なう。選挙管理委員会の組織については協議会で定めるものとする。選挙権者は、指定された日に地区に設けられた投票所に集合し、一本選挙の投票→開票→電話連絡による本部集計→電話による本部からの集計結果の通報」の手続をくり返して本選挙を一日で終了するのである。

この方式による場合、第一に、郵送および電話連絡による不測の事故を防止する種々の工夫が、第二に、小地

区では、その投票内容の推測が可能となり、それによる投票時の心理的負担が公正な選挙に歪みをもたらす危険性があり、これを防ぐため地区の設置規模や、本部選挙管理職員の派遣等について配慮するなど技術的工夫が必要であろう。

第3章 リコール制度

3-1 選挙権者によるリコール制度

選挙権者と選出された総長との間の意思の疎通をいかにして確保するかという問題はますます重要となっている。

この問題がなおざりにされるならば、総長選挙は実質的意味のうすい形式的なものにおわる危険が大きくなる。そのためには選挙権者の大学自治への関心の高まりとそれの自治執行への集約とが必要になる。また、総長はその執行に当って選挙権者の意向に十分な考慮をほらいつつ、そして執行に対する選挙権者の関心と理解を高めるべく努めることがのぞましい。このような状況をつくり出すための一つの方法として、リコール制度は有効性を有するものと考ええる。総長の行なった特定の執行、具体的行動が選挙権者の多数の意向と著しく反するような場合—このようなことが頻発することはのぞましくないし、また、頻発しないような努力がなされるであろうが—選挙権者は自己の選んだ総

長をリコールしうるわけで、そのことによって選挙権者は大学自治とその執行に不断の関心をもつことが求められることになり、大学の執行に対する連帯の責任感を強めることにもなるだろう。

この制度に対しても疑問がないわけではない。その一つは、総長選挙に際して推薦・立候補制をとるか、明確な辞退権のある場合には、リコール制を採用しやすいが、それらのない場合には「意に反して総長になられた者」をその執行が選出者の意向と反するからといってリコールしうることに心理的抵抗を感じずという意見である。「意に反してなされる」ということも好ましくないが、そのことによって無責任が発生したり、これを許容したりする雰囲気を作ることは、より重大な問題であろう。総長が単なる名譽職でなく大学自治にとって実質的に重要な公職である以上、総長を引き受けたときにその職務を忠実に果たす義務と責任が公的に発生していると考えるべきであって、推薦・立候補制や辞退権がないからといって、「意に反してならされた」と考え責務を免れることはできない。また同時に、選挙権者もそれに対する批判を手びかえるならば、無責任のそしりを免れないと考えるべきである。

疑問の第二は、次のようなものである。総長のもつ権限

は現状では不明確であり、それに相応して総長の執行をささえる専門補佐機構をもっていない。権限不明確のままでリコール制度をとることは、総長に対して酷であるというものである。不明確ということが無権限を意味するのなら、総長選挙それ自体無意味になるからそれは考えにくい。そうだとすると、不明確という意味は総長の性格・能力・考え方次第では大きな権限をもつこともあるし、逆に権限をほとんど行使しないこともあるということであろう。大学の主体性の代表者ともなりうれば、文部省の出先代表的立場ともなりうるということでもあろう。もしそうであるなら権限の明確化も必要であろうが、不明確であるならなおさら総長の執行に対するチェック機能は重要性をますますになり、リコール制度をますます必要としていることになる。

3・2 選挙権を有しない層のリコール請求制度

総長は、その職務の執行に当って、教官のみならず、職員、大学院学生、学部学生の信頼の上に立っていることが望ましい。そのために、選挙権を有しないこれら各層も、総長による大学自治の執行に何らかのかかわりをもつようにすべきである。

まず総長選挙時に不信任に基づく候補者除斥投票を行な

う方式を検討してみたが、それは以下に述べる理由によって採用しなかった。すなわち、大学の中には多様な価値観の共存しうるものがのぞましいことであり、さまざまな思想・人格が受け入れられるよう十分な配慮が求められている。除斥という形態は、全人格否定、特定思想排除の傾向を助長する恐れもあり、その意味でこの方式以外に選挙権を有しない層の意向の反映の道を求めるべきであると考えた。

つぎに総長就任後の具体的活動に対する批判を総長不信任の形で問う方式が考えられる。その方式は大別すると以下の二つになる。(a)選挙権を有しない者の多数が不信任の意を表明したときには総長はほぼ自動的に退任するという方式と(b)多数の不信任表明があったときには選挙権者の判断をリコール投票にかけて問う方式とである。(a)の場合のように、自動的に退任ということになれば、その総長を選出した者の意向と無関係に退任させられるということになり、問題ではないか。この(a)の方式には選挙権者の判断を中心にすべきであるとする立場からの疑問と批判が集まるであろう。また、逆に選挙権を有していないからといってその非常に多数の者が不信任を表明したとしても、それが総長の退任に結びつくかどうかかわからないという間接

的制度(b)の場合、この制度は形式的で実効をもたないとの批判を受けて実際的にはホイコットされ、有名無実化する恐れはないか。また、非常に多数の不信が表明された後、それと異なる有権者の判断がでたときには学内矛盾がより大きくなる危険はないか。このような立場から(b)に疑問をなげ、むしろ(a)の方をとるとする考え方もある。これらのあい矛盾する二つの立場にはそれぞれもつともな根拠があり、両者の立場の中間的な方式で、非選挙権者層による不信任制度を考えることとした。

ここにわれわれが提案する方式は、選挙権者の判断を主体に構成する。ただし、非常に多くの非選挙権者からの不信任表明がなされたときには、実質的にその意向を受け入れようとするものである。すなわち、非選挙権者の比較的多数の者が不信任を表明した際には、選挙権者の判断を直接求めるべく選挙権者によるリコール投票を行なう。また、非選挙権者の非常に多数の者が不信任を表明した場合には、選挙権者の代表的審議機関(この整備は求められるが、それができるまでは、便宜的に協議会がこれに代わることが考えられる。)の審査を経て退任を求めることとする。この審査は「非常に多数」という要件を満たしているかどうかについて行なうものであり、その内容があらかじめ定められ

た基準を上回っているときには、退任の勧告が行なわれるものであるとの想定の上に立っている。

3-3 具体的内容の概要

これまでに述べた考え方に基づいて、次に一つの提案の形で具体的内容を提示したい。

以下に「リコール投票」というときは選挙権者によるリコールの最終投票を意味し、「リコール請求投票」というときは非選挙権者が「リコール投票」を求めるために行なう全学的規模の投票を意味するものである。

(1) ここで考えているリコール制度は、在職が少なくともある一定期間(たとえば一ケ年)を経過した総長を対象とする。

(2) 選挙権者により「リコール投票」の開始
選挙権者による「リコール投票」は、次の要件の一つが満たされた場合に開始される。

ア 「リコール投票」を請求する選挙権者の署名が一定数(たとえば在籍者数の $\frac{1}{6}$)に達したとき。

イ 選挙権者の代表的審議機関(暫定的には現行の協議会)が議決したとき。

ウ 選挙権をもたない者による「リコール請求投票」において次に述べる(4)ウのA、B、C、Dとなったと

き。

(3) リコール成立の条件

有効投票（白票を含む。）の過半数により決する。なお、「リコール投票」は全選挙権者の投票によることをたてまえるものである。

(4) 選挙権をもたない層における「リコール請求投票」

ア 選挙権をもたない層を次の三層に分ける。

A 学部学生

B 大学院学生

C 職員

イ 「リコール請求投票」の呼びかけは、上記のいずれかの層における一定数の署名による。（たとえば在籍者数の $\frac{1}{6}$ ）

ウ 呼びかけに対する全学的規模の投票の結果について次の五段階をもうける。

A 三つの層の賛成を合わせて非選挙権者総数の過半数となる場合

B 一つの層において多数の賛成（たとえば在籍者数の $\frac{3}{4}$ 以上）があつた場合

C 各層のいずれにおいてもかなりの賛成（たとえば三層とも在籍者数の $\frac{1}{3}$ 以上）があつた場合

D 一つの層においてかなりの賛成（たとえば在籍者数の $\frac{1}{2}$ 以上）があつた場合

E 上記A、B、C、Dに該当しない場合

エ リコール請求の成立は(4)ウのA、B、C、Dの場合とする。ただし、それらのうちAとBにおいては、選挙権者の代表的審議機関（暫定的には現行の協議会）の議により選挙権者による「リコール投票」の手続を省略することができるものとする。

(5) リコールに関連する署名と投票の管理

ア 選挙権者の代表的審議機関（暫定的には現行の協議会）は、リコールに関連する署名と投票の管理責任者として「リコール投票」管理委員長を選出しておき、実施結果の報告を受ける。

イ 選挙権者が「リコール投票」を請求する場合の署名

(i) 「リコール投票」を請求しようとする者は、管理委員長に不信任の具体的理由を付して申し出を行ない、所定の用紙を受ける。

一定期間（たとえば二週間）以内に署名を提出する。
(ii) 署名の審査は、請求者代表の立ち合いのもとで、管理委員長が行なう。

ウ 選挙権をもたない層における「リコール請求投票」

の呼びかけ署名

(i) 「リコール請求投票」の呼びかけをしようとする者は、管理委員長に呼びかけの具体的理由を付して申し出を行ない、所定の用紙を受ける。

一定期間(たとえば三週間)以内に署名を提出する。
(ii) 署名の審査は、呼びかけ者代表の立ち合いのもとで、管理委員長が行なう。

エ 選挙権をもたない層における「リコール請求投票」管理委員長は投票管理委員会を組織する。

オ 日時が接近して二件またはそれ以上の署名がなされた場合、署名審査のはやくおわった方を先議する。

(6) リコール請求の制限

ア 「リコール投票」の結果、不成立におわった後、ある一定期間(たとえば六ヶ月)は投票請求(「リコール請求投票」を含む。)ができないものとする。

イ 「リコール請求投票」が不成立におわった場合にもその後の一定期間(たとえば六ヶ月)は「リコール請求投票」ができないものとする。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第八四号、一九七三年六月二日に掲載。原文は横書き。

二 教養部・大学院改革

一 大学院制度の改革について(答申)(抄)

一九七五(昭和五〇)年三月三十一日

〔七〕

昭和五〇年三月三十一日

京都大学総長

岡 本 道 雄 殿

大学院制度検討委員会

委員長 平 場 安 治

大学院制度の改革について(答申)

当委員会では、大学院制度の改善のため、種々検討してまいりましたが、このたび、別紙のような「大学院制度の改革について」を得るに至りましたので、答申いたします。

〔中略〕

大学院制度の改革について(答申)

大学院制度検討委員会

〔中略〕

前 文

京都大学大学院制度検討委員会は、昭和四八年五月以来、本学における大学院の現状の省察に基づいて、大学院の整備・充実をはかるため改革すべき諸点を検討してきた。現在、大学院が内包している困難は、各研究科によつて多岐にわたるが、全学共通の問題として、次のことを指摘することができる。すなわち、本来は教育課程として独立性をもつべき大学院が、学部依存せざるを得ないような制度的制約等のために、その自由な発展が妨げられており、かつ、その人的・物的条件の整備が極めて不十分な状態に置かれていたという事実である。

当委員会は、今回法制的制約が除かれたのを機縁として、次の方針のもとに、大学院制度の当面の改革を提案するものである。

- 1) 大学院課程が、学部課程とは異なる独自のものであることを明確にし、大学院課程にふさわしい組織及び機構を設けること。
- 2) 大学院課程の性格と、研究と教育との密接な関係を考慮し、広く学内から適任者の参加を得て、大学院学生との教育を充実すること。

3) 各研究科、学部、附置研究所等の特殊性を尊重して、その特徴を生かした非画一的な運用を認めること。

大学院と学部・教養部等の関係については、大学院の改革が、少なくとも、学部、教養部等の充実・改善に障害とならないよう考慮した。

以下の提案のうち、課程の構造を異にする医学研究科には項目1、6、9は適用されないものとする。また、本学に附置されている全国共同利用研究所については、それぞれの目的にかなった形態の運営が認められてよい。

1. 大学院の課程は、前期及び後期に区分した博士課程を基本とし、前期は修士課程として取り扱う。前期と後期との関係は、研究科により多様性を認めるが、後期の課程を修めるには、修士の学位を取得していることを要件とする。

(説明) これは現状を変更する提案ではなく、現行の「積み上げ方式」を維持することを、大学院設置基準の表現に合わせて述べたものである。すなわち、修士学位の取得によつて、自動的に後期の課程に進むのではない。後期の課程を修めるには、所定の選考を経なければならぬ。後期学生の選考方法は、研究科ごとに定めるものとする。

なお、外国において修士課程と同等以上と認められる課程を修めた者については、後期の課程を修めるための

要件に特例を認めることができる。

大学院学生の最長在学年限については、今回は提案しなかったが、学位規則の一部を改正する省令及び大学院設置基準の制定を機として、これを再検討する必要があると考えられる。この点については、各研究科における運用状況を見て決められるべきであろう。

「積み上げ方式」による博士課程前期とは別の、二年の修士課程については、大学院の目的、大学院制度全般、その他の諸点を考慮して、その設置の可否が慎重に検討されるべきである。設置の手続としては、研究科の新設の場合に準じ、評議会の決定を必要とする。

2. 研究科は、学部とは別の、大学院教育のための組織とし、学事との管理と運営のために研究科長及び研究科会議を置く。また、独立の事務機構を置くことが望ましい。

（説明） 前文に述べた趣旨に沿って大学院を充実するという目的を達成する基盤として、研究科の円滑な運営と責任体制の確立が必要であると考えられる。そのために、教育組織としては、研究科を学部から独立したものとすることを提案する。ただし、これは教員組織を分離することを意味するものではなく、したがって研究科自体が一つの部局となるのではない。

研究科を学部から分離して運営することは、現在本学においてある程度は行われていることであり、本提案は、これを制度として明確にしようとするものである。

研究科会議は、研究科の運営機関であるが、これは、いわゆる学事を所掌とするものである。研究科長は、学部とは独立に運営されるべき研究科の責任者である。なお、今後評議会の構成が検討される場合には、大学院との関連が論議せられることが望ましい。

大学院を充実する目的をもって、各研究科は、いわゆる大学院講座の設置や、研究科独自の施設・設備・図書等の整備を計画し、関係部局及び大学は協力してその実現に努力すべきである。大学院講座の教員は、上述の趣旨により、学部等に所属することとなる。なお、現在の学部の教員は、従来どおり、大学院において教育・研究指導に当たることとなる。

研究科の事務を取り扱う事務機構は独立に設けられるべきであるが、このことは、事務定員の増加を前提として実施することが望ましい。人員が著しく不足している本学の現状では、これを一律に実施することは、かえって負担加重や非効率をきたす虞れがある。したがって、当面は学部の事務機構が研究科のそれを兼ねることがあ

つても、やむを得ない。しかし、拱手して現状に安住することなく、関係部局及び大学は、人的条件の改善のために努力すべきである。

3. 現在の研究科を存続させ、その充実をはかる。

ただし、研究科の組織が適正規模をこえ、研究・教育に支障があると考えられる場合には、これを分割することと認める。

(説明) 今日における学術研究の進歩は、学問分野の細分化をもたらすとともに、境界領域の開発や学問分野相互間の研究方法・研究成果の利用等に見られるように、学問の総合化の傾向をも生みだしている。それに伴って学問区分の再検討の動きも現われている。このような趨勢に対するわれわれの積極的姿勢は、項目4の提案に示されているとおりである。

しかしながら、根本においては、従来行われてきた学問分野を基礎にしなければならないことは当然であつて、われわれは、徒らに新奇の試みに眼をうばわれて、基本的な学問分野の重要性を忘れてはならない。現在の研究科は学部に対応して置かれ、そこでは、伝統ある基本的学問分野が研究・教育されている。われわれが現在の研究科の存続を提案するのは、このような理由による。

ただし、研究科の組織が大きすぎるために、研究・教育に支障をきたすことがあるような場合には、合理的な基準に基づいて研究科を分割し、適正な規模のものにすることは、大学院の研究・教育の実をあげるために、むしろ望ましいところである。研究科の分割の手続は、研究科の新設の場合に準ずる。

4. 学問の総合化及び今後における学問の発展を考慮して、学部・学科に対応しない研究科・専攻を設置することと認める。

(説明) 既に項目3の説明において述べたように、今日における学問の進歩及び今後に予想される学問の発達を考慮すると、現在の研究科の体制が、これに適応し得ない場合もあると考えられる。そこで、既存の研究科を維持しつつも、一方では学部・学科に対応しない新たな研究科・専攻の設置を制度的に可能とする方策を講じておかなければならない。

新しい研究科の設置については、研究者の要望や学界の動向を考慮し、新たに設けられるべき研究科長会議が、関係研究科と協力・連絡してその推進をはかるものとす。

このような研究科が設置される場合には、既存の部局

に所属しない教員によって新たに部局が構成され、研究科会議とは別に教授会が置かれることになる。

5. 原則として、附置研究所等は、それぞれの事態に応じ、大学院の教育に参加する。ただし、参加の形態については多様性を認める。

(説明) 本学においては、従来から附置研究所等は種々の形で大学院の教育や運営に参加してきたが、大学院の研究・教育を充実する上で、これをより強化することが望まれている。しかし、これらの部局は、本来の目的、設立の過程、運営の現状などからして、直ちに一律の形態で参加することは必ずしも適切ではないと考えられ、その形態については多様性を認めることとする。

例えば、附置研究所と大学院との関連の仕方としては、次の四つの類型が考えられるであろう。

- (a) 研究所の部門を基幹として独立の専攻を既設の研究科に設置するもの。
- (b) 研究所の部門がそれぞれ関連する研究科の教育・運営に参加するもの。
- (c) 研究所の一部の教員が大学院教育に参加するもの。
- (d) その他、項目4の一例として、研究所の部門を基幹として、独自の研究科を新設す

るもの。

なお、附置研究所等が大学院に参加する際の具体的な形態については、当該附置研究所等と関係研究科との間で協議することが必要であろう。

6. 各研究科において、専攻を単位とし前期及び後期の課程の区分に応じ、学生定員を定める。

(説明) 大学院学生の募集人員は、従来一律に講座当たり修士課程二名、博士課程一名(附置研究所においては、部門当たり修士課程一名、博士課程一名)という予算定員を基準とした上で、学年度ごとに全学的な調整が行われてきた。したがって年度ごとに収容する学生数が、予算定員よりも多い研究科も、少ない研究科もあるのが実態であった。

学問の分野が異なるのに応じて、養成すべき学生数にはかなりの相違があるはずであるから、学生定員は、研究科ごとに、学問の特質や教員組織、施設、設備等の諸条件を考慮に入れて定めるのが適切と考えられる。一つの研究科においても、養成すべき、又は養成し得る学生数は、専攻によって異なるであろう。したがって研究科ごとに、専攻の概念(学問分野の範囲、規模等)を明確にした上で、それぞれの専攻において標準とすべき学生数

を検討し、その検討に基づいて研究科の定員を定めるのが適當であろう。ただし、専攻の概念は、学問分野によつて様々であるから、専攻の区分について、大学院全体として統一的な基準を設ける必要はないと思われる。

前期、後期の学生定員は、学問の性格、研究・教育上の諸条件等を考慮して、それぞれ別個に定めるのが妥當であろう。前期と後期との学生数の増減の比率も、大学院全体として一律化する必要はない。後期において、学生数が、前期の半数程度に減少するもののほか、研究科によつて、ほとんど同数である場合や、かなり減少する場合等があつてよいと考えられる。

7. 大学院の運営について、総長の諮問に応じ、また、研究科間の協力・連絡調整を行うために、研究科長會議を置く。

(説明) 研究科を学部とは別個の教育組織としたことに伴い、本学大学院の全体としての運営のために、研究科長會議を置くことが必要である。

この會議の任務の一つは、大学院全体の立場から、大学院に関する学事の運営について総長を補佐し、かつ諮問に応じることである。

研究科の運営は、その改善を含めて、当該研究科の任

務であるが、同時に全学的立場から、これを取りまとめ、更に各研究科と連絡をとりつつ、大学院全体の充實・発展を計画し推進する機関が必要である。研究科長會議は、このような分野において、総長を補佐し、総長が評議會や大学院審議會に發議する事項についてその諮問に応じるものである。項目4及び10の事項も研究科長會議の、この任務の一環とみなされる。

この會議の他の任務は、研究科間の協力・連絡調整を行うことである。この任務との関連で、この會議の果すべき役割は多岐にわたるが、研究科間の連絡の中には、例えば次のような事項が含まれると考えられる。

(a) 学問の總合化、共同の研究・教育施設の設置等のため、研究科間の連絡を現在よりも強化すること。

(b) 大学院学生が他研究科において科目の単位を修得し、又は研究指導を受けることを可能にするための、研究科間の連絡。

(c) 博士の学位に関して、他研究科の教員を審査員に加える場合等についての一般的取り決め。

現在、各研究科における事情の差異は、学部間の差異より大きいと見られる。大学院の制度についてはこの差異を認める方針であるが、大学院としてのまとまりのた

めに、運営については、ある程度の調整が必要であり、また、将来研究科間に余りに大きな不揃いが生じないためにも、研究科長会議が連絡調整に当たることが必要と考えられる。

当面は学部長が研究科長を兼ねる場合があると思われるが、研究科は学部と異なる教育組織であるから、研究科長会議を現行の部局長会議が兼ねることとはせず、別個の会議として設置することが、大学院の発展のためにも適当な形態であると考えられる。なお、研究科長会議は大学院の学事についての会議であるから、全学にわたるような問題については部局長会議の意向が尊重されるべきである。

8. 現在の大学院審議会を、その構成を改め、機能を明確にして存続させる。

(説明) 現在、大学院の事項を審議する機関として大学院審議会があるが、近時その活動が必ずしも積極的ではなく、かつ全学的な重要事項を審議する機関としては評議会があるため、その存続の必要を疑問とする見解が一部にある。しかしながら、大学院の制度改革に伴って、今後、大学院に関する学内規則の制定・改廃や法規をめぐる解釈・運用上の疑義が頻出すると思われる、また、研究

科や大学院の内容的改善についての提案がしばしばなされること予想される。これらの審議を、ことの軽重を問わず、すべて評議会の任務とすることは、評議会に過度の負担を強いるものであり、かえってその本来の機能を低下させる虞れがある。

また、これを研究科長会議の任務とすることは、運営と審議、推進と規制を同一機関に委ねる弊を生じる。したがって、評議会との関係を明確にした上で、大学院審議会は存続させるべきである。

大学院審議会は、大学院の事項の審議機関としての性格を純化すべきである。すなわち、研究科間の連絡調整や大学院に関する企画のような、運営推進に属する事項は、研究科長会議の職責とし、大学院審議会としては、総長の諮問があつた場合にのみ審議の対象とすべきである。これに対して、項目9の事項のごときは、本来、大学院審議会において審議されるべきものである。

大学院の事項であつても評議会の審議事項に属するもの、例えば本答申との関係では、

- (a) 研究科、専攻、課程の新設、廃止、変更
- (b) 研究科の学生定員の決定
- (c) 大学院学生の最長在学年限の決定

などは、大学院審議会の本来の審議事項には入らない。ただ評議会の委嘱をうけ、事前審議を行い、評議会に報告する途をひらいておくべきである。このことは、大学院に關係のある学内規則の制定・改廃についても同様である。なお、評議会が自ら審議すべきものと決定した事項は、評議会の所掌になると解せられる。

大学院審議会の構成については、本答申では、原則として附置研究所が大学院の教育に参加することとしたので、附置研究所からもその構成員を出すことが適當であろう。その構成については、一例として、次のようなものが考えられる。

- (1) 各研究科長
- (2) 各学部長
- (3) 教養部長
- (4) 各研究所長
- (5) 各研究科の教員一名

9. 大学院在学五年未満の者への博士の学位の授与及び学術博士の学位の授与は、いずれも制度的に認めることとし、それらの基準は大学院審議会が定める。

(説明) 極めて優秀な学生が、在学五年以内に所定の学位授与の水準に到達することは、学問分野によっては予想

されるところである。この場合に、五年未満で学位を与える可能性を開いておくことは適當であると考えられる。しかしながら、この措置はあくまで特例とするにとどめ、学位水準の低下につながらぬよう、その基準・要件を全学的に定めておくことが必要であらう。

学術博士は、総合的な学位の種類として新たに設けられたものであり、当面は主として学際的分野を専攻したものに授与することが適當とされているが、その水準、性格、従来の博士の学位との關係等が未だ明確でない。したがってその取り扱いについては、学内のみならず他大学とも十分協議の上、慎重に制度を定める必要がある。

本項の二つの問題については、今後大学院審議会において検討を行い、基準等を定めることが必要である。

10. 単位互換、研究指導、学位審査等に関して、他大学大学院等との協力を進めるべきである。

(説明) 大学院の教育を充実するためには、学内における研究科間の協力のみではなく、広く他の大学院等との協力が必要である。既に単位互換については、本学通則において、制度的基礎が設けられているが、その推進のための条件については、なお検討が必要であらう。その他教員の交流、研究指導、学位審査における協力、特定研

研究科と他大学の同種の研究科との教育における協力の緊密化等、今後個々の研究科並びに全学の立場から検討を要する問題は多々あると思われる。

全学的立場から、これら他の大学院等との協力を検討する機関は、研究科長会議とするのが適当である。

付 記

大学院教育を充実するためには、以上の改革とともに、大学院学生の研究・生活条件を向上させる必要があると思われる。

具体的方策については、大学院学生に対する奨学金や研究旅費の支給の制度、研究災害補償の制度が確立されること、及びさきに出されたOD等問題検討委員会の答申の趣旨が尊重されることが望ましい。

〔注〕『京大広報』第一〇九号、一九七五年四月一日に掲載。
原文は横書き。

二 OD問題について(答申)(抄)

一九七八(昭和五三)年四月一日 [七]

昭和五三年四月一日

京都大学総長

岡 本 道 雄 殿

OD等問題検討第二次委員会

委員長 永 田 雅 宜

OD問題について答申

本委員会は、昭和五二年四月発足以来、標記のことについて慎重に審議を重ねてまいりましたが、このたび結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

なお、本委員会は、この答申をもって一応任務を終了させていたたく存じます。

OD問題について(答申)

OD問題については、すでに京都大学OD等問題検討委員会(昭和四七年四月発足、昭和四八年一〇月解散…以下「前委員会」という。)が約一年半にわたって検討した結果をまとめた答申(昭和四八年一〇月二日付答申…京大広報No.八八所掲)がある。

そこで、本委員会は、次の三点を中心にして検討を進めた。

1) 上記答申にまとめられているODの実態調査結果と現在のODの実態との比較

2) 上記答申の再検討、特に上記答申の中で、別委員会

検討するよう勧告している事項の検討

3) その他の措置の検討

これらを検討するに際して、本委員会が基本的観点として重視したものは、日本の学術研究態勢の将来を考えたとき、いま何が必要かという点にあったことを付記しておきたい。

1. ODの実態調査の結果

本委員会が行った調査結果(別表1)を、前委員会の調査による昭和四七年度と比べると、OD総数は約二倍に増加している。(別表2参照)

研究科別に見たとき、昭和四七年度とほぼ同じなのは教育学系及び薬学系であり、大差がないといえるのは法学系である。他は研究科別にも約二倍ないしはそれ以上の増加を示している。(別表3・1参照)

それらODの中には、すでに学位を得ている者も多数あり、特に理学系及び工学系では、それぞれODの約二二%及び一二%が学位取得者である。この事實は、優れた人材でありながらODになっている場合がかなり多くあることの証拠と考えられる。

2. 将来の学術研究態勢に関する問題点

現在の大学教員の年令構成を概観すると、一九二〇年

以前の出生者が非常に少ない。(別表4参照)

このことは、教員の定員増が相当多数に上らない限り、今後約一〇年の間の教員の需要が少ないことを意味する。

しかしながら、人材の輩出は時勢の影響による変化又は偶然的原因による変化はあるものの、統計的にはほぼ均等であると考えべきであろう。

したがって、今後一〇年間に現われる有用な人材を確保する方法を考えないならば、一〇年以上を経て停年退職者急増の続く時期に至って、教員の補充にあてるべき優れた人材が不足する事態を招くことは明らかであると考える。

このことから、現在すでにODの中に埋もれている、あるいは今後輩出する、真に優れた人材を一〇年後に備えていかに確保するかは、現在策定すべき重要課題であると考える。

3. 前委員会の答申について

前委員会の答申の内容に関し再検討を行ったが、本委員会として異議をとる点は見出さなかった。しかし、前委員会が京都大学院生協議会から要望をうけた事項の中に、別委員会で検討するのが適当として、検討を残した問題がある。それは教官空ポストの利用の問題であり、

次の二つに分けられている。

(1) 教官空ポストを教養部に流用して、教養部の助手定員を増すこと。

(2) 空ポストを早急に埋めること。

本委員会は、これらの問題について検討したが、その結論は次のとおりである。

(2)については、前委員会はその答申において、「空ポストを埋め、教育組織を充実することは、大学当局者の重要な責任ではあるが、教官人事は大学における極めて重要な事項であり、拙速は厳に戒むべきである。」と述べているが、その点については全く同感である。

五年前に比べ学内の教官空ポストの数が大幅に減っており、それは各部署が研究教育組織の充実に努めてこられたことを示しているものと考えられよう。したがって、本委員会としては、各部署の引き続いての御努力を期待し、またそれで充分であろうと考える。

(1)については、非常に多くの問題点があることが明白になった。

① 五年前に比べて空ポストの数は激減している。

② 全学的に見ると、助手の現員は助手の定員を超えている。すなわち、教授、助教授のポストをある程

度助手に流用しているのが現状である。

したがって、もし(1)を実施すれば、学部の教授、助教授のポストを教養部の助手のポストに流用することになり、制度上の問題が少なくなる。

③ 教養部では、流用可能ならば助手のポストではなく、(イ)教授のポストが最も望ましく、(ロ)そうでなくとも、講師以上のポストでないとメリットがあまりなく、デメリットがいろいろ考えられるとの意見が強いようであるが、教授のポストの流用のみならず、助教授のポストの流用も制度上の問題点が少なくない。

④ 流用を実行した場合、もし教養部が採用する助手(又はその他の教官)の候補者をODに限定するよう要請するならば、明らかに人事介入になる。しかし、そのような要請をしないならば、OD問題の解決には役立つ可能性が少なくなり、流用についての全学的合意は得られるとは思われない。以上における重要な要点は

(a) 流用自体、空ポストが減少を続けている現状からみてむづかしい。

(b) 教養部にとって、あまりメリットがない。

4.

(c) 制度上の難点がある。

の三つであるが、これら及びその他若干の理由により、
(1)は推進すべきでないという結論になった。

提 案

(1) 2で述べたように、一〇年後に備えた人材確保の方策を立てることが必要であり、本委員会としては、当面の学内措置として、ODを受け入れる形態について検討を行い、次のような結論を得た。

すなわち、現在学内においてODを受け入れる形態には(i)大学院留年、(ii)研究生、(iii)研修員の三種類が見られ、その取扱いは部局ないしは専攻によって差異がある。

しかしながら、本学大学院博士課程を修了又は退学(所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたのち退学。以下同じ。)したのち、引き続き本学で研究を続ける者については、研究者としての自立性と前記2で述べた事情に鑑み、別途学学的に共通な受入れ形態を考える必要があり、試案として次のものを提案する。

- ① 新たに「特別研究生」の制度を設ける。
- ② 特別研究生は、本学大学院博士課程を修了又は退

学した者で、引き続き従来の研究課題について研究するため特に本学の施設・設備の使用を認められる者とする。

③ 特別研究生の研究料は、主として施設・設備の利用にかかるものであることに鑑み、他の一般の研究生の授業料の額より低い額とする。

④ 特別研究生については、この制度の趣旨に鑑み、検定料及び入学料を徴収しない。

(2) 前委員会の答申において、文部省、日本育英会及び日本学術振興会への要望が述べられているが、それらについては本委員会も賛意を表わすものであり、その実現を要望するものである。

しかし、今回、特に人材確保及び大学院の充実の観点に立つて、次の三点(A、B、C)を強く要望したい。

A. 研究教育補助者経費の新設

① 標記のような経費項目を新設し、博士講座(又は部門)が不完全講座(部門)であるものについて、一定の単価(二〇〇万円程度)で積算して、研究科毎に配当する。

② 各研究科は、この配当額により、ODを研究教育の補助者(非常勤扱い)として勤務させ、その身

分及び職責については、助手に準ずるものとする。
不完全講座(部門)を完全講座(部門)にすることは、もとより熱望するところであるが、それが至難と考えられる現状から見て、せめて上記提案の措置の実現を関係大学が文部省に強く要請するよう要望するものである。

B.

日本育英会奨学金の返還条件の緩和

前委員会の答申でも述べているように、いささか短かすぎると思える返還猶予期間を過ぎてから免除職に就職した場合、全額返還しなくてはならないという現行規則は不合理である。大学の教員として確保すべき優れた人材が一時免除職以外に就職する事例は、今後数多く起こる可能性が強いので、上記不合理が次の二つによつて是正されることを強く要望するものである。

① 返還猶予期間を過ぎてから免除職に就職した場合にも、返還免除の規程が適用されるようにすること。

② 現行の返還猶予期間の限度を数年間延長すること。

C.

日本学術振興会奨励研究員の増員

標記研究員の増員は、前委員会のおいても要望されているものであるが、特に約一〇年後における大学教員確保という見地から、今後約一〇年間にわたつては標記研究員を特別に増員するという措置が適切かつ有効であると考えるので、その実現を強く要望する。

〔以下略〕

〔注〕

『京大広報』号外、一九七八年五月一日に掲載。

原文は横書き。

別表はすべて省略。

三 独立専攻・独立研究科の制度・運営(答申)(抄)〔七〕

一九八一(昭和五六)年一月二三日

昭和五六年一月二三日

大学院審議会議長

沢田敏男殿

大学院審議会制規等専門委員会

委員長 吉沢尚明

独立専攻・独立研究科の制度・運営(答申)

本委員会は昭和五四年三月二八日、「大学院講座の設置に

ついて」を答申し、大学院・研究科の改善・充実のための一つの方策を提案しましたが、それに関して大学院審議会から、独立専攻・独立研究科の基準・制度・運営を明確にすること、特に独立研究科を部局とするか否かの問題について諮問されました。これらの問題について審議した結果をここに答申いたします。

本答申の目的と内容

本答申の内容は、大学の大学院制度に適合するような、独立専攻・独立研究科等、大学院独自の組織のあり方及びそれらの制度・運営方式に関する基本的事項である。

はじめに§1において、種々の機構・組織の大学の実情に適する定義を与え、それらの性格・意義・設置状況の概観とともに、運営について若干の提案を行った。§2と§3においてはそれぞれ独立専攻と独立研究科の典型的な形態等について述べる。

なお、独立専攻・独立研究科については、昭和五四年三月の答申「大学院講座の設置について」においては、限定された型しか考察しなかったので、本答申はそれを補完したことになる。

本答申の目的は、大学の独自の組織が具体的に立案・

検討される際に参考となることである。一方、このような組織に関して、研究科内及び大学院審議会内に一般的な了解が存在すれば、具体的な構想についての審議を効率的ならしめることができるであろう。このような了解の成立に資することも、本答申の一つの目的である。

なお本答申は、上述の昭和五四年三月の答申につづく内容のものであるが、大学院独自の機構を設置することの妥当性に関しては、前答申では明確には述べられていない。本委員会では、本学大学院のあり方について昭和五四年以来種々審議を重ねたが、その一環として考察された上述の妥当性について、§2と§3において言及する。

〔中略〕

§2. 独立専攻

1. 独立専攻を設置することの妥当性

研究科は原則として学部とは別の目的のために設置されるものであるから、その目的の遂行に必要なならば、独自の（学部とは別の）組織を持つことは、一般的には妥当である。特に独立専攻は、現存の研究科に対応する学問分野の進歩、あるいは大学院教育の発展等に応じる教育組織として設置された場合は、研究科の改善・充実に資すると考えられる。ただし、以上述べたことは一般論であって、具体的な組

織の設置の適否は、次項に掲げる基準によって判断するのが適当である。

2. 独立専攻の基準

独立専攻の設置のためには、以下の各項目の内容を明確にして検討することが必要である。ただし第二種の独立専攻の場合は、(4)、(5)は必要でない(注1)。

- (1) 目的 — 専攻の教育目的、教育・研究の分野・内容、他専攻・他分野との関連。更に補足的なこととして、教育の方針、専攻設置の経緯・背景、当該分野における大学院教育の実績等。

- (2) 独立専攻とする理由 — 特に学科と対応しない専攻とする理由を含む。

- (3) 概算要求の要点 — 講座数、学生定員等。

- (4) 基盤講座の内容 — 予定される基盤講座に関して、特に次の点についての実態(注2)。

(イ) 人員、予算(校費・旅費)。

(ロ) 大学院教育のために使用し得る施設・設備。

(ハ) 大学院教育を行うための人的・物的の余裕。

(ニ) 大学院教育を前提とした教員任用の基準。

- (5) 教員組織 — (次項3を参照)。

(注1) 以下に挙げるのは、設置審議会等における学外の審

議以前に、大学として審議すべき項目と論点である。(注2) 学部の講座は博士課程の基礎となることが前提とされているが、その他の部門等についてもこれと同様に、実質的に大学院教育を行う場となり得るものであることを示さなければならない。また研究所の研究部門等は一般に学部の講座と別の目的を持っているから、研究機関として人員・設備が整備されていることのみでは不十分であり、項(イ)の確認が必要と考えられる。

3. 独立専攻の教員組織

- (1) 独立専攻が既存の部局の講座・部門等を基盤とする場合には、それらの教員はそれぞれの教授会等に所属するものとする。

- (2) 新設の大学院講座の教員は、実質的には当該専攻の関係部局の教授会等に所属することとするのが実際的である。

4. 問題点

独立専攻を設置する際に、次の点のいくつかは、検討することが必要となると考えられる。これらについては個々の場合に判断するのが適当であろう。

A. 協力講座に関する問題

- (イ) 協力講座の制度・運用形態から由来する得失。
- (ロ) 協力講座の講座費等。

(イ) 複数の研究科に関連する分野を総合する独立専攻

の場合は、協力講座を活用することも考えられるが、その運営方法等。

B. その他の問題

(二) 人員の振替によって独立専攻を設置することの得失。

(ホ) 大講座制を採ることの得失。

(ヘ) 事務職員の設定。

§3. 独立研究科

1. 設置の妥当性

(1) 独立研究科を設置する根拠は、一般的には、独立専攻の場合(§2.1)と同様であるが、研究科の設置には、専攻の新設の場合以上に、種々の観点からの審議が必要である(基準については次項2に述べる)。

(2) 第一種の独立研究科の場合は、それを(複数の)既存研究科の専攻としない理由を含む学術的理由と、人的・物的条件の充実が必要である。

第二種の独立研究科は、学術的・教育的理由による、既存研究科の分割・合併・再編成によって生じると考えられるが、大学院の充実・発展のためには、第一種のものと同様に重要である。

(3) 何れの場合にも研究科の設置は、学術上の必要性和社会的要請とに基づくものである。

2. 独立研究科の基準

独立研究科の設置の際には、次の諸項目の内容を明らかにすることが必要である。若干の項目の内容は独立専攻の場合と同様である。Cに関しては特に第一種の独立研究科の場合に必要である。

A. 研究科の組織と学術的内容

(1) 学問分野。

(2) 研究科としての研究・教育の目的(設置の経緯、研究科とすることの必要性等を含む)。

(3) 各専攻の研究・教育の目的・内容及び専攻間の関連。

(4) 修士及び博士の学位(種類、基準、他の学位との関係等)。

B. 教育制度

(5) 前期・後期の区分の態様。

(6) 受験資格。

(7) 学生定員。

C. 教員組織

(8) 基盤講座及び大学院担当の委嘱についての計画。

(9) 新設基盤講座及び現存の予定基盤講座の内容。

(10) 教員組織(次項3を参照)。

3. 教員組織

(1) 独立研究科が(単数又は複数の)既存部局を基盤とする場合は、既存の教授会等がそのまま研究科の教員組織の機関となるであろう。

(2) 新設の大学院講座を中核とする第一種の独立研究科の場合には、これらの講座によって以下の様に新しく一つの部局を構成することが必要である。

(イ) 部局を「〇〇研究科」、その長を「〇〇研究科長」とし、「〇〇研究科教授会」等を置く。

(ロ) 「〇〇研究科会議」は、一般に当該研究科以外の基盤講座の教授を含み、(構成、所掌事項とも)教授会とは別個のものである。

(ハ) 「〇〇研究科長」は部局長であるが、研究科会議議長を兼ねるのが妥当と考えられる。

〔注〕『京大広報』第二二二号、一九八一年三月一日に掲載。
原文は横書き。

四 報告〔教養部にかかわる構想検討委員会〕〔七〕

一九八七(昭和六二年)一〇月一六日

昭和六二年一〇月一六日

京都大学総長

西島 安 則 殿

教養部にかかわる構想検討委員会

委員長 藤澤 令 夫

報 告

本委員会は、教養課程ならびに教養部にかかわる学部・研究科構想について、教養部内において進められている改革案の内容を考慮し、また各学部、研究所、研究センターの意見を徴しつつ、調査検討を進めてきましたが、このたび下記のように基本方針を策定するに至りましたので報告します。

記

(1) (新学部の設置) 現在の教養部を廃止し、基本的に別紙「京都大学教養学部設置計画の概要」にもとづいて、教養部を母体として新たに「教養学部」を設置する。

(2) (教養課程教育の改革) 上記新学部の発足と共に、現行の教養課程と専門課程との制度的な区分を廃止し、こ

れまで教養部が教養課程教育の中心的役割を果たしてきたことを考慮しつつ、各学部がそれぞれの学問分野の実情に応じて一貫した方針のもとに教育を行ないうるように、制度を柔軟化する。(参考として、教養部による現段階での「教養課程教育の改革案」を添付する。)

(3) (学術総合研究科) 上記(1)、(2)の改革に対応して、既に成案のある独立研究科「学術総合研究科」設置構想について、その本来の目的と趣旨に沿った適切な整備拡充を行なう。

(4) (教養部教員の既存学部への移籍) 上記の新学部を設置および教養課程教育の改革を行なうためには、現在の教養部の教員が、可能な範囲において、それぞれ研究分野が関連する既存の学部に移籍することが必要である。ただし、この措置は、各学部の固有の実情と条件、学部としての将来構想等に適合するかぎりにおいて、また教養部教員の意向と合致する限りにおいて、進められなければならない。

(5) (施設・設備) 上記の改革に相応した施設・設備の整備拡充を行なう。

以上は今後の教育・研究体制のための、現段階において確認を要する基本方針のみを示したものである。(1)および

(2)については意図的に、計画案として未確定の点を多く残してあるが、これは上記(4)の方針の具体化とともに細部を確定して行くのが適當であるという判断によるものである。以上(1)～(5)の諸方針は、教養部にかかわる大学院、学部、教養課程についての一連の全体計画案として、全学的立場から段階を追って総合的に推進されることが望ましい。

京都大学「教養学部」設置計画の概要

1. 設置する学部・学科の名称

「教養学部」

人間関係学科

国際文化学科

基礎科学科

自然環境学科

2. 設置理由

科学技術の進歩と近代社会の発展は、人類の幸福を様々な仕方で増進させた反面、自然環境の破壊や社会的対立、文化・生活・生命観そのものの混乱といった未曾有の困難をも我々にもたらした。この困難な状況を打開して、人類に未来にわたる活力ある生存と文明の新たな発展の可能性を切り開くためには、これまでの諸科学のように、

各専門分野に限定された個別的研究・教育に終るのではなく、それらを総合して現実を全体的に捉え、これに指針を与えうるような新たな学問的営為を確立することが求められるであろう。すなわち宇宙・地球を含む自然環境の全体を統一的に把握し、同時にそれとの相互作用のうちにある人間存在の全体像を的確に認識することによって、自然と人間との新たな全体的調和を可能にする文明の条件を探索することが、必須の課題となる。このような、現実全体の総合的把握という観点からの研究・教育の成果を十分身に付け、広く深い知的展望を持った教養ある人材を養成することは、人類社会の未来の為に不可欠な要請であろう。

以上の見地から、新たな学部として、京都大学に「教養学部」を設立せんとするものである。

3. 修業年限、授与する学士号

修業年限 四年

授与する学士号 「教養学士」

4. 開設時期、開設の年次

昭和六四年四月一日 第一年次開設

5. その他

(1) 設置場所

(2)

京都市左京区吉田二本松町

京都大学教養部構内

学部に設置する学科・講座の概要

学 科 名 講 座 名

人間関係学科 人間基礎論

生活空間論

地域構造論

国際関係論 等…

国際文化学科

文化基礎論

現代文明論

アジア文化・社会論

ヨーロッパ文化・社会論

アフリカ文化・社会論 等…

基礎科学科

科学論・科学史

数理構造論

物質基礎論 等…

自然環境学科

地球構造論

物質機能論

生物科学

教養課程教育の改革案

教養課程における教育は、社会へ豊かな教養をもった市民を送り出すこと、および学問・研究に対する多様な知的インパクトを与えることを目指したはずであるが、人的・物的条件等の制約もあって、今日日本学において実際に行われている状況には、以下のような問題点がある。

1. 一般教育科目を、三系列から三科目ずつ形式的に履修させる現在の方法は、本来の一般教育科目履修の意義を希薄にしがちである。

2. 専門教育と高校教育との狭間におかれた教養課程の教育は、教官側からみても、通過的な課程にとらえられ、専門科目のやさしい概説的な講義をもつてこれに当たるという安易な観念を生み出しかねない。

3. 以上の結果、教養課程の二年間は、多くの学生の勉学意欲を減殺し、独自の教育の場としての十分な機能を發揮していない面がみられる。

A) 制度的改革

新学部発足とともに教養課程と専門課程との区分を廃

止し、四年一貫の統一ある課程とする。現行の専攻に相当する主専攻に加えて、副専攻の制度を設ける。

新学部は本学における一般教育の実質的な責任部局となるが、以下に述べる全般的な改革のためには、全学部の協力と共に、カリキュラム調整・企画の教務を所掌する全学的な委員会を組織することが必要である。

B) 一般教育科目の改革

改革の方向

・副専攻を一般教育科目に振りかえることが出来るようにする。

・専門科目を外国語科目・一般教育科目・保健体育科目と平行して履修させる。

改革の内容

1) 一般教育科目三六単位中最低一二単位は、現行から大幅に整理された一般教育科目、および新たに設ける総合的科目の中から修得させる。

2) 副専攻科目を履修する場合は、全学部で開講されている科目の中から、一二単位を修得させる。副専攻科目は、原則として、(基礎ゼミナールまたは講義) + (講義) + (演習または実験) を一セット(一二単位)とする。

3) さらに、主専攻・副専攻をとわず専門科目から修得した単位のうち、一二単位までを、一般教育科目の単位として読みかえうる。

4) 一般教育科目として修得される科目が、人文・社会・自然の各分野にわたるようにする。

C) 外国語科目の改革

・二ヶ国語以上を履修させ、合計一六単位以上を修得させる。ただし少なくともうち一ヶ国語については、八単位以上を修得するものとする。初習外国語については、うち一ヶ国語は八単位以上を履修することが望ましいと考えられる。

・新学部 of 専門科目と共通科目になりうる高度の外国語科目を開講する。

・現在開講されていない言語(スペイン語など)の授業の開設を考える。

・外国人教師担当授業を、必修の授業により多く組み入れる。

・外国高等教育機関との交流授業の可能性を検討する。

・英語に関しては

(a) 二単位は各学部提供の外書講読の単位をもつて

充足しうる。

(b) 二回生以上向けの授業の中で、特に指定するものは、基礎ゼミ等の単位に算入出来る。

D) 保健体育科目の改革

・保健体育科目の講座および実技の内容の多様化をはかる。

E) 基礎教育科目の改革

・いわゆる基礎教育科目は、専門基礎教育として広範な分野に共通して必要とされるものを学ばせるためのものなので、この主旨をより明瞭にするため、基礎教育科目の呼称を廃止し、専門科目の一部であることの位置づけを明確にする。

・現在実施している基礎教育科目は、各学部で開講されている関連科目との間で調整を行い、体系的学習を目指す。

・講義と実験(またはゼミナール)との有機的連携を強める。

・これらの科目は、広く全学の教官の参加・協力を求め、必要ならば新学部が調整等の任に当たる。

F) この改革の大学教育への影響

1) 教養課程・専門課程の区別が廃止されることにより、入学当初から専攻する学問に接することが出来、学問

的刺激が、学生の目的意識をもった勉学意欲をかきたてる。

2) 副専攻の履修は、主専攻以外の学問の考え方と知識とを身につけ、柔軟で創造性に富んだ人間を作る。

3) 専門科目の一般教育科目への読みかえや振りかえにより、各専門分野への基礎的素養を高める。

4) 外国語教育の高度化と多様化が計られる。

〔注〕『京大広報』第三四六号、一九八八年二月一五日に掲載。

原文は横書き。

二三 新キャンパス構想

一 将来計画検討委員会第一次答申〔抄〕

〔七〕

一九八五(昭和六〇)年三月二九日

昭和六〇年三月二九日

総長 沢田 敏 男 殿

将来計画検討委員会

委員長 巽 友 正

将来計画検討委員会第一次答申について

本委員会は、さきに諮問のあった「二一世紀を展望した

本学の在り方及びそれに即した施設の整備」について、審議を重ねてまいりましたが、このたび、第一次答申の成案を得ましたので、ここに答申いたします。

将来計画検討委員会第一次答申

目 次

はしがき	3
I. 教育研究体制の長期構想	3
I-1. 我が国の高等教育と大学の将来	3
I-2. 京都大学の役割	3
I-3. 現在の教育研究体制	4
I-4. 将来への方向	5
I-5. 教育研究課題の展開	5
I-5-1. 現教育研究体制の整備充実	6
(1) 学部段階の教育の充実	6
(2) 大学院の充実	6
(3) 研究組織、研究施設の充実	6
(4) 学術的国際交流の観点から	6
I-5-2. 新分野(人文・社会科学系、自然科学系)の開拓	6
I-5-3. 総合性・学際性の視点	7

(1)	科学技術自体が要求する学際性・総合性	7
(2)	人間の生命に直接関わるところから来る 総合性の要請	7
(3)	環境問題	7
(4)	地域総合研究	7
(5)	科学技術の発達によつて生じる社会的 諸問題の研究	7
(6)	情報科学の研究体制の整備	7
I-5-4.	学術的国際交流	7
(1)	国際学術教育研究機関	8
(2)	日本研究の機関	8
(3)	留学生のための施設	8
(4)	国際学園都市	8
I-5-5.	巨大科学と大学	8
I-5-6.	開かれた大学	8
I-5-7.	保健・体育施設、文化・厚生施設	9
II.	施設面での長期構想	9
II-1.	現有キャンパスの現状認識	9
II-2.	新キャンパスの検討	9
II-3.	新キャンパスの計画	10
	附属資料	

1.	二一世紀を展望した本学の在り方及びそれ に即した施設の整備(諮問)	11
2.	将来計画検討委員会委員名簿	12

〔中略〕

II. 施設面での長期構想

上に述べた教育研究上の種々の課題に対処し、それらの構想を実現して行くためには、それらに見合うキャンパスについても検討し、確保しておく必要がある。また、そのためには、本学が現在利用しているキャンパスに関する現状認識から始めるのが適切であろう。

II-1. 現有キャンパスの現状認識

京都大学が所有している教育研究の施設は北海道から鹿児島までの広範な地域に存在するが、その中心をなすものは京都市左京区にある北部構内、本部構内、西部構内、教養部構内、医学部構内、病院・薬学部構内の六地区から成る約七四haの吉田キャンパスと宇治市五ヶ庄にある約二二haの宇治キャンパスである。

一般に、或る敷地面積に対して建物が混み合っている状態を示すのに、容積率という次式で定義される指標が用いられる。

$$\text{建築物の延べ面積} \div \text{敷地面積} \times 100(\%)$$

いま敷地面積として運動場、植物園、農場などを除いた値を用いて正味の容積率(以下N容積率という)を求めると、吉田キャンパスのN容積率は九二%となり、この値は国立七大学(北海道・東北・東京・名古屋・京都・大阪・九州大学の平均N容積率六二%に比べるとかなり高い。更に、吉田キャンパスの建物の多くは美観地区に由来する高さの制限を受けていることを考慮すると、敷地面積に対する建物の混みぐあいは、このような制限を受けない他大学に比べてより深刻である。また、吉田キャンパスの人口密度を一ha当りの人員数として求めると三四四人/haとなり、これも国立七大学の平均値一九七人/haに比べるとかなり高い値を示している。

キャンパス内の混みぐあいをこのような指標のみによって表現することには問題があり、敷地や建物の面積、キャンパス内の建物の高層化の程度、緑地の比率、建物の配置やデザインなどによっても、我々の抱く印象はかなり異なったものとなる。

このように本学が現有するキャンパスは高密度であるが、この高密度によって生じる利きさ、コミュニケーションの

良さなどの多くの利点をも忘れてはならない。これらの利点をいかに活用するかは今後の重要な問題の一つであろう。しかし高密度の現有キャンパスが建物新営の余地に乏しく、将来計画を考える際の自由度が不足するという点で不利なことは否みがたい事実である。

以上から、本学の現有するキャンパスは現在、既に高密度であり、長期的な将来計画を検討するためには、これだけでは不十分であるといえる。

II-2. 新キャンパスの検討

京都大学の長期的な将来計画を検討するに当たって、単に本学が現有するキャンパスだけではなく、これに加えて新キャンパスについても検討しておくことが必要となる。

ここでは、このような新キャンパスの必要性に併せて、現有キャンパスの再開発、教育研究などの将来計画と新キャンパス及び現有キャンパスとの関係などについて述べる。

将来計画に必要な新キャンパスのもつべき要件については後述するが、これらの要件を満たす候補地を広く調査するとともに、新キャンパスの確保には従来の諸事例をも参考として、その時機を逸しないようにすべきである。また、新キャンパスはいうまでもなく教育研究のために活用されるものであるが、大学関係者の居住地域として、その周辺

地域の開発と環境整備も必要不可欠であることを忘れてはならない。

国立大学では、私立大学等とは異なり、新キャンパス用の土地を取得するための先行投資はできない。しかし、長期的な将来計画を実現するためには、各年度毎の概算要求による土地確保では不十分であるので、土地の先行確保のための工夫と努力が望まれる。

新キャンパスがその周辺の地域をも含めて育ち、完成するには長い期間を必要とする。筑波地区の開発が着手以來、現在程度の完成度に達するまでに約二〇年が経過したことを考えると、新キャンパスがまとまったものとして一応の完成を見るまでには、もつと長い年月を必要とするのではなからうか。このように考えると、新キャンパスも含めた本学の将来計画の実現には十分な熟慮と検討に加えて、これを達成するための情熱と、それに価する「夢」のある計画が必要であると思われる。

京都大学が現有する吉田キャンパスは、約一〇〇年に及ぶ文化的伝統とそれにふさわしい雰囲気をもっている。これらの形成には長い歳月を要し、今後とも大切に育て上げることが必要である。この吉田キャンパスを放棄して全面的に新キャンパスに移転することを前提とするような将来

計画は考えられない。さきに述べたように、吉田キャンパスは高密度であるが、本学の将来計画にはこの高密度の利点をも積極的に取り入れるべきである。また、吉田キャンパスの活用のためには、建物の高層化なども含めて検討すべきであり、吉田キャンパスの将来計画の確立は急務である。

本学の教育研究を中心とする将来計画を考える際、現有キャンパスに加えて新キャンパスが必要である。かつて京都大学が吉田に設立された当時は、吉田から北白川の瓜生山に及ぶ広大な土地がキャンパスの候補として考えられたという。新キャンパスについては、大きい自由な発想をその基盤にもつべきであり、広大な土地もいつの時代にかは必ず活きるものである。

しかしその反面、現在の低成長時代に広大なキャンパスを先行確保するためにはそれなりの工夫と努力が必要であり、また、土地確保のために将来計画自身が歪んでしまうようなことがあつてはならない。また、キャンパスが広大になると、その整備や維持のための費用がそれに比例して増大することも忘れてはならない。

新キャンパスには、主として、I-5に述べた教育研究のための新諸施設が建設されることとなるが、これらの中

には京都大学の枠を超えたものがあつてもよい。また、教職員、学生のための文化・厚生施設も必要である。新キャンパスがどこに設定されるにしても、大学がその地域に喜んで受け入れられるものでなければならぬ。そのためには、地元が新キャンパスの設立によってうける長期的なメリットをも検討し、本学の将来像と併せて新しい街づくりの論理が確立されなければならない。これらに対する慎重な配慮が、結果として本学の発展につながるものと思われる。

さきに述べたように、新キャンパスの完成までには長い歳月を必要とする。I・5で考えられた教育研究の種々の項目は現在の視点から検討されたものであり、このような長年月の間には更に新しい時代の変化によって変わり得るものである。したがって、我々は必ずしもこれらに固執することなく、柔軟性をもって対処すべきであろう。

一般に、大学の将来計画とそれらを実現するためのキャンパスの整備について考えると、新キャンパスへの移転の問題は重要であり、場合によっては困難な問題となる。既に述べたように、吉田キャンパスを放棄して京都大学が全面的に新キャンパスに移転することを前提にするような将来計画は考えられない。したがって、新キャンパスには

新しい施設が新営され、これに加えて新キャンパスへの移転を希望する部局があれば、全学的な調整の手続を経て移転することが可能であるということとなろう。このような移転は、他大学にしばしば見られるような統合移転ではなく、その逆の分散移転であるので、移転によって生ずるメリットとデメリットを予め十分に検討しておくことが必要である。

II・3. 新キャンパスの計画

京都大学の長期的な将来計画とそれらを実現するための新キャンパスの必要性、将来計画と新キャンパス及び現有キャンパスとの関係などについては前節で述べたので、ここでは新キャンパスのもつべき要件、新キャンパスと現有キャンパスとの関係などについて述べ、一、二の具体的提案をも行いたい。

これまで述べてきた新キャンパスは、それが独立のものではなく、吉田並びに宇治キャンパスと一体として運営されるべきものである。将来の教育研究における総合性の重要さを考えるとき、吉田、宇治との間の交通の便は新キャンパスに不可欠な要件の一つである。具体的には、現有キャンパスと新キャンパスとが公共交通機関を介して一時間以内で結ばれている必要がある。新キャンパスの面積につ

いては後述するが、この新キャンパスには、教育研究に必要かつ十分な電力、ガス、上下水などの基幹施設が整備されねばならない。

以上に述べた新キャンパスのもつべき要件を満たし、更にその周辺の大学関係者の居住地域などの開発、整備を含めて考えると、新キャンパスを取得する際の条件を事前によく検討し、これらを実現するよう努力することが必要である。

このような新キャンパスの計画は、現有キャンパス、特に吉田キャンパスの再開発計画と密接に関係する。これらの両方の計画が並行して進捗することによって、はじめて京都大学の将来計画が実現されるのであるから、例えば、新キャンパスを含めた本学全体の将来計画が確立するまで現有キャンパスの再開発が中断するといった事態は避けるべきである。

委員会で検討された、新キャンパスのもつべき要件は上に述べたとおりであり、これらを満たす候補地の一つとして、関西文化学術研究都市が挙げられる。この計画の検討は地方公共団体等によって昭和五二年から開始され、最近幾つかの具体的な計画が進みつつある。本学の教育研究に関する将来計画がその重点の一つとして総合性を強調して

いることを考えるとき、本学以外の教育及び研究施設との関わり合いの有用性から、新キャンパス候補地の一つとして、この関西文化学術研究都市を考慮することには意義があると思われる。

一方、本学の将来の教育研究体制に関する検討は継続中であるが、I-5で検討している諸構想を実現するためには、一つのまとまった新キャンパスとして、少なくとも現有の吉田、宇治両キャンパスを合せた面積に相当する約一〇〇haをさし当たって確保することが妥当と考えられる。いわゆる巨大科学用施設のための大きい敷地は、これとは別に検討されるべきである。また、長期的には、国内のみならず国外にも、教育研究のための施設を設けることを考慮しておかなければならない。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第二九〇号別冊、一九八五年四月一五日に掲

載。

原文は横書き。

四 国際交流と大学開放

〔国際交流〕

一 大学間の国際学術交流のあり方について

一九七九(昭和五四)年二月二八日

〔七〕

昭和五四年二月二八日

大学間の国際学術交流のあり方について

国際的規模での学術交流は、本来、専門研究者の自発性において行われるべきものであり、事実、本学においても現に活発な交流が進められている。しかし、近年になって個人単位の交流のほかに学部や研究所を単位とする交流も盛んになり、加えて諸外国の大学から交流協定の締結や、いわゆる「姉妹大学」の申し入れが行われることとなり、本学としても大学間の国際学術交流のあり方について検討する必要に迫られてきた。

国際交流委員会ではこの問題についての検討を重ねてきたが、現下の状況にかんがみ基本方針と基準について本学の立場を明らかにすることを当面の任務として作業をつづ

け、以下の方針および基準について合意に達した。なお、この問題を立ち入って検討するためには諸外国の大学がどのような協定をもち、また具体的にどのような交流を実施しているかについて、書類上および実地に即した調査・検討を必要とするし、また委員会として今後に残した検討課題も少なくない。したがって本提案は、当面の必要に答えるためのものであって、以下の方針と基準が承認された上で、手続の細目について検討がなされるべきである。

〔I〕 基本方針

(1) 大学間の国際的な交流のための協定は、研究者相互間の交流を活発にするために有効に働きうるものと考へる。

(2) 一般的に言って大学間の交流はつぎの三種類に大別できる。(A)友好関係の確認の上に立って、将来の協定締結について検討する旨を両大学の代表者が表明するもの。(B)具体的な計画の裏づけをもった実施協定によるもの。(C)毎年一定数の人員の交流等を約束する一般的な協定。これらのうち、本学で実施可能なものは(A)および(B)であると考えられる。

〔II〕 交流の基準と種類

(第一種)……両大学の代表者が友好関係の確認の上に立

って、将来の交流協定締結を可能にするための努力を払う旨を表明するもの。この表明を行うに当っては、相手大学との交流の実績、今後の具体的な交流の見込み等についての検討が前提となることは言うまでもない。また協定締結に向けての準備作業を大学として保証することも必要である。

(第二種)……大学の発行する学術情報、研究文獻、資料などの交換を大学の名において協定するもの。これは特別の予算措置を伴うことなしに可能である。

(第三種)……教官の交流についての実施計画を協定するもの。これは特定の講義、研究プロジェクト、またはシンポジウムなどを実施するために、一人または複数の研究者を派遣し合うことを協定するものであり、単年度で終る場合もあり、数年間を予定する場合もある。この協定は部局が中心となって推進するものであるが、大学の名において締結することによって大学が可能なかぎり援助をあたえることとなる。

(第四種)……大学院学生等の相互の留学計画を協定する

もの。研究科が中心となって、単位の互換、研究指導の交換等について協議したものを大学の名において協定する。

(III)

学内での手続き

(1) 国際交流委員会は、以上の各種の協定が結ばれ、学術交流がより多くの成果を挙げることができるよう、学内のさまざまな要望や計画を汲みとり、また諸外国からの要望や提案を学内各部局に伝えることに努める所存である。

(2) 協定の締結に当って、学内の諸機関での審議が必要であることはもちろんである。

(注) 『京大広報』第一七七号、一九七九年五月一日に掲載。

原文は横書き。

二 将来計画検討委員会第二次答申(抄)

一九八五(昭和六〇)年一〇月二四日

昭和六〇年一〇月二四日

総長 沢田敏男殿

将来計画検討委員会

委員長 巽友正

将来計画検討委員会第二次答申について

本委員会は、さきに諮問のあった「二一世紀を展望した
 本学の在り方及びそれに即した施設の整備」について、審
 議を重ねてまいりましたが、このたび、第二次答申の成案
 を得ましたので、ここに答申いたします。

将来計画検討委員会第二次答申

目次

はしがき	2
I. 教育研究体制と施設との関連	2
II. 将来計画の中での新キャンパス	3
III. 学術的国際交流	4
1. 国際学術教育研究機構	4
A. 国際的流動研究の機関	4
B. 日本研究の機関	5
C. その他の国際的教育研究機関	5
2. 留学生センター	5
3. 国際学園都市	6
IV. 今後の検討課題	6
注	7
附属資料	

将来計画検討委員会委員名簿……………8

〔中略〕

III. 学術的国際交流

学術的国際交流は、元来、学問自体の普遍性に基づく必
 然的趨勢であるといえるが、それと同時に、現在の我が国
 において、格別の努力をもつて計画的に対処すべき大きな
 課題となっている。

既に第一次答申のI-5-4において述べたように、学
 術研究における国際交流の原動力は、基本的には大学の学
 問水準にあると考えられる。それによつて、世界各国の研
 究者が、本学を研究の場とする意義が生れるわけであるが、
 同時に、こうした研究者との共同研究によつて、本学の学
 術研究の活力が一層高められることとなるであろう。この
 ような研究面での国際交流を考えると、今後、本学を研
 究の場として来学する研究者の数はますます増加するであ
 ろう。それとともに、比較的短期の滞在者や客員研究者は
 かりでなく、より長期の研究に従事するいわば永住的な研
 究者の数もしだいに多くなると考えられる。このような研
 究面での国際化の進展に対応して、その中で先駆的な役割
 を果たすような、国際的に開かれた研究機関の設置が構想

されてよいであろう。

次に、教育面での国際化については、本学においては大学院レベルの留学生が学部レベルの留学生に比して極めて多いことが注目される。すなわち、本学における留学生の数は、過去一八年間に三倍に増加しているが、どの年度においても、大学院レベルの留学生が全留学生のうち八〇ないし九〇%の比率を占めている。今後、留学生数の飛躍的増大が予想され、しかも、そのかなりの部分を大学院レベルの留学生が占める状態を想定するとき、いかにして留学生教育の質の高さを維持していくかは、本学の教育研究体制の発展と充実にとって重要な課題である。

以上のような、留学生に関して見られる本学の国際交流の進展の趨勢に対応するためには、各当局における国際的な大学院教育の充実とともに、以下に述べるような国際的教育研究の諸機関においても、独自の大学院教育を行い得るものとするのが適当である。他方、第一次答申のⅠ-4においても述べたように、本学において学部と大学院との比重をどのように考えるかは、各学問分野における内的必然性と社会的要請の相違を反映して、部局によってかなり異なっている。この点は、教育体制の国際化を考える上にも考慮すべきであり、学部段階での国際交流についても更

にその充実を図るとともに、既存の学部や研究科とは違った性格をもつ教育機関が構想されてよいであろう。

今後、留学生数の飛躍的増加が見込まれる中で、その教育が実質的に効果を挙げるためには、留学生の生活環境の整備充実が必要である。純粋に教育的な面では、留学生を日本人学生に比べて特別扱いしないことを原則とすべきであると思われる。しかし、留学生の勉学や生活面での特有の困難さを軽減し、更に、留学生の日本滞在を積極的に意義あらしめるためには、その面での特別の配慮と施設が必要である。留学生センターや、留学生及び外国人研究者の生活と国際交流の場としての国際学園都市の構想は、まさにこの趣旨によるものである。

以下、ここに述べた本学の国際交流の基本線にそって、教育研究体制の国際化の具体的構想を示すこととする。

1. 国際学術教育研究機構

この計画は、第一次答申において、「総合的・学際的研究を国際協力によって推進するため」の、「日本人研究者のほかに多数の外国人研究者を加えた国際的学術教育研究機関」として提案され、その教育研究内容としては、「国際的な学術研究や共同研究を進めるべき学問分野で構成するのが適当である」と述べられている。

この趣旨にふさわしいものとして、次に述べるような「国際的流動研究の機関」及び「日本研究の機関」の構想が挙げられる。更にそれ以外の計画については、今後の全学及び各部署における検討をまわって審議を進めることとしたい。なお、こうした幾つかの機関の複合体を意味するものとして、本答申では、「国際学術教育研究機構」とよぶこととする。

A. 国際的流動研究の機関

本学は、人文・社会・自然科学の諸領域において、基礎研究を重んじつつ斬新な学術研究の発展につとめてきた。また、これらの成果を基盤として、創造的能力をもつ人材の育成を目指す教育を実施してきた。このような研究と教育の高度の総合が、今後も、諸領域それぞれの特質を生かしつつ、継続されるべきことは勿論である。しかし、他方では、優れた研究者を中心とした先駆的研究課題の追求、諸領域の研究者の共同による学際的研究、新分野開拓の基礎を築く研究、あるいは、地域総合研究の諸問題に関する共同研究などを推進するための特別の場として、新しい研究組織の創出を企画することも重要な課題である。

このような課題にこたえるものとして「国際的流動研究の機関」が構想される。この研究機関は、人的構成におい

ても、また研究課題の選定においても、常に流動性と国際性を重視した柔軟な構造をもつものとする。この機関は、下記の「日本研究の機関」のような研究対象を特定した研究機関と並んで、「国際学術教育研究機構」を構成する重要な一つの柱となり得るものと考えられる。

B. 日本研究の機関

「日本研究の機関」は、第一次答申のⅠ-5-4、(2)において、「日本の社会・文化の特質を、人文・社会・自然科学の総合的観点から、国際的視野のもとに研究する」機関として提案されている。我が国において、学問の諸分野における研究の進展とともに、諸学の成立の基盤である日本の社会・文化の特質の解明が課題となり、特に今世紀後半における急速な社会変化は、この課題をより切実なものとしている。また、諸外国における日本に対する関心の高まりにつれて、日本をさまざまな観点から研究対象とする研究者が増加している。このような状況のもとにおいて、日本研究に長い伝統をもつ本学が、内外の研究者の共同研究を促進し、普遍性をもった日本学の確立に貢献するために、本機関の設置が要望される。

この機関には、研究部及び研究資料部等を置く。本学においては、従来から、日本の社会・文化、あるいは日本の

科学・技術に関心をもつ外国人学者との研究の交流が、関連する専門分野において活発に行われてきているが、研究部は、その基盤の上に立って、対象と方法とにおいて多様な研究を相互に関連づけ、総合的観点を見出すことを課題とする。研究部は、内外の研究者によって構成される幾つかの研究部門と客員部門を置き、研究組織の継続性と流動性を調和させる。また、大学院を置き、外国人を含む日本研究者の養成を行う。研究資料部は、国内及び世界各国の日本研究者に、研究資料並びに資料情報を提供することとその目的とするが、着手されるべき事業の一つとして、日本学に関する諸種の資料にわたるデータベースの作成が挙げられる。

なお、本機関は、後述の留学生センターと提携して、外国からの留学生及び研究者に対する日本の社会・文化についての研修指導にも関与することが考えられる。

C. その他の国際的教育研究機関

「国際学術教育研究機構」を構成する教育研究機関は、上記の二つによって尽くされるものではない。「国際的な学術研究や共同研究を進めるべき学問分野」としては、他にも重点的に推進すべき分野があり、今後、全学及び各部署における積極的な検討によって、教育研究機関の具体的構想

が生れることが期待される。

2. 留学生センター

「留学生センター」は、本学の外国人留学生がその留学目的を達成できるように、一貫した研修指導を実施するものとする。それは、留学生の受入れ数の増加と多様化に十分対応できるものであり、留学生の実状を把握してその質的向上を目指す、総合的センターであることを意図するものである。

留学生センターには、留学生厚生指導部及び留学生研修部等を置き、留学生の受入れに始まり、勉強・生活両面での相談と助言、日本語及び日本の社会・文化についての研修指導、その他必要な予備教育、更に帰国後の継続的連絡にいたる諸業務を、一貫して組織的に実施するものとする。これらの業務は、留学生の所属部署及び関係諸機関等との緊密な連絡のもとに行われる。そして、留学生が本学は自分たちの母校であるという誇りを抱くようになることが期待される。

更に、留学生センターの運営に当たっては、単に留学生間の交流ばかりでなく、留学生と日本人学生との間にさまざまな実りある交流が生れるように工夫がこらされるべきであろう。

なお、このセンターの活動の対象には、必要に応じて外国人研究者等をも含めるのが適當である。

3. 国際学園都市

この計画は、第一次答申において、「京阪神の諸大学に留学する留学生や研究者にとつての生活の拠点」であつて、「日本人の学生・研究者も居住する国際学園都市」として構想されている。この「都市」は、緑豊かな広大な敷地の中に、留学生センターや、多数の留学生・外国人研究者を収容する宿舍群、食堂を有し、併せて、図書館、劇場、講演・講義室などの文化施設、病院、体育館、各種競技場などの保健・体育施設を持つ、一大複合施設である。

このような「都市」の先例として、有名な「パリ国際大学都市」(Cité Internationale Universitaire de Paris)がある。フランスでは、一般に、大学附設の学寮及び食堂、図書館、病院、スポーツ施設などを一箇所に集めた厚生施設群を「大学都市」(Cité Universitaire)とよんでいる。「大学都市」は一般に「大学区」(Académie)ごとに設けられているが、特に、パリ大学区(二三大学を含む)の大学都市は、規模のみならず、その設置目的、沿革、機構、運営の国際性において、世界に並ぶものがない施設であり、特に「国際大学都市」とよばれ、学術交流と国際理解に大きな役割

を果たしている(注)。

我々の「国際学園都市」を構想するに当たっては、「パリ国際大学都市」をはじめとする諸国の先例と経験に学ぶとともに、我々の場合に適した独自の形態を模索して行くべきであろう。また、この「国際学園都市」の立地を新キャンパスとの関連において考えた場合、主な教育研究の場であるキャンパスとの間の交通の便を確保することが必要条件である。

このことは、しかし、この「国際学園都市」が、教育研究の場から孤立した居住区であることを意味しない。我々の「国際学園都市」は、さきに述べた国際的学術教育研究の諸機関とともに、新キャンパスあるいは隣接した地域に設けられるのが適當と考えられる。

【以下略】

〔注〕『京大広報』第三〇一号別冊、一九八五年二月一日に掲載。

原文は横書き。

原注は省略。

三 京都大学名誉博士の制度について(答申)(抄) [七]

一九八六(昭和六一)年六月一三日

昭和六一年六月一三日

大学院審議会議長

西 島 安 則 殿

大学院審議会制規等専門委員会

委員長 吉 沢 尚 明

京都大学名誉博士の制度について(答申)

かねて諮問を受けていました名誉博士の制度について、成案を得ましたので答申いたします。

京都大学名誉博士の制度について

本答申の目的は、「名誉博士」の制度に関する要綱及び施行規則を提案することであるが、はじめに本制度の趣旨及び本答申作成の経緯等を略述する。

(趣旨)

この制度は、国際学術交流の一環として、本学における研究分野に重要な貢献のあった外国人研究者、たとえばある研究分野の源流となつていふような研究者に対して、名誉博士の称号を贈呈するものである。

このような制度において対象を外国人に限ること等に対

する疑義が、これまで学内で表明されたが、本委員会においてこれらの諸見解を慎重に考慮した上で、本制度を策定した。

外国人研究者を、国内の研究との関連で評価する公的制度がわが国には少ないと思われるので、本名誉博士の制度によつて、本学としての立場からそれを補うことにも意味があると考えられる。

以上の見地から、称号に分野名を付し、研究科において調査したのちに、研究科から大学院審議会に提案する方式を採用こととした。教育または学術行政のみの功績は対象としないこと、及び贈呈式の際に、当研究者を中心とする学術的行事を開催するのと同じ趣旨である。なお、名誉博士の制度を学位制度と区別するために、その名称に学位という語を用いないこととした。

(規程等の制定)

本答申の要綱案が承認されれば、これに基づいて規程を制定することが必要である。また、規程は基本的なことを定めるにとどめ、従つて別に施行規則を設けるのが適當である。

(経緯)

(1) 本学において昭和五三年に行われた国際的行事に関

連して、学術行政に功勞のあつた外国人に名誉学位を贈呈する要望があり、本学の国際交流委員会で検討されたが、実現には至らなかつた。

- (2) 学内の一部と学界の一部からの要望を考慮して、学術的なものとして名誉博士の制度を検討することが、昭和五六年一〇月、沢田敏男前総長から本委員会に諮問された。
- (3) 本委員会は昭和六〇年六月、本学の国際交流委員会と意見交換を行い、また「大学院の整備・充実の方針」(中間報告)の一部として、学内に本制度に対する意見を尋ねた。

〔中略〕

京都大学名誉博士要綱(案)

(目的)

1. 本学における学術研究の進展に重要な功績のあつた外国人研究者に対して、名誉博士の称号を贈呈するための形式及び手続等を、本要綱によって定める。本名誉博士の称号は、教育または学術行政のみの功績は対象とせず、また大学間学術協定のように相互的なものとはしない。

(称号)

2. 称号は、「京都大学名誉○○学博士」とする。

(選考手続)

3. 大学院審議会に「京都大学名誉博士選考委員会」(以下

「委員会」と称する)を置く。委員会の構成等は施行規則等によって定める。

4. 研究科における調査結果とともに、研究科長から委員会に提案する。

5. 委員会は提案理由を調査し、全学的見地から人数等の調整を行う。提案が適当と認められれば、委員会はこれを大学院審議会議長に上申する。

6. 大学院審議会において提案を審査し、決定する。

(贈呈)

7. 総長が当研究者を本学に招聘して、名誉博士記の贈呈式を行う。

8. 贈呈式の際に、当研究者を中心として、学術的行事を開催する。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第三二六号、一九八六年七月一〇日に掲載。

原文は横書き。

四 大学間学術交流協定を締結するに当たつての基本的な

考え方について(抄)

一九八八(昭和六三)年一月二五日

昭和六三年一月二五日

総長 西島 安則 殿

国際交流委員会

委員長 川島 良治

国際交流委員会答申について

本委員会は、さきに諮問のあつた「大学間学術交流協定を締結するに当たつての基本的な考え方」について審議を重ねて参りましたが、このたび答申の成案を得ましたので、ここに答申いたします。

大学間学術交流協定を締結するに当たつての基本的な考え方について

1. 本学が外国の大学その他の学術研究機関と作成する学術交流に関する覚書は、そのままでは権利義務が発生しない(self-executingではない)一般的協定である。覚書に書かれている諸活動については、それぞれのプロジェクトに関して個別的な協議を経たうえで初めて権利義務が発生する。そのような協議は、関係各部局の責任で行わ

れる。

これらの基本的な考え方を明確にするため、覚書の標準的な文案を別紙のとおり改める。

(中略)

京都大学と 大学との学術交流に関する一般的

覚書(案)

京都大学総長と 大学長は、両大学の教育研究の協

力と交流を推進するために、ここに学術交流に関する覚書を作成する。

1. 両大学は、特に次の諸活動を行うことを奨励する。

(1) 学術資料、刊行物及び情報の交換

(2) 教員又は研究者の交流

(3) 学生の交流

(4) 共同研究及び研究集会の実施

2. 前項の諸活動の具体化については、両大学またはその関係部局で協議のうえ実施するものとする。

3. この覚書を変更又は解消する場合は、両大学の協議によるものとする。

4. この覚書は、日本語及び 語で作成され、両文書は等しく正文である。

昭和 年 月 日 昭和 年 月 日

京都大学総長

大学長

氏 名

氏 名

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第三六三号、一九八九年一月一五日に掲載。

原文は横書き。

〔公開講座〕

五 京都大学市民講座の開催

一九七九(昭和五四)年一〇月一日

京都大学市民講座の開催

本学では、財団法人京大会館衆友会の協力の下に、来る一〇月六日、一三日、二七日の三日にわたり広く一般市民を対象とする「京都大学市民講座」を法経七番教室で開催する。

今回は、「人間を考える」をテーマに、人文・社会および自然の諸科学の領域にわたる講義が行なわれる。

講義日程は次のとおりで、講義時間はそれぞれ午後一時三〇分から五時までである。

日 程	講 義	講 師
第一日 一〇月六日(出)	開講あいさつ 人間はなぜ人間か ―人類学の立場から― 心の障害と身体の病氣 ―心因性めまい―	総 長 岡本道雄 霊長類研究所 教授 江原昭善 医学部 教授 檜 学
第二日 一〇月一三日(出)	人間と集団行動 ―流言の心理― 人間の行為と法的責任 ―愛と家庭と―	教養部 教授 木下富雄 法学部 教授 前田達明
第三日 一〇月二七日(出)	人間と人工知能 ―理解のメカニズム― 人間と仏陀 ―空の思想―	工学部 教授 坂井利之 文学部 教授 梶山雄一

本学での公開講座は、近年では人文科学研究所、数理解析研究所等、部局単位で開催されてきているが、総合大学の特色を生かした京都大学としての公開講座は戦後初めてを試みである。

なお、受講申込者は先着順に受け付け、定員二五〇名を予定していたが、九月八日には定員を超えたので、同日申込分について抽せんを行ない、二九〇名をもって締切った。受付状況は次のとおりである。

第8章 大学再編への道

職業 年令	公務員	会社員	教 員	自由業	自家営業	学 生	主 婦	無 職	その他	未記入	計	%
20才以下		1(1)				8(6)					9(7)	3
20才以上	3(1)	8(7)		2(2)	2(2)	7(5)	2(2)	7(6)	1	1	33(25)	12
30 "	10(5)	10(4)	2	2(2)	5(2)	1	18(18)	5(4)			53(35)	18
40 "	7(3)	14(6)	4(4)	1(1)	6(2)		35(35)	4(4)		2(2)	73(57)	25
50 "	7(2)	6(5)	2	1	3		13(13)	8(7)		3(3)	43(30)	15
60 "		10(1)	3(1)	4(1)	3		2(2)	21(3)		1(1)	44(9)	15
70 "	1	1		1	6		1(1)	11(1)	2(1)	1	24(3)	8
未記入	1(1)	2(2)	1				2(2)	1(1)		4(2)	11(8)	4
計	29(12)	52(26)	12(5)	11(6)	25(6)	16(11)	73(73)	57(26)	3(1)	12(8)	290(174)	
%	10	18	4	4	9	5	25	20	1	4		100

() は女子で内数 男女比40 : 60

〔注〕 原文は横書き。

六 京大連続市民講座を開設 月・水曜の夜は……ちよっと
学問を(抄) 一九八八(昭和六三)年八月二四日 二九

京大連続市民講座を開設 月・水曜の夜は……ちよっと
と学問を

京都大学は、開かれた大学づくりの一環として、今秋から時計台の教室を会場に、市民を対象にした「京都大学春秋講義」を開設する。各分野の教授はもちろん、西島^{安則}総長や若手教官、名誉教授らも講師になり、一年を通じて今日的なテーマで講座を開催、年々高まる市民の学習ニーズにこたえたい、としている。

講師に第一線教官 春秋2コースずつ

京大では五十四年から毎年十月に計三回の市民講座を開いているが、さらに市民参加の機会を増やし、学外との交流を広げていこうと企画した。

四―七月の春季講座と、九―十二月の秋季講座に分け、それぞれの期間中、月曜五回、水曜五回開催。月曜は毎回、

同一テーマにしほり、水曜は一回ごとにテーマを変える、オムニバス形式。受講者は月曜講義(六十人)、水曜講義(百二十人)に分けて募集する。受講料は両講座とも六千円(ただし水曜講義は一回券千五百円もある)。講義時間は、昼間働いている人たちも受けやすいように夜間(午後六時―七時四十五分)に設定されている。

第一回は、九月二十八日の水曜講義で、西島総長が「世界の中の、日本の中の、そして京都の中の京大」と題してトップバッター。このあと本庶佑医学部教授、黒田末昇理学部助手、樋口隆康名誉教授、伊東光晴経済学部教授ら学外でも名を知られた研究者らが相次ぎ演壇に立つ。

月曜講義も、藤沢令夫文学部教授をはじめ、哲学の京大を代表する五人が「現代と哲学」をメインテーマに、リリース形式で講義する。

企画委員の佐和隆光経済研究所教授は「月曜か水曜に京大に行ったら必ず話が聴ける、といった市民に親しまれる講座に育てていきたい」と話している。

〔以下略〕

「京都大学後援会」

七 財団法人京都大学創立七十周年記念後援会設立趣意書

一九七三(昭和四八)年十一月三〇日
〔六三〕

財団法人京都大学創立七十周年記念後援会設立趣意書
書

京都大学は、さる昭和四二年六月をもって創立七〇周年を迎えたが、その間には、わが国の学術の中心として幾多のすぐれた研究業績をあげ、世界の学問水準の向上に寄与するとともに国家社会にも大きな貢献をなしてきた。

しかし、この輝かしい学術研究の発展を将来にわたってより大きく伸長させ、未来の国家社会の期待にそうためには、現存の京都大学の研究の諸条件は、欧米諸国にくらべると、なお相当な遜色があることは覆いがたい。

今日、京都大学の優秀な多数の学術研究者は、この恵まれない条件下に日夜研究に没頭し、僅かに着想の非凡とひたむきな努力の精進により、その困難を克服し、中には、欧米を遙かに凌ぐ優秀な研究業績をあげていることは、既に識者の認めるところである。

これらの京都大学の優秀な研究者にできる限りの援助を

し、その研究目的の達成を願うことは、われわれの当然の責務であると信ずる。

このため、われわれは、京都大学創立七〇周年を迎えるにあたり、前述の趣意を、京都大学における学問研究者のための「奨学資金の設定」として、記念事業の一つに掲げ、その事業計画を推進してきた。

ここに、京都大学創立七〇周年を記念して、京都大学創立七十周年記念事業後援会の寄附による浄財をもって、京都大学のあらゆる分野の学術研究を奨励助成し、わが国の学術の振興発展に貢献するとともに、ひいては世界の学術文化の発展に寄与することを目的として、財団法人京都大学創立七十周年記念後援会を設立しようとするものである。

〔注〕 原文は横書き。

八 財団法人京都大学創立七十周年記念後援会寄附行為

〔抄〕

〔六二〕

一九七四(昭和四九)年六月四日

財団法人京都大学創立七十周年記念後援会寄附行為

第一章 総則

第一条 この法人は、財団法人京都大学創立七十周年記念

後援会という。

第二条 この法人は、事務所を京都市左京区田中大堰町四九番地財団法人応用科学研究所内に置く。

第二章 目的および事業

第三条 この法人は、京都大学と海外の学界との交流を促進し、同大学の学術活動の発展を図るため必要な援助を行うことを目的とする。

第四条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 京都大学教官の海外派遣に対する助成
- (2) 海外からの京都大学への学者招聘に対する助成
- (3) 京都大学による海外学術調査隊の派遣に対する助成
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

九 財団法人京都大学後援会寄附行為〔抄〕

〔六二〕

一九八八(昭和六三)年八月二六日

財団法人京都大学後援会寄附行為

第一章 総則

第一条 この法人は、財団法人京都大学後援会という。

第二条 この法人は、事務所を京都市左京区吉田河原町一五番九 京大会館内に置く。

第二章 目的および事業

第三条 この法人は、京都大学における国際交流、教育・学術研究活動、教育研究施設の拡充整備等に必要なる援助を行い、もつて我が国の教育、学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

第四条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 京都大学と海外の学界との交流等教育研究上の国際交流の促進に対する助成
- (2) 京都大学における教育・学術研究活動に対する助成
- (3) 京都大学における教育研究施設の拡充整備に対する助成
- (4) 京都大学教官による学術研究書等の刊行に対する助成
- (5) 学術講演会、展示会の開催等の文化の普及活動に対する助成
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

〔京大会館楽友会〕

一〇 財団法人京大会館楽友会設立趣意書

〔一九三七（昭和五）年〕

財団法人京大会館楽友会設立趣意書

学術研究をめぐる諸情勢は急速な変化を遂げ、諸科学は著しく専門分化し、精緻化する反面、境界領域、複合領域における研究、巨大科学など多数研究者の協力が必要とする研究がますます盛んとなりつつあり、これに伴い全国的あるいは国際的な学会、講演会、シンポジウム等研究者の会合が頻繁に開かれる必要があり、これなくして、これらの学術の進展は望めないといつても決して過言ではない。

京都大学は、戦後の学制改革、経済発展に伴う社会的要請などにより教育研究の規模は徐々に拡大整備され、飛躍的發展を遂げたのであるが、このような学術研究活動の活性化を推進するために必要とする研究集会の会場、その教職員が中心となつて行う学会その他の諸会合の会場として適当な施設が、京都近辺とりわけ京都大学に得難いことが、

京都大学の多数の教職員の長年の共通の悩みとなつてゐる。さきに、京都大学の創立七十周年を迎えるにあたり、有志相諮り、昭和四一年七月、京都大学創立七十周年記念事業後援会を結成し、募金を行い、長期的構想のもとに、學術の国際交流を援助する「財団法人京都大学創立七十周年記念後援会」の設立、「総合体育館」の建設、寄附、「京都大学七十年史」の刊行の援助等の事業を行つてきたところであるが、残されたいま一つの事業である、教職員の上記のような切実な願いをみたす「京大会館」の建設が、京都大学にほど近い鴨川のほとりにその用地も確保でき、このたび実現の運びとなつた。

この計画が実現すると、昭和五三年一〇月頃には、東山連山を望む環境秀麗の地に、地上三階、地下一階、二〇〇人収容の大講演室をはじめ大小あわせて一六の会議室に宿泊、喫食等の設備をそなえた一大施設が姿を現わし、これから将来数多くの學術研究上の成果が生まれ、京都大学ひいては我が國學術研究の進展に多大の寄与をなし得ることとなることを信じて疑わない。

ここに、同会館を維持経営し、もつて京都大学における學術活動の發展に寄与することを目的とし、各種學術講演会等の開催、京都大学、京都大学の教職員又は京都大学の

同窓生が主催し、又は参画する學術に関する講演会、研究会等の諸会合の利便に供するための同会館の設置及びその維持経営等の事業を行う「財団法人京大会館楽友会」を設立し、同会館建設の所期の目的を達成しようとするものである。

〔注〕 原文は横書き。

一一 財団法人京大会館楽友会寄附行為〔抄〕

一九七七(昭和五二)年九月一二日

財団法人京大会館楽友会寄附行為

第一章 総 則

第一条 この法人は、財団法人京大会館楽友会という。

第二条 この法人は、事務所を京都市左京区北白川西町八番地に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 この法人は、京大会館を維持経営し、もつて京都大学における學術活動の發展に寄与することを目的とする。

第四条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一 京都大学、京都大学の教職員又は京都大学の同窓生が主催し、又は参画する学術に関する講演会、研究会等の諸会合の利便に供するための京大会館の設置及びその維持経営

二 京大会館を利用した講演会、研究会等の開催
三 その他前条の目的を達成するために必要な事業

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

五 入学試験制度改革

一 京大法学部、分裂入試も 国大協改革案に反対 従来
の日程で検討〔抄〕

一九八六（昭和六一）年四月一五日 〔二九〕

京大法学部、分裂入試も 国大協改革案に反対 従来
の日程で検討 学部長名で総長に要望書

国立大学の受験機会の複数をめぐる国立大学協会の改革案に対し、京都大学では半数を越す教養部教官が反対意思を表明するなど、熱い論議が続いているが、京大法学部は龍田節学部長名で十四日、法学部は従来通りの日程で入

試することを含めて考慮しており、西島安則総長が入試について表明する際は、必ずこのことを付言することを求める文書を同総長に渡した。同学部が別日程の入試も考えていることを明らかにしたのは、これが初めて。三月四、五日に実施されていた従来通りの入試方法を法学部がとるとすれば、先に発表された京大のAグループでの入試（三月一日から）と、分裂することになり国大協全体の入試改革などにも大きな影響を及ぼしかねない。

京大法学部は、今回の入試改革について再三、教授会懇談会などで論議。この中で、国大協の方向に対して「入試を決めるのは大学、学部であり国大協に決める権限はない」との手続き面などで問題とする意見が出され、大学の部局長会議でも法学部としては、国大協の決定と異なる入試を行うこともあり得る一との留保意見を添えて法学部としての判断を報告していた。

これに対し、国大協は今月三日、旧七帝大については京大、名古屋大、大阪大、九州大の四校をAグループ（三月一日から試験）、東京大、北海道大、東北大の三校をBグループ（原則として同五日から試験）とする改革案を示したが、これについても同学部では、手続き的な面での問題と同時

に、従来、法学部が主張してきたことが反映されていないのではないかとする強い疑問の声が起こったという。

龍田学部長は、このような法学部内の論議を踏まえうえて、十四日の京大での近畿地区国立大学長懇談会の前に、法学部としての考えを明らかにするため、同日朝、西島総長に要望書を渡した。

要望書の内容は、法学部は以前から国大協の決定と異なる従来通りの日程で入試を行うことを含めて検討中であり、京大として入試について公の場で表明する場合は法学部のこの見解を付言するように求めている。

法学部では、これまでの論議で「従来通りの三月四、五日の入試を変える積極的理由はない」との方向でほぼ一致しているともいい今後の成り行きでは、Bグループと重なる入試となり、京大入試は学部によってグループが分かれる可能性がある。

文書で総長に申し入れた点については、受験生や社会にきちんと学部としての見解を明らかにしていく必要がある、との判断からとみられる。

〔以下略〕

二 受験機会の複数化について〔抄〕

一九八六（昭和六一）年七月一日

〔七〕

受験機会の複数化について

昭和六一年七月一日

総長 西 島 安 則

はじめに

国立大学協会（国大協）の昨年の総会（第七七回、昭和六〇年一月一四日）において、「国立大学の受験機会複数化は、昭和六二年度から実施する方向で検討する。なお、具体的実施方法については、昭和六一年四月末までに結論を得るように努力する。」と決議され、以来、この国立大学の入学試験改革の具体的実施方法について、この半年間という限定された期間に検討と審議が真剣に進められてきた。

本学では、この間、部局長会議を重ね、入学者選抜方法研究委員会（入選研）並びに入学試験委員会（入試委員会）をたびたび開いて、各部局での意向を尊重しつつ、全学的な調整と実施体制の確立に努めてきた。入試の問題は、評議会事項ではないが、京都大学として如何に対処すべきかは重要な課題であると判断し、学内における論議の経過と国大協における協議検討の過程を、時を追って評議会（四月一五日、五月二〇日、六月一七日）において詳しく報告してき

た。ここでは、この三回の評議会報告の内容をもとに、受験機会複数化実施に至る経過と本学のとった姿勢を述べる。

大学の入学試験は、本来、各大学が自主的に行うものである。国大協は、自主性をもった各国立大学の連合体として、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする団体であつて、協議・協調はするが、調整の結果を各国立大学に強制しないのがその基本的立場である。

本学においては、京都大学通則第六条に「入学志望者に對しては、試験を行う。2 試験は、当該学部定めるところによる。」と規定されており、この条文は、入試のあるべき姿として、各学部が入学試験の実施と入学者の選考の責任をもつことをその基本とすることを示している。本学全体としては、これら各学部の意思決定を基礎とし、さらに部局長会議、入選研、そして入試委員会において審議・検討を重ね、全学一体となった万全の入学者選抜の体制を確立するのである。

今回の受験機会の複数化案は、国大協の昭和五八年春の総会(第七二回、昭和五八年六月二日)において、大学入試全般を見直して適切な大学入試の在り方について検討する入試改善特別委員会が設置された段階で提起された。そ

の具体的な内容の検討は昭和五九年春の総会(第七四回、昭和五九年六月一九日)から開始され、翌六〇年春の総会(第七六回、昭和六〇年六月二〇日)において、「国立大学の受験機会の複数化については、引き続き検討を進める」ことが決定された。このような経過ののち、昭和六〇年秋の総会(第七七回)において、冒頭に引用したような決議が行われた。そして、半年後の本年五月七日に開かれた国大協臨時総会において、「国立大学の受験機会の複数化についての昭和六二年度実施要領」と「実施細目」が決定され、国立九五大学の入試期について、A日程グループとB日程グループとに分かれる案がまとめられた。その後さらに、入試改善特別委員会を中心に、細部の検討が進められ、本年春の総会(第七八回、昭和六一年一月一八日)において、前記「実施要領」並びに同「実施細目」の一部修正が承認された。これによって、国立大学の昭和六二年度入学試験における受験機会の複数化を実施する前提が整ったのであるが、討論の最終段階における集約の過程は決して平坦なものではなかった。

大学の学風を継承し、特色ある発展を期する上で、各大学が主体性をもって入学試験の在り方を検討することは、大学にとって最も重要な課題の一つである。また、国立大

学全体としての入学試験の改革については、これまで国大協で各大学の意向を尊重しながらそれらを集約して、入学試験の在り方を調査・検討し、協議を重ねてきた。入試改革は、わが国の高等教育改革の一環であるという、明確な位置づけがあたえられねばならず、かつまた、それは各大学の自主的な審議・検討を基盤とした内発的な改革への原動力があつて、はじめて、その成果が期待されうるものであろう。

入学試験は社会と大学との重要な接点の一つであり、現在の進学事情の中でこれに対する社会の関心が深いことは当然である。しかし、大学の入学試験の在り方に対する社会の要請の実態を正確に把握し、入学試験の改革が社会に及ぼす影響を予測することは容易ではない。入学試験の改革を推進する動機の一つとして社会的要請を挙げるならば、改革による効果の解析は一層慎重に行われるべきである。このたびの改革の実施への経緯は、改めて、大学の自治、国大協の基本的性格とその運営方法、さらに、最近の教育改革にかかわる議論の進め方と改革の手順など、多くの重要な課題を提起したといえよう。

〔中略〕

受験機会複数化実施の決定とグループ分けのまとめ

に至る議論の経緯

国大協における受験機会複数化に至る議論は、それぞれの段階で、部局長会議において報告され、また、アンケート調査に対しては、その都度、各部署の意見をまず入選研において集約し、それを部局長会議で検討した上で本学としての回答を作成した。しかしながら、昭和六〇年秋以降の、受験機会複数化への入試改革実施案策定への歩みはとりわけ急であり、学内では、より慎重かつ基本的な議論を尽くす必要があるとの意見も次第に強くなってきた。また、アンケート調査の結果のまとめが、国大協の入試改善特別委員会において、いろいろな意見を取り入れるように腐心配慮されたとはいえ、入学者選抜方法の改革実施案は、本来、大学の自主性を最も尊重せねばならない性格のものであつて、それが結果として、少数意見を尊重しえない形で進められることに対する危惧と苛立ちも強くなっていた。このことはアンケート調査への本学の回答においても指摘してきた所である。

昭和六二年度受験機会複数化実施案についての最終段階のアンケート調査に対する回答をまとめるにあたって、総長としては、昨年一二月就任以来、頻繁に部局長会議を開催し、限られた期間内にできるかぎりの学内の意見の集約

に努めた。また、国大協の委員会等においても、国大協は協議・協調をする場であり、それぞれの大学の自主性を重んじ、不自然な調整をする機関となつてはならないということも強調してきた。しかし、六二年度から受験機会の複数化を実施するという方向が既に決められている状況下で、かつ、その受験機会の複数化を實質的意義をもつものとすること、いわゆる旧Ⅰ期・Ⅱ期制の弊害を再現しないことを前提条件として検討することは、率直に言つて極めて困難であつた。このような入試改革を各大学の自主性を尊重しつつ、速やかに実施することは、国大協が果たしうる機能の限界を超えているのではないかとさえ感じられた。しかし、事態の動きは既に急なものがあり、六二年度からの複数化の実施を見送るという結論に至る途は、ここへきてほとんど残されていないのではないかと思われた。

いわゆる旧帝七大学の学長の集まりにおいては、今年のはじめの段階では、わが国の高等教育の全体の中での人材の育成と適正な配分の見地から、七大学の入試期が同時期であるのが自然の姿であるとする考え方も出されていた。しかし他方、国大協の中の論議では、受験機会の複数化を實質的な意義をもつものとするために、七大学の入試期を何らかの形で二つの日程に分けることが必要とされ、それ

を前提として検討を進めるといふ空氣が既に拡大しつつあるように思われた。このような七大学学長懇談会の模様や、また、国大協の入試改善特別委員会での論議の推移は、今年の一月以来毎週開かれた部局長会議で詳細に報告した。こうして会議を重ねながら、本学としての基本的な対応について論議を進めたのである。

二月に入つて、部局長会議では、このような情勢に対処する基本方針を論議したが、もし七大学が二つの入試期に分かれることになつた場合、京都大学としては、大学の自主性を中心にすえ、他の大学がいずれの入試期に入るかによつて本学のとるべき入試期を決めるのではなく、どのような状況のもとでも、本学として適切に入学者を選抜しうることを基本に考えるという点において意見が一致していた。また、入選研では、国大協での受験機会複数化実施案の検討と並行して、この案についての各部局の意見を交換し、受験機会の複数化が実施された場合の本学の入試実施体制における諸課題の研究を進めた。この間、部局長会議に入選研委員長の出席を求め、本学としての基本姿勢、国大協における検討の趨勢、また、具体的な入試の実施体制について論議を深めた。

前項の最後に述べた「国立大学の受験機会の複数化に関

するアンケート」（大学苑、第一回）の集計が国大協の入試改善特別委員会で行われ、その結果をふまえて三月のはじめには「国立大学受験機会の複数化についての昭和六二年度原案」及び「実施日程案」が作成され、三月九日付けで「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」（大学苑、第二回）の調査が行われた。これについても、本学としてはそれまでのアンケートと同様、学内の意見を集約して、その実施原案及び実施日程案に対し、「グループ分けの内容の提示がないので、賛否の表明はし難い。さらに、グループ分けの決定が四月末頃までとすれば、その検討期間は短かすぎる。」という意見を述べた。

三月に入っても、近畿地区の国立大学長の間では、このたびの改革の実施には、なお慎重な検討を要する問題が多いとの意見が強かったが、他のいくつかの地区においては、七大学が二つの入試期に分かれるべきであるとの意見が大勢を占め、そのことが受験機会複数化実施への必須の要件であると強く主張する地区もあった。さらに、受験機会の複数化こそが社会的要請であるとする論議も行われた。七大学の学長懇談会は、このような状況の中で、七大学のとるべき姿勢を回を重ねて検討したが、三月の中頃になって、入試制度の改革において実質的意義をもつ受験機会の複数

化を実現するために、全国九五の国立大学が二つの入試期のグループに分かれるには、七大学が二つのグループに分かれざるを得ないと判断するに至った。そして、七大学はそれぞれが三月末を目標として、このことについて意向を固めることになった。

本学の意思表示の内容を決定するために、総長としては、たびたび長時間の部局長会議並びに部局長懇談会を開き、各局部での検討の意向を集約することに努めた。はじめに述べたように、本学では、入学試験は基本的には各学部の定めるところによって行うのであるが、具体的な実施に当たっては、全学が心をつにいて、万全の協力体制をとらねばならぬことはいうまでもない。三月二八日になって、部局長会議では、これまでの基本方針に沿って、次のような意向を固めた。すなわち「受験機会の複数化が実施される場合、入試期の設定については、各大学の自主性を最大限に尊重するという立場で、京都大学としては、他大学のグループ分けの在り方には、あえて意見を述べない。京都大学の入学試験は、入学者の選抜に十分な日程を確保するために、仮にA、Bいずれかの日程を採らねばならない場合には、基本的には前の方の三月一日を初日とするA日程を選択したい。しかし、別の方法で別の期日に試験をするこ

とを含めて検討している学部もあるため、そのことについては、その可能性を最後まで保留したい。」というものである。

この京都大学の意向は、三月の末日に、東京大学学長に伝えられた。このように七大学の意向が集められて、四月三日に、いわゆる七大学の二分案として発表されたのである。七大学の入試期を二つに分けるこの案が、記者会見の形で国大協の会議室で発表されたため、これが国大協の決定であるかのような印象を与え、このことがいろいろの論議を生んだ。この発表はもともと、入試期のグループ分けに対する七大学それぞれの基本的な意向がまとめられたものである。これは四月末までに、国大協として複数化の実施案をまとめるとすれば、時期としてぎりぎりの線であり、七大学がそのきつかけを作らねばならないという判断があったためである。

このころ、受験機会の複数化の実施に対する学内での論議が活発化したのが、主要な論点をここに挙げておこう。

まず、基本的に、今回の入試改革の進め方は急ぎすぎではないか、ということが論ぜられた。このような改革はその影響や具体的実施における問題点について慎重な解析と検討を経たうえで、実施とその時期を決めるべきである。

そして、入学試験にのみ焦点をあつめるのではなく、改革がわが国の高等教育の改革の一環として持つ意味を深く掘り下げ、いわゆる社会的要請に含まれていることがらの本質と、大学自身が主体的な改革を進める際の内的要因について十分論議を尽くすべきであろう。この観点から、国大協が性急に結論を得ようとすることを批判する意見があり、さらに、このような論議を進める場としての国大協の位置づけ、すなわち大学と国大協との関係そのものについての疑念を表明する意見も強く出された。これは一つには、今回の改革が、先に実施時期を決めた上で、その限られた短い期間内に、アンケート調査を重ねて具体的な実施案を形成していくという進め方に、手続き上無理があったことにもよるものと考えられる。国大協における入試改善に関するそれまでの長い論議の経緯があるにしても、具体的なグループ分けを含めた実施案の策定には、それぞれの大学が自らの入学試験を改革しようとする合意の形成がその基本的前提とならねばならない。このような合意が学内においてなされるには、基本的な理念の問題から段階を経て具体案に到達する道筋において理解と協力の気持が醸成され、改革の実行への意思が形成されねばならない。このためには十分な時間が必要である。この時間の問題を軽視すると、

そこに生じた無理が蓄積されて、改革に対する危惧の念となり、ついには、本来協議の場として構成されている機関そのものに対する反発をも惹起することになるのである。

四月のはじめから、学内で表面化したこれらの意見はすべてもつともであり、それらは決して四月に入って突発的に発生したものではなく、前項に述べたように、これまでに、国大協アンケート調査のたびに本学の意見として、一貫して述べてきたものであった。

前に述べた「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」（大学苑、第二回）に対する各大学の回答は、三月の末に国大協に集められ、入試改善特別委員会で検討された。そのアンケート調査で示された各大学の意向が集計された結果は次の通りであった。九五大学のうち、八六大学は大学としてまとまった回答をしたが、そのうち七五大学は「実施原案」並びに「実施日程案」に賛成の意向を表明している。原案に対して五大学が一部修正の案を提出し、三大学が昭和六二年度実施は時期尚早ではないかとの意見を述べ、原案に不賛成又は反対の意向を表明したのは二大学であった。前に記した理由によって、賛否を保留したのが九大学あったが、そのうち四大学は全学部あるいは多数

学部で賛成の意向を示し、二大学は学部によって一部修正の意見があり、三大学は学部によって不賛成又は時期尚早の意見があった。入試改善特別委員会では、このアンケート調査の回答に示された意見や修正案を検討して、「昭和六二年度実施原案」及び「同実施日程案」のそれぞれについて、改訂版を作成し四月一日付けで、アンケート調査の集計結果とともに各大学へ送付し、この「実施原案」と「日程案」を五月七日に開催を予定されている国大協臨時総会へ提出することとした。

四月のはじめの七大学の入試期のグループ分けについての案の発表は、全国の国立大学の具体的なグループ分けの検討のきっかけとなった。国大協では、北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の七地区で、まずそれぞれの地区におけるグループ分けについて案を練り、四月一七日に、この七地区の世話大学の連絡会を開いて、各地区での検討経過を互いに報告し、全体としてのグループ分けについて論議することとなった。この間、近畿地区並びに全国のグループ分けについての会議において、京都大学は学内での論議を煮つめる過程にあるので、最終段階まで入学試験の在り方にバラエティーの幅を保持したいということについて、理解を求め、幸いに関係大学

の理解を得ることができた。こうして、学内では各学部・教養部等で、受験機会の複数化に伴う諸問題について真剣な論議がつづけられ、また、部局長会議が重ねられた。

四月二日に昭和六二年度第二次試験の実施日程についての国大協からの最終的な照会が、四月末日を回答期限として各国立大学に出された。これに対し、本学としての回答を四月二六日の部局長会議で決定することにした。この会議では、これまでの部局長会議並びに部局長懇談会における論議、各学部、教養部での真剣な討議をふまえ、京都大学としての自主性を保持し、学部の自治を尊重するとともに、入学試験が京都大学全学の協力のもとに実施されるための方策について審議を深めた。その中で、国大協の主要なメンバーとしての本学の責任に鑑み、このたびの入試改革の実施にいかに対処すべきかについて選択を行った。この結果にもとづいて、京都大学は国大協に四月二八日付で次のように回答した。

「五月七日に開催される臨時総会において慎重に審議検討が行われ、その結果『実施(案)』及び『実施日程(案)』が合意に達し、昭和六二年度実施が決議された場合には、本学は以下のように実施する。

昭和六二年度第二次試験実施日程

A日程グループ……………三月一日より、全学部、但し

法学部については募集人員の一部で実施

B日程グループ……………三月五日より、法学部について上記A日程グループで実施した残りの募集人員で実施」

五月六日に国大協の理事会が開催された。この理事会では、主として、その翌日開催される臨時総会に向けて、「国立大学の受験機会の複数化についての昭和六二年度実施要領」とその「実施細目」の提案についての審議が行われた。まず、昨年の総会以来二十数回にわたって開かれた入試改善特別委員会並びにその小委員会における論議の経過が報告され、これまでのアンケート調査などによって集められた各国立大学の意向並びに各地区での討議の結果が総括された。入試改善特別委員会を中心として、検討が重ねられてきたが、時間的な制約のゆえに、特に最後のとりまとめの段階では議論が同特別委員会の内部に限定されざるを得なかったという事情もあったので、この理事会で真剣な討議が行われた。そこでは、I期・II期制を廃して国立大学の入試期を一本化することの検討を始めて以来、長年にわたって国大協で行われてきた入学試験に関する改革案の策定とその実施結果の解析のなかで、このたびの受験機会

の複数化という改革案は、どのように位置づけられるべきかという基本的な問題が論議された。また、今回の具体的な実施案の策定が、各大学へのフィードバックを十分に重ねる時間がないままに進められたという手続き上の問題、さらには国大協の基本的性格についても討議された。しかしながら、受験機会の複数化を六二年度から実施する方向で進んできた検討の最終段階にきて、理事会での論議の焦点は、むしろ、実施の具体的な内容や日程と、九五の国立大学の試験期のグループ分けの内容に集中されがちであった。なお、昭和六二年度の国立大学第二次試験実施日程のグループ分けについては、国大協の総会でその案を審議し、決定するという性格のものではないことが了承され、総会にはグループ分け案としては提出せず、各大学で決定した意向をとりまとめたものを表にして資料として配付することになった。

五月七日の臨時総会においては、今回の改革の趣旨と検討の経過について説明があったのち、「実施要領」と「実施細目」が提案され、審議された。基本的な諸問題並びに技術的な課題が改めて討議され、これらの案が決定された。なお、内容の詳細については、特別委員会を中心にさらに各大学の意見を受けて、次の総会までに検討することが了

承された。

国立大学入学試験の受験機会の複数化の昭和六二年度実施がこのように決定されたことを受けて、本学では学内での入試実施体制を固めるため、四月一〇日に第一回の入試委員会が開催された。その後、部局長会議、入選研、入試委員会を並行して開催しながら出題・採点体制の組み方、二段階選抜についての考え方、また、各学部での入学者選抜における入学者決定の収斂の仕方など、この受験機会複数化に伴う諸問題を検討し、全学的な協力の下に実施体制を固めつつある。学内での検討において問題となった諸点については、国大協での入試改善特別委員会へ提案するなど、具体的に本学での検討結果が「実施要領」あるいは「実施細目」に反映するよう努めた。

六月一三日に国大協の理事会が開かれ、臨時総会後の入試改善特別委員会において各大学から意見を受けてさらに検討された「実施要領」と「実施細目」の一部修正案が審議された。

六月一八日に、国大協の昭和六一年春の総会(第七八回)が開かれ、この「国立大学の受験機会の複数化についての昭和六二年度実施要領」とその「実施細目」の一部修正案が提出され、修正理由の説明ののち、審議・可決された。

昭和五八年春の総会以来、三年間にわたって国大協において行われたいわゆる受験機会複数化の昭和六二年度実施についての審議は、これで一つの結論に到達した。

おわりに

以上、今回の受験機会複数化による国立大学入学試験改革の背景と経緯を述べ、この間、提起された諸問題について論じた。

大学が、自ら入学者を選抜する入学試験の在り方は、それぞれの大学が目指す学風の一つの主張であり、また、それは、社会におけるその大学の使命の自覚の表現でもある。限られた条件の下で、多数の志願者の中から入学者を選ぶ入学試験の在り方については、最大の努力がなされたのちもなお改善すべき点が残ることは避けられないであろう。大学の使命の自覚の上に立つて、真剣により良い入学試験の在り方を検討し、入学試験の改善への努力を常に続けなければならぬ。しかし、安易な変更を行うべきではないであろう。

今日の高等教育の状況の中で、大学の入学試験の在り方に対する社会の関心は高い。このたびの改革への論議においても社会的要請ということがたびたび論じられた。また、国大協においては、受験機会の複数化の実施が旧Ⅰ期・Ⅱ

期制の弊害を再現しないようにすることが求められていた。これらのことは、基本的には、わが国の高等教育における大学の均質化、画一化、そして序列化へと進む流れに対する危惧によるものと考えられる。また、今回の入試改革における論議は、より一般的にいえば、本来単一の尺度や基準によつて評価すべきでないものに対して、単純に評価が下され、それがまた固定化されるといった社会的風潮に対する問題提起といつてよいであろう。このことは、決して入学試験制度の手直しで解決することではないが、しかし、入学者選抜におけるいわゆる公平な客観的評価への再考をも求める基本的課題を含んでいるといえる。大学自身が真剣に自らの問題として受け止めねばならないことである。

学問の府において最も大事なことは、一人ひとりの個性の尊重であり、また、大学自身は、学問を志す者の個性を基礎とした学問の自由を堅持して、大学の持つ個性、すなわち学風を培わねばならない。これは、大学の社会における存在の意義であり、今後、より積極的に社会に対してその意義を表現する必要がある。大学の自治もまた、閉ざすことによつて守られるのではなく、社会の中に存在する大学としての自治の在り方が示されねばならない。

今回の入学試験改革における本学での論議が、まず内に

開かれた形で、大学の在り方について真剣になされたことは有意義であった。大学の個性を決めるものは、何よりもその教育研究の場における学問の質と水準である。このたびの入学試験改革についての全学的な論議が、本学の伝統的な学風を継承し、さらに活力ある発展を期する上で力となり、また、それが今後のわが国の高等教育の改革にも、本質的な寄与となることを期待したい。

〔注〕『京大広報』第三二六号、一九八六年七月一〇日に掲載。

原文は横書き。

六 諸問題への対応

〔教職員定員削減問題〕

一 第二次定員削減に対する要望について

一九七二（昭和四六）年五月一日

第二次定員削減に対する要望について

本学では、四月二七日開催の拡大部局長会議において、第二次定員削減問題に関して検討した結果文部・大蔵両大臣および行政管理庁長官に次の要望書を提出した。

国立大学教職員の第二次定員削減に関する要望書
殿

昭和四六年四月二七日

京都大学総長
（前田敏男）

京都大学部局長 一同

科学の著しい進展に伴って、大学に対する国家社会の期待は近時ますます増大しております。さらに、今日の大学はみずからのあり方を深く改める課題に直面しており、その実効をあげるうえからいっても、現に定員不足を痛感している状況にあります。

しかるに、伝えられる第二次定員削減が国立大学にも適用されるとすれば、大学が当面している困難な事態をいっそう悪化させるにいたることは明白であり、わたくしたちは深刻な憂慮を表明せざるをえません。

ここに、わたくしたちは次に述べる理由により第二次定員削減の対象から国立大学教職員が除外されることを強く要望するものであります。

理 由

昭和四四年以降、三年間にわたり国立大学教職員の定員削減が実施され、今回さらに昭和四七年度以降の定員削減

が行なわれるようですが、教職員の不足が大学運営の障害となつて、それが大学紛争とも重要なかわりをもっていることは、いま改革を検討する過程でもつぶさに痛感されるところであります。

学部学生の定員増に伴つて、教職員定員の増加がなされたとはいえ、教養課程への教官増は僅少で、その補助職員等の増は皆無であり、また、大学院設置に当たつても教職員の定員はまったくなされず、その矛盾はその後の進学者の増加に伴つてますます拡大されています。そのために、研究補助者その他一般職員の仕事の負担量を増大させてきました。

つぎに、急速に進展しつつある学問研究の場合は、研究スタッフの増加と同時に、高度化しつつある実験設備の導入を必要としており、しかもそれらの設備は大型化の傾向にあります。したがつて、研究補助者、実験設備のオペレータ等は、不可欠の要員であり、それらの増員は緊急に必要であります。また、最近における情報量の急激な増大に伴つて、その担い手となる図書関係教職員の充実が強く要求されるのも、当然であるといわなければなりません。このように大学教職員の充実の必要性が一般行政機関と異なる特殊性をもっていることを十分ご理解願う必要があります。

さらには、附属病院の基準看護ならびに人事院判定の二・八制度を完全実施するためと、医療技術の著しい進歩に伴う治療設備の増加と高度化によつて、医療関係職員定員の不足は病院運営に重大な支障をきたし、その増加を必要としております。

これら助手・研究補助者層および医療関係職員などを含む大学教職員の定員は、それらが不可欠の存在なるがゆえに、その不足はやむなく大量の「常勤的非常勤職員」を生み、そのことが現在深刻な事態をつくり出しています。

かかる現状においてこれらの教職員を対象に第一次定員削減が行なわれた結果、大学における研究・教育体制に深刻な打撃を与えましたが、今回また、第二次定員削減措置が行なわれるとすれば、大学の研究・教育機能の発展を阻害するばかりでなく、まひさせることも起こりうると考えられます。したがつて今回は定員削減の対象から除外されるよう強く要望するものであります。

(注) 原文は横書き。

二 定員外職員の在職状況について〔抄〕

一九七四(昭和四九)年六月二五日

定員外職員の在職状況について

はしがき

本学においては、現在、定員内職員のほかに多数の定員外職員が勤務している。そのうち特に常勤的な定員外職員のあり方は、きわめて深刻な問題を生みだしており、これに対して多大の関心が寄せられている。昭和四七年末、前田^{〔敏男〕}前総長が、この問題は、本学にとってまことに重要であるので、まず、各部局における定員外職員の実態を把握し、そのうえでこの問題に対する今後の指針を得たいと考えられ、以来その方針に従い作業が進められているが、ここにとりあえず本学における定員外職員在職の状況と、その原因と思われるものについて見解をのべ大学における定員不足の実態理解の一助としたい。

1. 定員外職員の制度・地位・待遇など

昭和二四年六月一日旧定員法施行以後、本学においては、定員の不足を補うため、「非常勤職員制度」などに基づく定員外職員を雇用して業務を遂行してきたが、昭和三七年一月一九日の閣議決定に基づいて、常勤労務者と常勤的業務に従事する日日雇用職員が定員化された。し

かし、その後、大学における業務の拡大に見合う定員が確保されず、そのため、再び定員外職員が雇用されるに至った。昭和四一年二月一日以降、定員外職員には、任用の終期を定めて辞令を交付する辞令交付の職員(いわゆる総長発令)と勤務日数月二〇日未満で任用する職員とが存在することとなり、現在に及んでいる。

現在の法制の下では、定員外職員はすべて日日雇用職員または時間雇用職員として雇用するほかはないが、ここの定員外職員とは、法令上から言えば、非常勤職員制度に基づく日日雇用職員を指すものである。日日雇用職員は、その任用が競争試験あるいは選考によらず行われるなど、数項目の特例規定があるほかは、雇用の期間を通じて一般職国家公務員として扱われ、国家公務員法の規定の適用を受けている。

しかし、日日雇用職員と定員内職員との間には、法令等により、地位・待遇(特に年次休暇、病気休暇、昇給、期末・勤勉手当、扶養手当、退職手当等)・保健^{〔マツ〕}(家族療養費附加金、出産費附加金等の短期給付等)・安全災害補償等)等に関してかなりの差が存在する。定員外職員の待遇などを規定する法令・通達等が多いが、そのうち重要なものの一つに、年度内雇用の制約がある。これは、

昭和三十六年二月二十八日の閣議決定「定員外職員の常勤化の防止について」に基づく措置として、定員外職員は「必ず発令日の属する会計年度の範囲内で任用予定期間を定め」ねばならない、としたものである。これは、定員外職員の地位を不安定にし、待遇面でも定員内職員との差を生じさせる原因となるものである。

2. 本学における定員外職員の実態

(1) 定員外職員の数とその変化

本学における日日雇用職員数は、表1に示すように、昭和三十八年以降急激に増加し、昭和四四年に九四二名に達して以来、わずかに減少しながらもほぼその前後の数を維持している。辞令交付の定員外職員の数は、同じく昭和四四年に七二八名に達したが、その後わずかながら減少して今日に至っている。

定員外職員の数は、後述するように、大学における業務の質と量とに関連しており、本学の規模の変遷を考慮に入れる必要があるので、表1には、定員内教職員の数、学部及び大学院学生の数、講座(学部)・部門(研究所)・診療科(病院)の数の推移を、併せて示してある。この表における「日日雇用職員」は、常勤的な業務に従事すると考えられるものを対象とした数であり、「辞令交付職員」及び「一六日以上二〇日未満勤務の定員外職員」に限定している。最近におけるその内訳は表2のようになり、昭和四八年七月現在九〇五名で、これは定員内職員(教官を除く)三、三九一名の二六・七%に当たる。このことは、本学における定員外職員問題の重大さを物語っている。

表1 本学の規模の推移

年度 昭和	種別		定員内		職員		定員		計		日日雇用職員	学 生 定 員			講座・部門・診療科数		
	教	官	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員		学 部	大 学 院	計	講 座	部 門	診 療 科
三二	人										一九四	二、〇二六	九〇四	二、九三〇	三三五	七三	一六
三三	人																
三四	人																
三五	人																
三六	人																
三七	人																

第8章 大学再編への道

昭和 四七・七現在	年度	種別	辞令交付職員	一六日以上の 〇日未満勤務 の定員外職員	計
六七五	人			二六〇	九三五

表2 最近における「日日雇用職員」数の内訳

注1. 定員内職員現員、日日雇用職員数は毎年七月現在である。
2. 日日雇用職員の()数は、辞令交付職員数で内数である。

四八	二、六一三	二、三三七	三、三六四	三、三九一	五、九七七	五、七二八	(六三九)	二、五〇六	一、四〇八	三、九一四	四二八	一一九	二二
四七	二、五六三	二、三一九	三、四二二	三、四二四	五、九七五	五、七四三	(六七五)	二、四八六	一、三八〇	三、八六六	四二五	一一七	二二
四六	二、五三九	二、二九五	三、四四二	三、四四四	五、九八一	五、七三九	(七〇七)	二、四八六	一、三四七	三、八三三	四二四	一二六	二二
四五	二、五二四	二、二六三	三、四七四	三、三六三	五、九九八	五、六二九	(七一九)	二、四八六	一、三〇五	三、七九一	四二二	一二四	二二
四四	二、五〇九	二、二七〇	三、四七八	三、三五一	五、九八七	五、六五一	(七二八)	二、四五六	一、二六二	三、七二八	四一七	一二三	二二
四三	二、四四五	二、二三九	三、四一八	三、三三三	五、八六三	五、五八二	(八七一)	二、四六六	一、二〇一	三、六六七	四〇七	一一〇	二二
四二	二、四二三	二、二六九	三、四一一	三、二八九	五、八三四	五、四五八	(七五八)	二、四二〇	一、一四二	三、五六二	三九六	一〇七	二二
四一	二、三二二	二、〇九二	三、三三一	三、一八七	五、六五三	五、二七九	七五六	二、三四五	一、〇七六	三、四二二	三八四	一〇一	二〇
四〇	二、二〇五	一、九六二	三、二九二	三、二三八	五、四九七	五、一〇〇	四一〇	二、二四〇	一、〇二二	三、二五二	三七〇	九五	一七
三九	二、一〇四	一、八四〇	三、二五七	二、九八九	五、三六一	四、八二九	三〇二	二、一六六	九五八	三、二二四	三五七	九〇	一七
三八	一、九三四	一、七三八	三、〇四九	二、八〇三	四、九八三	四、五四一	二二三	二、一〇一	九一六	三、〇一七	三四二	八四	一六

(2) 定員外職員の分布状況

昭和四八年七月現在の定員外職員九〇五名を、まず

四八・七現在	六三九	二六六	九〇五
人	人	人	人

職種別にみると、図1に示すように、事務補佐員が半数以上を占め、技能補佐員と技術補佐員の技術系がこれに次ぎ、臨時用務員、教務補佐員の順となる。

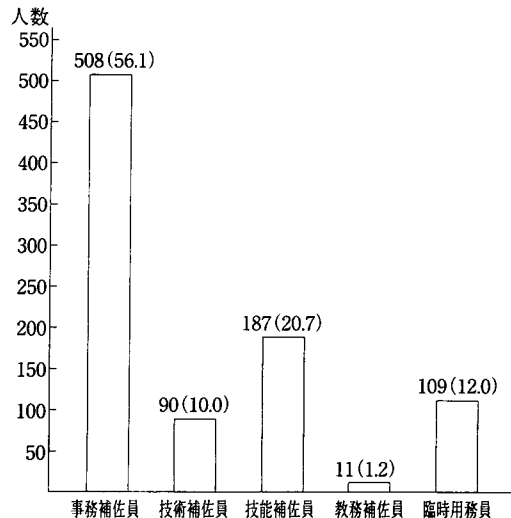
次に、表3は年令別分布を示している。一七～二四才が三八・五％を占め、以下高年令層に向かって漸減する傾向があるが、六〇才前後にもかなり多数の定員外職員が勤務していることは注目値する。

性別では、女子が八三・一％、男子が一六・九％である。これを職種別に見ると、男子は教務補佐員の六三・六％を占め、以下、技能補佐員の三三・二％、技術補佐員の三一・一％、臨時用務員の二八・三％、事務補佐員の七・一％と減少する。女子は事務補佐員の九二・九％である。

(3) 定員外職員の在職状況

図2に示すように、四四・一％は在職期間が一年未満であるが、数年にわたって毎年更新して勤務しているものが多い。在職期間の長さに伴って該当者数は当然漸減するが、五年以上にわたるものが一四三名（一五・八％）にも達する。常勤化を防止する上記の閣議決定があるとはいえ、大学は、その業務遂行上、同一人に対して長期にわたり常勤的業務をゆだねている現実を、

図1 職種別分布状況（昭和48年7月現在）



注 () 内は構成比 (%) を示す。

表3 年令別分布状況（昭和四十八年七月現在）

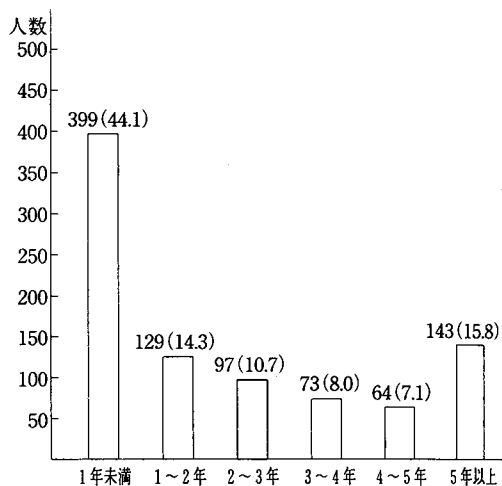
種別 年令	職員数	構成比 (%)
一七～二四	三三八	三八・五
二五～二九	二四五	二七・一
三〇～三九	九五	一〇・五
四〇～四九	八七	九・六
五〇～五九	六三	七・〇
六〇才以上	六七	七・四
計	九〇五	一〇〇・〇

指摘せざるをえない。

(4) 定員外職員の「人件費」

定員外職員の給与は、大学に配当される諸経費でま

図2 在職期間別分布状況（昭和48年7月現在）



かなわれているが、その主要なものは教官当積算校費である。この「人件費」が経常経費に占める比率は、各部署によって異なるが、一〇%以下は稀で、多くの部署では一〇〜三〇%で四八%に及ぶ部署もある。仮に現状の定員外職員数のままで推移しても、教官当積算校費等の相当大幅な増額がないかぎり、予算面から大学本来の機能の維持にさえ支障をきたすおそれもある部署の生ずることが懸念される。

(5)

定員外職員の増加の原因

本学では、すべての部署(学部・研究所等)において定員外職員を雇用している。端的に言えば、定員不足の情勢下で大学の使命・業務を遂行するために必要とするからであるが、その背景には、以下に述べるような多くの原因がある。

① 制度的要因

まず第一に、欠員不補充措置(昭和三十九年九月四日閣議決定)、第一次定員削減(昭和四四〜四六年度・教官五七名、職員一三五名)及び第二次定員削減(昭和四七〜四九年度・教官三四名、職員二二二名の予定)による定員減が、今日の定員不足に拍車をかける重大な要因となっている。

第二の要因は、今日ますます高度化し多様化してきている教育・研究活動及びこれを補助する各種業務の増大・複雑化に比しての講座等当り教職員構成数の不足である。とりわけ職員の不足は著しい。表1によれば、昭和三十七年当時の講座等当り職員数(定員)は七・〇人であったが、第一次定員削減前の昭和四三年度においてもすでに六・二人に低下している。これは、この間に新設された講座等の数が一二四で

あつたのに対し、職員(定員)の増加数は五二〇名に過ぎず、講座等当り四・二人の割合でしか増加しなかったことに基づく。

以上の制度的な要因は、②以下で述べる諸要因とあいまって、常勤的な定員外職員を生みだす主要な原因となっている。

② 教育業務の拡大

科学技術の著しい進歩や学問領域の目覚ましい拡大に伴って、教育内容の多様化や水準の向上が要求され、大学は教職員の不足に悩んでいる。加うるに、図3に示すように、昭和三七年度以降学部学生定員の増加及び大学院学生定員の著しい増加が行われたにもかかわらず、教職員(特に職員)の増員がこれに伴っていない。とりわけ教養部においては、学生定員増に伴う教官の増加が僅少であるだけでなく、職員の増はまったく行われていない。

また、最近実習・ゼミナールなどの必要性がますます高まり、特に大学院学生の飛躍的増加がこれに拍車をかけるに至った。その結果、研究室レベルでの教育業務(資料の収集や作成など)は著しく増大し、これに当たる職員の必要性を高めている。

③ 研究業務の拡大

一方では各専門研究分野の細分化・深化が進行するとともに、他方で総合化・大型化が進展し、新しい境界領域が続々と誕生しつつある。

近年におけるこのような研究の動向は、必然的に、研究の形態・組織・進め方などにもさまざまな影響を及ぼしつつある。すなわち、研究の総合化・大型化は、共同利用研究所の増設、研究組織の全国化をもたらし、これに伴って、情報の収集・交換・整理、研究連絡、共同利用者に対するサービス業務などの業務量が著しく増大してきている。他方、研究の細分化に伴って、各研究者がそれぞれ独自の研究に取り組むことが多くなり、これら研究の末端組織での研究者の実数が激増し、各研究室固有の研究補助ないし事務業務の必要性が増大している。

さらに、研究に用いられる機器の面でも、近年、高性能化・大型化が一般的傾向として見られ、それらの使用が必須になってきている。このような高性能機器や大型機器の増加に伴って、その維持・運転には熟練した技術職員及び事務職員が必須であり、その必要人員数も著しく増大してきている。

④ 図書館業務の拡大

上述のような最近における教育・研究の趨勢を反映して、附属図書館及び各部局図書室では、近年蔵書数が急増しているのみならず、学内外に対するサービス業務の充実が強く要望されている。しかしながら、「国立大学図書館改善要項」（文部省、昭和十七年）により、図書の整理・閲覧等のために必要な「基準定員」を算出すると二八八名になるが、これに対し昭和四八年七月現在の図書関係定員内職員は二一三名であり、「基準定員」に照らしても定員不足はきわめて明瞭である。特に人文・社会科学系部局での不足が顕著である。

⑤ 研究施設の特種性

本学の学部・研究所には附属の研究施設を有するものが多く、また農学部には農場、演習林が附属している。その多くは遠隔地に位置するため、小規模（一講座相当またはそれ以下の規模のことが多い）ながらも一つの独立した機構として機能することが必要である。加うるに、これらの諸施設では、道路補修、建物管理、宿泊、食事等の業務、観測に伴う連絡業務などの業務が付加される。研究施設で定員外

職員の比率が高く、特に用務系が多いのは、このような理由による。参考のため、遠隔地に施設を多く有する理学部と防災研究所に附属する研究施設の教職員の構成を、表4に示す。

表4 研究施設の教職員数（理学部・防災研究所のみ）
（昭和四八年二月現在）

職別	部局別	職別				
		教官	職員 (定員内)	定員	外	職員
防災 研究所	理学部	三八	四〇	一〇	四	六
	防災	二〇	二五	二	一	五
						〇
						二
						二
						二
						八

⑥ 病院における特種性

附属病院は、教育・研究のほかに診療という現業的性格をもっており、その使命を遂行するため、基準看護並びに人事院判定（複数・月八日夜勤）の完全実施のための看護婦定員の確保、医療技術の著しい進歩に伴う治療設備の高度化及び検査件数等の増加による医療関係要員の充実が緊急の課題である。要望により徐々に改善されているが、いまだ充足の状態には程遠い。したがって、一日もゆるがせにできない医療需要に即応するためには、多数の定員外

職員を診療部門（看護助手、理学療法士、マッサージ
師、薬剤師、栄養士、歯科技工士、衛生検査技師、
臨床検査技師）や業務部門（看護部の事務、患者に対
する窓口事務）等に配置せざるをえないという事態が
存在する。

（昭和四十九年六月二十五日）

〔注〕『京大広報』第九八号、一九七四年七月一九日に掲載。

原文は横書き。

図3は省略。

〔同和・人権問題〕

三 教育実習オリエンテーションについて〔抄〕

一九七二（昭和四七）年七月二六日

教育実習オリエンテーションについて

昭和四七年度（昭和四七）教育実習オリエンテーションに端を發した実習にともなう差別問題について、教育学部教授会は七月一九日下記の声明を發表した。

声 明

昭和四十七年六月一四日、教育学部教務委員会は、本学教育実習参加者を対象に、教育実習オリエンテーションを実施した。このとき配付・紹介した資料のなかに、「教育実習期間中の注意事項及び希望事項」があり、これは十数年前ある中学校において使用され、すでに廃棄されたものであるが、上記委員会はこの文書に含まれている差別に関する指導上の誤りを看過したまま実習指導を行ない、ために差別指導の問題をひき起すに至った。すなわちこの文書の内容には、法のもとの平等の原則に立ち、差別をなくし、基本的人権尊重の精神を貫く民主主義教育に反するものがあるからである。教授会は、このような文書が長年にわたり参考資料として配付されてきたことに気づかず、それを放置していた責任の重大さを痛感するとともに、差別に対する自覚の不十分が、こうした事態の要因であることを認め深く反省する。

教育学部教授会は今後、差別をなくする教育の進め方および教育実習の在り方について慎重に検討し、全学の協力を得て、その解決に努力する決意である。

昭和四十七年七月一九日

京都大学教育学部教授会

この声明に先立ち、教務委員会は七月一日、委員長名をもって次のような書面を参考資料四部とともに実習生全員に郵送した。

* 速水利生「教育の機会均等——京都市における部落問題解決をめざした教育行政のあゆみ」昭和四四年度部落解放同盟研究集会報告

京都府教育委員会「学校教育のしおり」（一九七二年）所収の「同和教育」

国際連合教育科学文化機関の「教育上の差別待遇反対に関する条約」（一九六〇年二月二十四日採択）

国際連合の「精神遅滞者の権利にかんする宣言」（一九七一年十二月二〇日採択）

昭和四十七年七月一日

教育実習生各位

京都大学教育学部

教務委員長

梅本 堯夫

教育実習再オリエンテーションの内容とその徹底について

昭和四十七年七月一日付の手紙でお知らせしましたが、教育学部教務委員会は、七月三日法経第一教室において、

教育実習再オリエンテーションを開きました。当日のオリエンテーションの内容を全実習生にお伝えし、徹底を期したいと考えます。

I

再オリエンテーションの内容をお伝えするに当って教務委員会がまず確認したことは、去る六月一四日の本年度教育実習オリエンテーションにおいて、参考資料として実習生に配布した「教育実習期間中の注意事項及び希望事項」は、差別指導の文書であるということであります。というのは、これを実習校でそのまま実行せよということは、実習生に差別をさせることになり、ひいては生徒たちに差別容認の態度を教えることになるからです。そして、第二に確認したことは、このような資料を十数年間配布して差別になる指導をしてきた教務委員会の社会的責任の重大さを自覚し、きびしい反省の上になつているということであります。

II

六月一四日に行なわれました教育実習オリエンテーションで参考資料として配布しました「教育実習期間中の注意事項及び希望事項」を教務委員長が読みましたとき、文中の「第三国人」という表現の撤回要求があり、ただ

ちにそれにこたえましたが、その後この参考資料の内容についていろいろの質問をうけました。翌六月一五日の教務委員会で検討した結果、この資料は不適切な箇所を含むものであるとして、直ちに撤回、回収の措置をとりました。その後この資料は昭和三〇年頃に、ある中学校で用いられていたものを、当時の教育学部教務委員会が、京大の教育実習生にコピーして配布したもので、その後も毎年配布されていたことがわかりました。

そこで教務委員会は、この資料が京都市教育委員会から供与されたものでないことを明らかにし、今後、教育実習の問題、ひいては教職教育全般の問題について積極的に検討を行なうための方向を設定するという趣旨の手紙を六月二二日付で全実習生に発送しました。

ところが、この参考資料を撤回、回収した理由や、不適切な箇所についての説明がなく、その説明を求める声や、教務委員会の姿勢もあきらかでないという批判や疑問が各方面からかなり出ました。そこで実習生連絡会議の人たちとも話しあいましたが、教務委員会は全実習生に上記の趣旨を明らかにする必要を認め、七月三日に全実習生を対象とする再オリエンテーションをもったのであります。

III

この資料が実習生に差別をさせることになることと教務委員会がした箇所は、主として第8項aおよび第11項であります。第8項aのなかの「種々の思想、経歴の家庭、第三国人等の子弟が来ていますから」という言葉は、明らかに「差別的言動は特に注意して下さい」という指導と結びつけて考えなければなりません。

「種々の思想、経歴の家庭」という言葉を「……の子弟が来ていますから、差別的言動は特に注意して下さい」という言葉の文脈にてらして考えるとき、「種々の思想」のなかには好ましい思想、好ましくない思想という価値づけが暗に行なわれ、思想、信条の自由に対する侵害がすでに前提とされていると断ぜざるをえません。

「種々の経歴の家庭……」の子弟が来ていますから、差別的言動は特に注意して下さい」ということは、現実には差別され続けている未解放部落にとって、差別をそのままにし、これを温存するだけでなく、現状を放置しておく（マツ）と容観的な差別の助長・拡大になります。したがって差別形成の歴史的社会的要因および差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しようという部落解放をめざす国民的課題からすると容認できない

差別指導であり^{マコ}す。

「第三国人」という言葉は、外国人のなかでも日本の旧植民地とされていた国々の人々をよんだもので、その言葉にはかつての日本の植民地政策によって形成された旧植民地の人々に対する偏見と差別意識がこもっているだけでなく、これらの人々が現に日本でおかれている人権侵害の現状をそのままにして「差別的言動は特に注意して下さい」ということは、民族差別の現実を隠蔽しており、正しく民族教育を進める課題からすると容認できません。

第11項のなかで「精神薄弱児学級」に対して「言うまでもなく温い同情の目をもつて眺め鞭撻の程を願います」ということは、教育の現実からするときわめて不適切です。たとえば、障害児教育の義務制実施すら四分の一世紀にわたってひき延ばされ、障害の重い児童が就学を許されないなど、権利が侵害され、障害者差別がますます顕在化してきている事態のもとで、たんに上記のように教えることは正しくありません。かかる困難なかで障害をうけている児童・生徒の学習や発達する力を最大限に伸ばす努力が重ねられている現在、この項は障害児の人間としての権利をまもり発達を保障するエネルギーを

正しく組織するものとなりません。

その他、この資料は全体として生徒指導の教育的観点が弱く、不適切であると言わざるをえません。たとえば、第8項のh「前もって担任の先生から特に注意を要する生徒について事情を聞き、取り扱いの指導を受けておくのが安全です」という事項は、実習生に特定の生徒に対する予断と偏見を与え、教育の基本的姿勢に反し、事なかれ主義におちいるものであります。また、第9項b「政治、経済、宗教の問題については、一方的な見解をのべることは慎しむべきでそのため不測の禍根を残すことがあります」という事項は、教育の中立性をまもるという態度からなされるものではなく、わざわいを残すことをおそれる立場から発せられており、正しい教育の姿勢とはいえないこと、第8項hと同様であります。

以上のように、差別指導の文書を教育実習の参考資料として十数年にわたり配布して、差別になる指導を行なってきた社会的責任の重さを考え、深く反省し撤回、回収した次第であります。

IV

教務委員会は、全実習生がこの教育実習を契機として、同和教育について深く学ぶことが重要であると考えます。

現在、国民的課題の一つである同和教育では、学力を向上させるとともに、義務教育終了までに児童・生徒の発達段階などに応じて、たとえば、つぎの内容の知識や認識を正しく身につけることなどが実践・研究されています。

- (1) 未解放部落は、いつ、だが、どのような必要性からつくったのか。
- (2) 未解放部落は、資本主義社会の中で、どのように変化させられながら拡大再生産されたのか。
- (3) 未解放部落は、現在どのような状態におかれているか。それは、国民全体の生活とどうかわっているか。
- (4) 未解放部落は、どうしたら解放されるか。それは、国民全体の生活とどうかわっているか。

- (5) われわれは、現在なにをすることが未解放部落を解放する仕事になるのか。

学校における同和教育では、上記の問題を科学的に認識する能力を養うとともに、これによって差別の非倫理性および非合理性とたたかい、各自の生活のなかで、差別撤廃に努力する人間の形成が期待されています。つぎに義務教育を終えた人のなかにも差別についての科学的

認識が十分でなく、したがって差別とたたかう姿勢を確立していない人があります。そこで、こうした人々に対し社会教育として差別からの解放に関する学習を保障していくことも同和教育の課題です。

第二次大戦後、植民地が解放され、独立するとともに、すべての国で国民の基本的人権を守る教育を正しくすすめることが重要であると自覚され、現在国際的にもそれを正しく保障することが確認され、国連においても、「教育上の差別待遇反対に関する条約」(一九六〇年一月四日)、「精神遅滞者の権利に関する宣言」(一九七一年一月二〇日)などが採択されています。同和教育とともに、権利としての民族教育、権利としての障害者教育がすめられていることについて、事実をもとに学習されるよう希望します。

なお、学習の参考として、京都市教育委員会の速水指導主事が執筆された「教育の機会均等——京都市における部落問題解決をめざした教育行政のあゆみ」および一九七二年京都府教育委員会「学校教育のしおり」の中の「同和教育」の項および上記国連の二つの文書を同封いたしておきます。

この「教育実習再オリエンテーション」の内容とその徹

底について」および同封の参考資料に対して批判および感想を寄せていただくことを教務委員会は希望します。

以上

(以下略)

(注) 原文は横書き。

四 同和問題委員会の設置と発足後の経過について [三]

一九七三(昭和四八年)年六月一日

同和問題委員会の設置と発足後の経過について

1 設置理由について

(前田敦男)

京都大学総長は、昭和四八年一月一六日の達示第二号をもって、「京都大学同和問題委員会規程」の制定および施行を本学一般に通報した(昭和四八年二月二日「学報」参照)。総長の説明による「同和問題委員会」の設置理由は、次のとおりである。

総長は、すでに昭和四七年五月に、本学の同和問題に関する姿勢について、部落解放同盟京都府連合会から意見を求められていた。また、同年六月一四日には、教育学部の「教育実習に関するオリエンテーション」の場で、差別指導を行うという事態が発生した(昭和四七年七月二六日「京大

広報」No.七四参照)。これらのことをきっかけとして、総長は、市民的権利と自由の圧迫・侵害が集中している部落差別の歴史と現実に関し、本学教職員・学生層一般にわたって、極めて低い認識水準にあること、その状態を放置してきた責任は、本学全体の研究・教育上の取り組みの遅れにあることを深く反省したのである。

「同和問題委員会」の設置は、以上のような反省に基づき、問題解決への第一歩として決定されたものである。

2 同和問題委員会の経過

委員会の第一回会合は、四月一〇日に招集された。席上、総長より本委員会の設置理由の説明があり、ついで、教育学部選出委員から、六月一四日の差別オリエンテーションとその後の経過について説明を行った。最後に同和問題委員会委員長の高橋に移り、森口委員を委員長とし、また各学部・研究所選出の委員がやむを得ず欠席する場合には、代理委員が出席して、審議の支障をきたさぬための措置をとることを申し合わせたのである。

委員会の第二回会合は、五月一日に招集され、本委員会の性格づけについて討議された。その結果、共通の確認として、本委員会は総長の諮問に答えて答申を行い、必要に応じて総長を補佐するのであるが、委員は積極的に自己

研修に励み、問題の発生に対し、代行的に問題処理を行う

ような対策機関に墮する危険を排除すべきことを申し合わせた。したがって、委員会としての責務は、大学が部落問題の解決に貢献する役割を果たすよう全学の関心を高め、部落解放を推進するための基本方策を審議することである。

(附 記)

この間にも、本学一教官は、月刊誌に差別記事を書き、同和教育研究会京都府連合会(石田真一会長)、部落解放同盟京都府連合会(朝田善之助委員長)より、京都大学としての部落解放に関する姿勢について、相次いで指摘を受けている。

昭和四八年六月一日

委員長 森 口 兼 二

〔注〕『京大広報』第八六号、一九七三年七月二〇日に掲載。

原文は横書き。

五 同和问题委員会中間報告(抄)

一九七五(昭和五〇)年一月二〇日

昭和五〇年一月二〇日

京都大学総長

岡 本 道 雄 殿

京都大学同和问题委員会

委員長 森 口 兼 二

同和问题委員会中間報告

本委員会は、昭和四八年一月一六日付達示第二号の京都大学同和问题委員会規程により、「総長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、およびこれらについて必要に応じて総長を補佐する」ものとして設置された。「次に掲げる事項」とは、

- 1 同和问题の教育および研究に関すること。
- 2 同和问题の調査および資料の整備に関すること。
- 3 同和问题の啓蒙に関すること。
- 4 その他同和问题に関すること。

である。

委員会が実質的に発足したのは、昭和四八年四月一〇日であるが、委員会としては、上記規程に定められた事項を審議するため、発足後今日までに二十数回の会議を行った。委員会としては、本委員会の基本的な在り方を、問題の発生に対して代行的に問題の処理を行うような対策機関として機能するのではなく、大学が部落問題の解決に貢献する役割を果たすよう全学の関心を高め、大学として部落解放を

推進するための具体的な方策を審議することにあると考ええてきたのであるが、委員の改選期前に今までの審議経過の概要を整理し、中間報告としたい。

1 同和問題の教育および研究に関すること

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由(職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由など)を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題なのである(同和对策審議会答申参照)。学問の教育・研究を通して真理と正義を愛する人間の形成を重要な責務とする大学にあつて、教職員・学生の部落問題に対する自発的な研究・学習を奨励し、各専門分野において、部落解放に貢献し得る研究・教育の発展に努力することは、われわれ大学人が当然果すべき社会的責任であろう。

この点に関し、われわれが反省しなければならないのは、

何よりも、大学にあつて、もつとも積極的・主体的に同和問題に取り組まねばならない立場にある教官層の努力の不足である。昭和四七年六月の教育学部における教育実習生に対する差別的指導の問題、昭和四八年一月の本学一教官による雑誌寄稿文中における差別文言の問題、昭和四九年六月の理学部の問題に関連して明らかになった職員採用時・学生入学時等における提出書類(戸籍謄抄本・住民票写等の取扱い)の問題等は、いずれも本学の同和問題に対する従来の認識と自覚の不十分さを示したものと考えられるであろう。

大学が真理探求のための学術の中心として、学問の基礎的・専門的な教育と研究を行うことを使命とすることはいうまでもないが、自由な真理探求の道程は、多くの歴史的・社会的な障壁に直面し、それらを克服する過程として続けられてきたものであり、また、真理探求に対する歴史的障壁とは、市民的権利と自由に対する不当な社会的抑圧と深く関連したものであつた。今日の同和問題が、日本国民における市民的権利と自由の平等な保障が行われていないという国民的課題として存在しているかぎり、同和問題に関する研究と教育は、大学が果すべき重要な基本課題であると考えねばならない。各学部や研究所は、それぞれの専門

領域における研究と教育が、同和問題等基本的な人権にかかわる社会現実の解明と改革に、どのような仕方でも貢献しているかを検討しつつ、その成果を授業と研究のなかに実体化していく努力が望まれる。

ところが現在、教職員における同和問題に対する自己研修や研究はなお全体としてきわめて不十分であり、学生に対する同和問題の授業も、教養部の国史学および教育学の演習において各四単位と教育学部の同和教育講義が前・後期各二単位開講されているのみである。

このような現状を考えると、われわれは教官自身が積極的に研究・学習の機会をもつように努め、学生に対する授業も、同和問題や人権問題に関する概論の講義を教養課程に位置づけるべきではないかと考える。すなわち、学生の所属学部のかんを問わず、同和問題等に関する講義を、すべての学生に必要な一般教育科目として開講することが適切であろう。教育学部における同和教育の講義や将来検討されるべき他の諸学部における専門課程の同和問題に関する授業は、教養課程における概論を前提とし、それとの系統性・関連性を考慮して充実すべきであろう。

また、教育実習生に対しては、現在の上記教育学部の「同和教育」の講義を、教職に必要な「勸奨科目」と

して、積極的に受講するよう指導しているほか、実習前に「同和教育オリエンテーション」、実習後に経験交流会を行っている。更に昭和四九年度は、同和教育・人権教育等に関する実習生の理解を助けるために「教育実習オリエンテーション基礎資料」の配布を行ったが、昭和五〇年度以降は大学財政がきわめて困難な状況にあるため、同種の資料集を作成・配布するために特別な考慮が必要であろう。

(なお、同和問題の教育および研究に関連して、本学教養部同和問題等委員会においても、昭和四九年二月二八日、教養部教授会の諮問に対する答申において、「一般教養科目として同和問題等に関する講義を開講することは必要であるとの結論に達した」としてその具体化を急いでいるが、同時に、「便宜主義的な措置で問題の重要性を糊塗するわけにはいかない」として、次のような見解を示している。すなわち、「学問の基礎的な研究と教育を任務とする大学において、差別の問題を学問における人間の欠落の問題と関連させて考えるならば、基本的かつ長期的には」、「すべての学問領域の自己変革が並行すべきであるとともに、同和問題等に関する講義も、差別の問題それ自体をより基礎的な次元で取扱うのが望ましい」とするのである。)

2 同和問題の調査および資料の整備に関すること

2 についての本委員会の審議は、文献・資料センターの設立を長期的目標とし、目標に至るまでの経過的な措置をどのように考えるべきかを中心に行われてきた。その大要は、次のとおりである。

本学の教職員・学生が部落解放に必要な調査研究や学習を積極的に行っていくためには、それらに役立つ文献・資料類の収集・整備と、これを容易に利用し得るような手だが講じられねばならない。この事業は、多額の予算と活用するための機構を必要とするものであるが、当初は、もつとも基本的な同和問題の文献・資料（場合によっては資料室もしくはコーナー）を、本学構内の数箇所（たとえば、本部構内・教養部構内・北部構内・医学部構内など）に設置していくことが望ましいと考えられる。

ところで、この種の文献・資料は、設置場所をどこにするとしても、性質上、当然学部の手をこえた共同利用に供し得るものでなければならぬし、文献・資料の拡充をはかっていくに際しても、その選択を設置部局に個別に委ねるのではなく、妥当な選択に基づいて全体的に配慮していくことが望ましいであろう。このような点に留意するなら、同和問題委員会内たとえば同和問題文献・資料小委員会といった常設の委員会を設けて必要図書を選定を行い、附

属図書館にその購入・保管・閲覧等の事務を委託するのも一つの方法であると考えられる。なお、この種の資料・文献の収集・整備は、将来、学内外の部落問題に関する高度の研究要求に応じ得るような、本格的な文献センター設置へと発展させていく構想を含めて、更に検討を続けねばならないと考える。

また、本委員会は、昭和四十九年六月一五日、「大学における戸籍抄本等の提出について」岡本総長の諮問を受け、この問題に関する調査・検討を行った。その検討経過については「4 その他同和問題に関すること」において記すところである。

3 同和問題の啓蒙に関すること

京都大学広報委員会は、昭和四十七年九月一日に、京大広報号外として「同和对策審議会答申」および「同和对策事業特別措置法」を学内教職員・学生に配布したが、これは同和問題の啓蒙上きわめて重要なことであり、新任教職員・新入生等に対しても、配布すべきであると考ええる。

また、一般教職員および学生に対する啓蒙のための機会についても適切な措置が講じられねばならない。各部局において、すくなくとも年一回の講演会・学習会等の企画がなされるべきであろう。

4 その他同問題に関する事

本委員会は、岡本総長より、「大学における戸籍抄本等の提出について」昭和四九年六月一日、諮問を受けた。委員会は、本問題に関して小委員会も設け、調査と審議を行った結果、昭和四九年九月一七日、別記のような答申を行った。

なお、学生就職時の求人側所定用紙(出願書類の様式)についてみれば、そのほとんどが本籍地(都道府県名のみ)の記入のみを求めているが、なかには本籍の記入欄を設けているものもある。また、採用に際しては、ほとんどの企業・官公庁が戸籍謄(抄)本の提出を求めている。このような現状を考えれば、本人の申請のみによって万一誤記があり得る事態に具えて、「本人の申請に基づき記載したものである」旨の注意が必要であろう。更に、このような戸籍謄(抄)本の提出を求める求人側に対しては、すでに全国高校長会議の決議と要請に基づき、中央・地方行政官庁において、統一応募方式(戸籍謄抄本類の提出も本籍の記載も求めないもの)によることを指導していることに注意を促し、大学側の主旨を部落解放の観点に立つて容易に理解させるための説明文を用意しておくべきであろう。

国家公務員や地方公務員の任用に関しては、教職免許の

申請様式などを含めて、全国的に答申の方向性において、漸次改善される展望をもち得るが、なお法規によっては改善に困難の予想される場合もある。たとえば、博物館法施行規則第一条に定める学芸員の資格認定申請の場合、受験願書に本籍の記載を求めているのみでなく、住民票の写しも添えるよう明記されている。今後、すべての官公庁を通じての統一措置の確立が行われるよう、関係方面との連絡をとり、実現にむけて努力すべきものと考ええる。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第一〇七号、一九七五年三月一四日に掲載。

原文は横書き。

別記は省略。

〔環境問題〕

六 水銀大量たれ流し 京大 市内へ通じる排水こう

(二九)

一九七二(昭和四七年七月二五日

水銀大量たれ流し 京大 市内へ通じる排水こう

京大の若手教官、学生らで組織する災害研究グループが、

二十四日、工学部の排水こうに「たれ流し」された多量の水銀を見つけた―と発表した。この排水こうは、市内の下水に通じているが、すぐさま悪影響が出るとは考えられないにしても、各学部の研究室から出る実験廃液の処理基準がいまだに作られていない大学の姿勢を問題とし、「率先して公害をなくして行くべき大学が、こんな小さなことでいいのか」と、同グループでは近く福井謙一工学部長に会見を要求するなど告発運動をすすめることにした。

水銀が発見されたのは、同大学本部構内の工学部工業化学総合館東側の排水こう。通りかかった同グループの学生が、みぞさらえた泥の中から発見したもので、直径七一八ミリもある水銀の粒がたくさんでてきた。PPM単位で計算すると、数万PPMにも相当する量で学生たちもあきれ顔。

同大学には、工学部をはじめ、理学部、農学部、医学部など、実験を中心とする学部、研究所が多数あり、各種有害物質を扱っているが全学的に処理基準ができていないのは放射性物質などごく一部。

このため、昨年あたりから、「適切な処理方法を示せ」など、大学院生らの強い要望があり、一部教室で対策もとられたが、全学的には、今春、廃棄物処理専門委員会(委員長・

横尾義貫工学部教授)がスタート、処理基準の策定をはじめたばかり。

その矢先の「たれ流し」だけに、同グループは事態を重視「この排水こうは、市内の下水を通じ淀川にそそぐもの。大学から恐ろしい水銀を平気で流している事実は見逃ごせない」として、工学部当局の姿勢をただすことになった。

同グループは、農学部、工学部などの若手教官や学生らが組織している任意の公害告発グループで、瀬戸内海の汚染調査に参加するなど、これまでも活発な活動を続けている。

京大廃棄物処理専門委員会副委員長、小野寺幸之進農学部教授の話 廃棄物の処理について、大学は、とりわけ厳密な基準をつくっていかねばならない。機構が大きすぎるのと、廃棄物の種類が多すぎるため、全学的に非常にむずかしい面がある。廃棄物を市内の下水に流しているのは、国立大では、京大と東大だけ。現在当委員会の小委員会では処理基準を検討しているが、基準案ができるのは九月いっぱいかかりそう。しかし、とくに重金属などについては、当委員会から指示を出している。

七 総長声明について

〔七〕
一九七二(昭和四七)年二月二七日

総長声明について

(前田敬男)

総長は、本学の有害物質の排出に関して、十一月二日下流域住民に対して説明会を行なった。これに関して、次のような声明を出した。

七月工学部、九月理・農学部、十一月附属病院の排水路、ためますにおいて発見された水銀その他の有害物質は、本学の研究・教育の過程で排出されたものであり、それは、主として、教官が公害による被害者の立場に立った指導を行なつてこなかったことに起因するものと考ええる。

このような環境で学生の教育を行なつてきたことに對し、教育機関として、その社会的責任を痛感し、深く反省する。本学は、具体的な行動を通じてその責任を明らかにするため、再びこのような事態が発生しないよう対策に万全を期するとともに、住民から公害による被害の調査等の要請があれば、これに応ずる必要があると考える。

最後に、今回の事態につき下流域住民に心から陳謝し、今後本学の有害物質排出に関して下流域住民から要求があれば、話し合いに応ずる所存である。

〔注〕 原文は横書き。

八 京大原子炉実験所排水路からコバルト60 泥中、微量を検出 大阪熊取町住民にシヨック(抄)

一九七九(昭和五四)年四月一三日

を検出

大阪熊取町住民にシヨック(抄)

〔二九〕

京大原子炉実験所排水路からコバルト60 泥中、微量を検出 大阪熊取町住民にシヨック

京大原子炉実験所(茨田俊一所长、大阪府泉南郡熊取町)の排水路の泥から、放射性元素のコバルト60が検出されたことが十二日、明らかになった。阪大理工学部の久米三四郎講師の調査でわかったもので、微量ながら世界でも最先端の原子力実験所近くでの出来事だけに住民のシヨックは大きい。同実験所ではさっそく独自調査に乗り出した。

コバルト60が検出されたのは、同実験所で使ったあとの水を流すための排水路。幅約二メートル、長さ約三百メートルで、近くの農業用水路の雨山川に注いでいる。久米講師は、同排水口でシジミが採れることから大阪府の原子炉問題審議会に調査を要請したが、同審議会がシジミの存在を否定。心配した地元住民から「ぜひ厳密な調査を」との依頼が同講師にあった。このため三月十七日に現場を訪れ、川底から一キログラムの底泥を採取。教室へ持ち帰って「ゲルマニウム半導体検出器」で測定したところ、乾燥土一グラム中に〇・一七ビコキュリーのコバルト60が検出された。

また同時に同排水口と合流する別の民間会社の排水口から採取した泥からは全く検出されなかった。「同実験所では、原子炉に使った水を処理したあと、所内の池にプール。放射能を沈殿させたうえ、この排水路で所外へ出していることから、同実験所から流れ出たものに間違いない」と同講師は話している。

また、人体への直接の影響はまずないが、シジミが泥中からこれを取り込んで体内で濃縮していることが考えられ、これを長期にわたって食べた場合の危険性を指摘している。

一方、同実験所では「排水は原子炉内で基準値以下に処理し、所内の池にプール、自然に排水路へ流し、この時点でも再チェックしている。また、定期的な採水検査も行い、環境保全に努力を注いでいる。ただ、法律で決まった全体の放射能の点検はしていたが、今回のように個々の放射性元素の検査はしてなかった」といい、「盲点」をつかれた格好。この日、さっそく独自の調査を開始した。結果が出るのは少し先になりそう。また同実験所では現在、運転中の原子炉（二号炉）の老朽化に伴い二号炉（出力三万キロワット）の建設計画を推進しているが、これへの影響も考えられる。

〔以下略〕

九 原子炉実験所をめぐる問題について

一九七九（昭和五四）年一〇月一五日

原子炉実験所をめぐる問題について

総長 岡 本 道 雄

最近、本学原子炉実験所の安全性について種々論議されているが、ここに総長の基本的な考えを表明しておきたい。

原子炉による研究は科学研究の広い分野に関連し、重要な位置を占めている。本学原子炉実験所はその基礎的研究を行なう全国共同利用施設として設立されたものである。

言うまでもなく、この際最も重要なのは、原子炉の安全性の問題であって、そもそも原子力開発に関する過去約二五年余の論議の一つの中心はこの安全性をめぐる問題であった。この点我々は今度のスリーマイル島の事故を、改めて原子力研究開発への警鐘として受けとり、常に原子炉による研究の安全性については叡智の限りを尽さねばならないと考えている。

本学原子炉実験所としても、その創設時の困難な経緯を身にしみて感じつつ出発していることもあって、この安全性については自ら重要な研究課題としており、安全管理には十全の努力を傾注してきた。同時に、周囲の住民に対しても審議会その他地元の自治体諸組織を通じ、その理解と

納得が得られるよう努めてきた。

今回の排水中における放射性物質の存在の問題についても、実験所としては従来より十分注意してきた重要な問題であるだけに、確実な資料と冷静な判断で対処し、安全性の確保については能う限りの努力を払っていると信じている。

総長としては、本学の総括的な責任者として、原子炉実験所のこのような努力を信頼しつつも注意深く見守り、今後一層の努力を続けるよう期待すると共に、専門的判断を要する具体的措置については、原子炉実験所の判断に委ねなければならぬと考えている。

〔注〕 原文は横書き。

〔構内交通安全問題〕

一〇 構内交通安全対策について〔抄〕

一九七四（昭和四九）年四月一日

〔七〕

昭和四九年四月一日

京都大学総長

岡 本 道 雄 殿

安全委員会委員長

藤 永 太一郎

構内交通安全対策について

大学は、本来、それにふさわしい環境のもとで教育・研究が行われるべき場所であります。しかるに、今日、京都大学もモータリゼーションといわれる社会的奔流を避けることはできず、既に本部地区各構内では車両の運行・駐車が無秩序となり、教職員・学生の身の安全が脅かされる程であります。しかも、この様相は、今後さらに悪化するものと思われまふ。

このため、安全委員会においては、早急に適切な対策を樹てるべき必要を認め、構内交通安全小委員会を中心に、その方向と可能性等を検討してまいりました。その結果、まとめられた対策の概要は、以下のとおり二段階になっておりますが、先ず第一段階から至急具体化されるよう提案いたします。

記

1. 構内における車両の運行および駐車に対する規制は、次の目的を達成確保するために行うものとする。
- 1) 歩行者の通行が、安全に行えること。
- 2) 消防活動と緊急時の避難とが支障なく円滑に行える

こと。

3) 教育・研究および診療にとって、より良い環境が保たれること。

2. これがため、第一段階の規制として、本部地区各構内について統一的に次の措置をとる必要がある。

1) 大学は、構内における車両の運行速度を厳重に制限し、一方、必要に応じて構内に、歩行者専用道路、歩道および車両乗り入れ禁止区域等を設けるものとする。

2) 大学は、歩行者専用道路等の設定に応じて、駐車場を整理・統合のうえ確保し、他の場所での駐車を禁止する。各部局は、駐車場に要する土地の使用について、大学の方針に協力するものとする。

3) 大学は、本学教職員・学生およびこれに準ずる者の通勤・通学車ならびに本学官用車および学内団体の業務用車両に、あらかじめ登録証を交付し、これを当該車両に標示させて、構内への乗り入れを認めるものとする。

4) 外来車および資材運搬車等の構内乗り入れは、必要最小限にとどめるものとする。

5) 各部局は、それぞれが所在する構内ごとに協力して、当該構内の車両運行および駐車状況を適時把握すると

ともに、規制違反車に対しては注意書を貼付するなど適当な指示を行うものとする。

3. 以上が第一段階の規制であるが、これによって大学が認めることとなる構内乗り入れ・駐車台数は、大学が確保できる駐車場の収容能力をはるかにこえることとなり、第一段階の規制では実効があがらないことも十分予想される。従って、第一段階の規制実施後は、すみやかに第二段階の規制、すなわち、乗り入れ・駐車台数の許可制限と規制違反車に対する強制撤去措置等を実施することとする。しかし、これら強い規制実施のためには、事前に教職員・学生等大方の理解と意志の一致が得られるよう、大学として格段の努力が必要であると思われる。

(以下略)

(注) 『京大広報』第九七号、一九七四年七月五日に掲載。

原文は横書き。

一一 本学構内交通規制の実施(抄)

一九七九(昭和五四年)年二月一日

本学構内交通規制の実施

京都大学安全委員会は、学内交通問題について本年三月

〔岡本道雄〕

二八日、総長に対し「京都大学吉田地区構内における歩行者の安全確保について」を提案した。これについて、かねてから要項制定の準備をすすめてきたが、一二月四日、「京都大学構内交通規制要項」が制定され、昭和五五年一月一六日を期して構内交通規制が実施されることになった。

この要項制定のもととなった安全委員会の提案の趣旨は、同委員会が昭和四九年四月一五日提案した二段階にわたる規制のうち、既に第一段階として実施されている速度制限（構内速度二〇キロメートル）、歩行者専用道路および駐車場等のライン引きによる標示のみでは構内の増加する自動車に対応できなくなり、今回、第二段階の措置の一つとして、構内に乗り入れ駐車する者に対し駐車許可証を交付し、構内から違反車両を無くして、歩行者の安全確保と教育研究の場にふさわしい環境を保持しようとするものである。今回、制定された交通規制要項の概要は次のとおりである。

1 規制の対象となる構内（要項第1）

本部、西部、北部、教養部、医学部、薬学部、東南アジア研究センターおよび人文科学研究所の各構内とする。

なお、病院（東部、西部）構内については、病院の特殊性と既に規制を実施している等を考慮して、今回の規制

対象から除外した。

2 駐車許可証について（要項第3、第4）

前記の各構内に自動車（自動二輪車を除く）を駐車しようとする者は、駐車許可証の交付を受け、駐車中は自動車の前面の外部から見やすい箇所に掲げることとしている。この駐車許可証は、各部署で次の四種（A～D）を交付する。

- (1) 駐車許可証(A) 職員用
- (2) " (B) 学生用
- (3) " (C) 本学関係者等用
- (4) " (D) 臨時入構者用（当日限り）

なお、入構時、守衛所にて駐車許可証のチェックを行なわないので、タクシー、郵便車のほか、一般の自動車も自由に入構できるが、いずれも一時停車（一定場所に一定時間程度の駐停車）に限るものである。

したがって、臨時の用務で構内に駐車する場合は、駐車許可証(D)の交付を受けなければならない。

3 駐車許可証に係る関連規定

要項には、駐車許可証の貸与等の禁止（要項第5）、駐車許可証の更新等（要項第6）、駐車許可証の返還（要項第7）、遵守事項（要項第8）、違反者に対する措置（要項第

9) および緊急自動車の特例(要項第11)等を規定している。特に、駐車許可証のない自動車、または駐車禁止区域(例、消火栓の附近)に駐車している自動車に対しては、注意書を自動車の前面のガラスにワイパーではさみ警告し、悪質な者には学外撤去を命ずることとしている。また、自動車はこの要項が全面的に適用されるが、自動二輪車、原動機付自転車についても、駐車許可証の適用を除いて、構内の遵守事項のうち、速度制限や交通安全に関する事項について、本要項の適用を受けることになる。

また、本学官用車については、本要項に規定はないが、別途、「京都大学官用車両証」を掲示することとした。

4 規制実施機関(要項第10)

規制に係る業務は、構内所在の部局がその管理する区域について、当該部局自ら行なうものとする。また、事務局(管財課)においては、規制の実施について各部局の長から守衛の協力を求められたときは、その状況に応じ援助するほか、本要項の実施に関し必要な準備を行なうこととする。

以上が今回の本学構内交通規制の概要であるが、安全委員会では、将来の構想として、交通関係施設の整備、つまり、主要な道路を人と車の共用する主道(車道に相当)と安

全確保のための歩行者専用の副道(歩道に相当)を設け、一部主道については車両の一方通行制度を導入するほか、駐車場の整備拡充等を提案している。これについては、各部署間の利害の調整や予算の目途がついた時点で順次実施できよう検討することになる。また、全学的なコンセンサスを得て、最終的には入構車を無くする方向で、駐車許可証の交付は必要止むを得ない場合に制限するよう要望している。

明年一月一六日から本規制要項の実施に当り、駐車許可証の交付申請手続にはじまる規制の実施が円滑に行なわれるよう、関係各部署のご協力と教職員・学生各位および本学関係者のご理解を切にお願いする次第である。

〔中略〕

〔注〕 原文は横書き。

(事務局経理部管財課)